

東大国語研究室蔵『玉塵抄』の翻刻(五) 上

小池 俊希・大島 英之・奥山 光・木越 拓

山本 久・小幡 幸輝・竹林 栄実

一 凡例

本稿は、東京大学国語研究室が所蔵する『玉塵抄』巻五の前半部(1丁オモテ〜107丁ウラ6行目…「冬」から「榕」まで)について、翻刻を行うものである。翻刻に際しては、できる限り正確な本文の再現を目指したが、以下について注記する。

一、一 翻字の方針

・ 原本には、墨筆の本文のほかに、朱筆による書き入れが見られる。抄の原典である『韻府群玉』における韻目を示す三角形には「△」を、見出し字を示す丸には「○」を、見

出し語・熟字に施された鉤点には「ㄣ」を用いて、これらを再現した。なお、本巻には訂字の類の朱筆も見られるため、これも墨筆とは区別して可能な限り再現に努めた。ただし、翻刻本文が煩瑣になることを避けるため、人名や書名を表す朱引は、翻刻本文には反映していない。

・ 見出し語や熟語が切り替わる際には、原本では改行することも多いが、改行をせずに一字分の空白を入れることもある。これらの表記については、可能な限り再現に努めたが、一字分の空白が翻刻本文の行末に配される場合には、翻刻本文上、改行と峻別しがたいため、次行の頭に空白を移すことで、これを示した。

・ また、本巻の特徴として、数行にわたって約二字分の行頭下げが見られることがある。翻刻本文にもこの行頭下げを

- ・ 反映したが、一字分の行頭下げとしている。
- ・ 漢字字体は、原則として現行の字体に改めた。ただし、例外も存するため、その扱いについては三節に詳述する。
- ・ 仮名字体は、原則として現行の仮名に改めた。ただし、「エ」「中」など一部の字については本文の仮名遣いを再現した。
- ・ 合格仮名は、「一(コト)」「メ(シテ)」「臣(トモ)」を用いてこれを再現した。
- ・ 踊り字は、「々」「〱」「、(バ)」を用いてこれを再現した。
- ・ 送り仮名、振り仮名、字の右下に小書きされた仮名は、いずれもルビ機能を用いてこれを再現した。その際、仮名の上下位置は翻刻者の解釈で修正を施した場合がある。
- ・ 漢文などにおける既出の字の省略記号は、「一」を用いてこれを再現し、想定される文字数と省略記号の本数に不一致が認められる場合は、あるべき本数を「〜」で補った。ただし、「魯」(50ウ)など、一本の省略記号が漢文引用箇所的大部分、あるいはその全体に対応すると考えられる場合には、省略記号の校訂は施さなかった。
- ・ 省略記号について、一字目と二字目の切れ目が認めがたい「、一」のような形は、二字分として解釈した。さらに、一字目に比して二字目の省略記号が長い場合には、三字分として翻刻したところがある。
- ・ また、東大本の第四巻まで、および国会本、叡山本の第五

- 巻には、引用を表すために付される、漢文の末尾の縦線がしばしば認められる。東大本の第五巻においては、冒頭の数箇所のみはこのような記号が認められるが、注記等は施さず、既巻と同様に「一」を用いてこれを再現した。
- ・ 右傍線は「右傍線」、左傍線は「左傍線」のようにそれぞれ再現した。なお、抄文中に用いられる左傍線は、その及ぶ範囲がしばしば不明瞭である。そのため、特に字音語に施されたものについては、翻刻者の解釈で修正を施した場合がある。
- ・ 音合符は「音合」、訓合符は「訓合」のようにそれぞれ再現した。
- ・ 見せ消ちは、「~~イイイイ~~」のように二重取り消し線によってこれを示し、傍書された訂正後の字句を「」中に示した。
- ・ 行間の傍記のうち、補入と判断されるものは「」中に示した。なお、補入の注記がある場合には、「○」のように示した。
- ・ 本文中、書記者によってある字句が線で指示され、語釈や解説などの傍記が付される場合がある。翻刻本文ではこれを「(側注…)」の形で小書きした。
- ・ その他、翻刻に反映しがたい問題については、適宜その旨を脚注に示した。

一、二 校訂の方法

- ・ 翻刻者が誤脱などと判断したものは、国立国会図書館蔵本（国会本）と叡山文庫蔵本（叡山本）、および適宜関連資料を参照し、「（〇〇か）」のようにあるべき形を付記した。原態の復元が難しい場合には「（ママ）」を付した。また、漢字について、誤字と思われるが、原本の字体を活字で表現できない場合には、翻刻者の解釈で改めた。該当箇所については、次節の「訂字箇所一覧」を参照されたい。
- ・ 衍字、衍文と判断したものについては、「（衍か）」を付した。
- ・ 漢文中に、明らかな脱字が認められた場合には、あるべき文字を「〜」中に補った。なお、返点や記号類の脱落についても同様に補った。
- ・ 国会本、叡山本と対照して、数語に及ぶ脱落が認められた場合、国会本を底本として《》中に補った。
- ・ 虫損があり判読しがたい字は、国会本、叡山本および文脈から推定し、「**囹圄**」のように示した。
- ・ その他の問題については、適宜脚注で説明した。
- ・ 原本に丁数は付されていないが、便宜上各丁オモテ、ウラの始めに「一」のように丁数を示した。

- ・ 校訂・翻刻を行うにあたって諸本を参照する際には、国会本については国立国会図書館デジタルコレクションに公開されているデジタル画像 (<https://dl.ndl.go.jp/pid/2545082/1/1>) を、叡山本については『新抄物資料集成 第二巻』(1000、清文堂出版) 所収影印を用いた。また、『韻府群玉』ならびに『古今韻会举要』については、米沢善本完全デジタルライブラリー (<https://www.library.yonezawa.yamagata.jp/dg/zen.html>) に公開されている画像を用いた。なお、その他の漢籍資料については、主に中央研究院・歴史語言研究所「漢籍電子文獻資料庫」 (<https://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/ihp/hanji.htm>) に公開されているテキストを用いた (URL はいずれも二〇二三年二月一二日最終閲覧)。これらの漢籍の本文を脚注に引用する際には、翻刻者の判断で適宜句読を施した。

一、三 漢字字体の取り扱い

前号までと同様、原文の漢字は、原則として通行の字体に改めた。すなわち、常用漢字は新字体に、表外字は正字体を基準として翻刻した。しかし、次のようなケースにおいては例外的に、二種以上の字を区別して示した。

- ・ 新字体と旧字体とが、元来別の字義を有したもの。

芸／藝、余／餘、予／豫、台／臺、糸／絲、虫／蟲、弁
／辨・辯・辮、灯／燈の8例。

・略字や、異体の程度の大きいもの。

勻／韻、无／無、泉／録、众／衆、灵／靈、尔／爾、亘
／事、广／摩、貞／貌、口／囗の10例。

※ただし、迹は邇で、抚は撫で翻字した。

・異体字ではなく、通用関係にあると考えられるもの。

遊／游、修／脩、座／坐、跡／迹、編／篇、弦／絃など

なお、例外的に、龍の字は新字体(竜)ではなく旧字体(龍)で翻刻した。また、右のほかに、当時の表記法と思われるもの(例：六流求【＝琉球】)や、いわゆる抄物書き(例：ササ【＝菩薩】)については、原文の表記をそのまま反映した。

以下に、「主要異体字一覧」と「訂字箇所一覧」を示す。前者は、本翻刻における異体字統合の基準を示すものであり、用例の所在の表示は省略している。後者は、臨時的に現れる誤字とおぼしき字体を、所在と共に示すものである。

○主要異体字一覧

〔偏旁冠脚における異体〕

原文の字体	↓	翻刻字体	字例
・三水(氵)	↓	・三水(彡)	：：冲、涼、淮、減、準
・手偏(扌)	↓	・木偏(木)	：：札、朴、杵、杵、松、柏
・示偏(礻)	↓	・衣偏(衤)	：：初、被、複、褚
・行人偏(彳)	↓	・糸偏(糸)	：：絶、繼、維、縫、繳
・手偏(扌)	↓	・方偏(方)	：：游、遊
・ワ冠(宀)	↓	・ウ冠(宀)	：：婉、宜、富
・文繞(攵)	↓	・延繞(攵)	：：庭、延、廷、莖、靈
・卩 ↓ 卩			：：即、卿
・卩 ↓ 卩			：：擲、郎、部
・卯 ↓ 卯			：：卯、卿、柳、聊
・易 ↓ 易			：：傷、揚、楊、湯、陽
・且 ↓ 且			：：宜、檀、祖、租、駟
・力 ↓ 刀			：：分、切、鳩
・刀 ↓ 力			：：功、幼
・日 ↓ 口			：：毫、嵩、高
・ソ ↓ ク			：：晃、衝、象、魯
・火 ↓ 灬			：：熟、鯉、鱸
・一 ↓ 灬			：：撫、馬、魚、鳥、鷄
・旧 ↓ 白			：：叟、卷、鼠

俎 倨 公 松窓翁頌 六六

典 冊 冢 冤 切 切

初 制 勝 勤 醫 醫 醫

卒 南 友 交 髮 友

号 號 后 后 舍 吳 吳

哉 哭 喪 器 噲 噲

坐 坐 垂 垂 執 執 墮 墮

壁 聲 多 夷 夷 奏 奏

妻 姪 淫 子 子 學 學

安 宛 宛 寢 寢

將 尊 岐 峨 崖 崖

嶠 州 列 卷 師 歸

常 床 度 度 庸 庸 庸

建 律 律 弓 引 弘 弦 張 強 彈 發

後 復 徐 御 御 循 循

徭 伍 德 德 思 思 思

性 此 恐 惡 慈 慈 慶 慶

所 所 插 插 擊 擊 擊 改 改

故 故 敏 敏 救 救 救 敷 敷 斂 斂

族 時 曳 有 有 望 望

來 徠 柳 柳 桂 桂 森 森 奕 奕

楚 楚 櫪 櫪 樓 樓 櫪 櫪 枰 枰

橋 橋 機 機 欵 欵 歆 歆 詔 詔 死 死 死

段 殿 殿 穀 穀 氏 氏 昏 昏 民 民 紙 紙



○訂字箇所一覧

以下では、異体字ではなく、誤字の疑いが濃厚な例を一覧する。具体的には、臨時的に現れ、児玉幸多『くずし字用例辞典』(二九八一、東京堂出版)や太田晶二郎(一九九三)「異体字一隅」(太田晶二郎著作集 五)吉川弘文館、四〇〇(四三五頁)に拠ってもほとんど確認することができないものを取り上げる。該当箇所を特定するために、用例の所在に加えて、前後の翻刻文を示した。

本号では、活字で表現し得るものでも、字体上の誤りと思われる例や、字体上の類似から別字種に置き換わったと思

れる例についても、積極的に取り上げた。なお、55才「蜜雲龍」のように、字種そのものを誤っていると思われる例については、ここには掲げていない。

- 1ウ 法 (備か) ヲホメタソ、
- 1ウ 冬ノ法 (備か) ノ如ナソ
- 7才 庶 (シヨ) 人力 (ツトム) ニ於晨 (備か) 一穡 (シユ) 百ひ (ヒ) クラ
- 13ウ 利拆 (サク) (折か) 二秋 (フカツ) 一毫 (ヒ)
- 17ウ 韓ハムナシイ心ソ
- 18ウ 又法 (備か) 一音清 (イ) 冷ト云タソ
- 18ウ 法 (備か) ノキコエヒ、キノ清ヲ、
- 23ウ 范蔚 (ンウツ) 一名睥 (備か)
- 25ウ 果 (果か) 丘ガ家伝ノ易ヲ
- 26才 石頭 (イウ) 卜牢果 (備か) トノ二人



- 26 ウ へー資南陽ノ主書(備心) 諾
- 27 才 南陽宗資主書(備心) 諾
- 27 才 范孟博ト、昼 諾ト(備心)
- 29 才 髮乱(ノ)レタルナリ
- 34 才 師曠ト云、楽人ガ(ガク)
- 35 ウ 幹心(ノ)タリ
- 36 才 へー雅晋人字彦胃(胃心)
- 43 ウ 師曠ナドノ、
- 49 才 烏ハ、鳴ノ字ノ心ソ、(鳴心)
- 49 才 鳴ヒナクソ、ナゲイタ心ソ、(鳴心)
- 49 ウ 鉄枌(カキ)ナト、(枌心)
- 50 才 魯非(ハ)好(ニ)レ士(ヲ)
- 53 才 ー称(採心)レ冤莫(スル)棟(スル)録(一)

棟 魯 枌 鳴 曠 胃 幹 曠 乱 昼 畫 畫

- 54 才 收楼記ハ、(收心)
- 55 才 建漢ノ茶ノ名園アリ、(採心)
- 56 ウ 一旦鴻(ハ)者騎(テ)龍仙去、(龍心)
- 58 才 領絳(ヲ)綰鄭青綰(ナリ)
- 66 ウ 后、稷ハ周ノ先祖ナリ、(稷心)
- 70 才 以ニ詩書(ヲ)為レ之(ヲ)
- 72 ウ 毛詩ノ十七ノ卷、大雅ノ、(雅心)
- 79 才 楮モサウシタソ、(楮心)
- 80 才 柄(柄心)ーノ大ー大ト云ハ、
- 81 才 東筩ハ国ナリ、(筩心)
- 81 才 〇衝怒髮(ツツ)ー冠(一)
- 84 ウ 〇置捕(ト)レ鳥網ナリ、(網心)
- 92 ウ 法(徳心)ガイクツ(一)カアルト

去 綱 衝 筩 柄 楮 言 稷 絳 騎 漢 怒

97 才 芙一帳ア暖ニメ度ル春宵ヲ

97 ウ 詳レ鏡

※本巻では「詳」を「祥」とした例が散見される。

100 才 中庸ノ書ニアリ、

106 ウ 恩一分号分沢注注滅心

106 ウ 恩一分号分沢注注滅心

106 ウ 董仲舒伝ニアリ、

107 才 卷肉ニメ臭シク一ナリ悪

祥 暖

言

号

注

鍾

肉

三冬

冬月令天地既塞而成イソクニ礼記三月令ノ篇アリ正月カラ

十二月ニテソノ月ニノイソクノセタノ号令ノ心ナリ天

帝カラ一ニハツト下知ツ下ルシ合ト云フ令ハツトノイソク

本テハゲツレイソラニクワチヲウトヨムノ天地ガトモ戸ツ

タテアイタ所ヲモフサクヤウニナツテ冬トナルノ夏ハ

トコモアケハメクルノ王莽傳三皇蒙春五伯蒙一三皇六

上代ノ伏ハ神ハ莫テナリ皇ハ大ノ心ゾドコソキリトモ

ナクユウクトアル心ノ法ヲおもメテソノ三ノ王ノ時春
 ノノドクトシタ如ナリ五伯ハ冬ノキフウ風雪ノ威ハケシ
 イ冬ノ法ノ如ナリ春ハ元為デキブウハツトツタサシ子
 トモ人民モハウヲシカサス任運ニメ治タスソレカラ五帝
 三五トナリクマツテセシクニ法度ヲシコナイトガシ罰セラ
 レタリ五伯ハ齊桓秦定晋穆宋襄楚莊此五ヶ国ノ主ヲ
 ヌナリ白ハ把ノ心ソトル心ソ五伯覇トモカクノ覇モトル心ソ櫛ノ
 心ソ物ノ柄ナリトツツカノ心ソ五伯ハ天下ノ權柄シ五人メ

チニトツテ行^{ツチ}ウ心也伯ナレトモ伯トヨムノ五帝ハ夏三王ハ秋

ニ配^イ當シタリ^夜此ノ歳^シハタカカイタトハナイノ歳ハイニシ

ク^トヨムノスイレウガ此ノシハ夜モアタカカモノヒツカフリ

大子^{ソウ}メ^ノ学^ノ問^セラヌ^コソノイニシメウノ夜乃^ハ一日^ノ之^ハ冬^ニ

面白^ク語ナリ一日ノウチノ四時ニ配^イスレハ夜ハ冬ノ位ナリ冬

ハ万^ノ物カ^ノ功^ナリ若^クトケテ^ハ奇特^ノノミ元^ノ位^ノ冬ノ字ハ上^ハハ^ハ又

ト云^フ字^ノ下^ニス^トカク^ノ右ノ水^ノ字^ナリ又^ハス^ハ霜^ノ心

トモアリ^フユノ^ノ時^候ニナレ^ハ氷^ノ霜^カアル^ノ冬^ハ四^ノ時^ノ尽^ル

二 翻刻本文

一△二冬

○冬、月令天地閉塞^{（イソクメ）}而成^{（ル）}レ、礼記二月令ノ篇アリ、正月カラ十二月マテ、ソノ月々ノヲ、ノセタソ、〔令^{（朱）}〕号令^{（リヤウ）}ノ心ナリ、天帝カラ一々ハツト下知ヲ下ル、ヲ令ト云ソ、令ハハツトノソ、本テハ、ゲツ^{（ツ）}レイ、ソラニハ、グワチリヤウトヨムソ、天地ガ、トコモ、戸ヲタテ、アイタ所ヲモ、フサクヤウニナツテ、冬トナルソ、夏ハ、トコモ、アケハタクルソ、**王莽伝**^{（カタトリ）}ニ三皇象^{（ハ）}レ春^{（ニ）}、五伯象^{（ハ）}レ、一、三皇ハ上代ノ伏^{（キ）}一神^{（イ）}一黄^{（イ）}一ナリ、皇ハ大ノ心ゾ、ドコヲ、キリトモ一ナク、ユウ^{（イ）}トアル心ソ、法^{（イ）}ヲホメタソ、ソノ三ノ王ノ時ハ、春ノ、ノド^{（イ）}トシタ如ナソ、五伯ハ、冬ノキフウ、風雪ノ威ハケシイ、冬ノ法^{（イ）}ノ如ナソ、春ハ、无為デ、キブウ、ハツトヲタ、サレネトモ、人民モ、ハウヲ、ヲカサズ、任^{（イ）}運ニメ、

治^{（イ）}タソ、ソレカラ、五帝三王ト、ナリクタツテ、ゼンノ

ニ、法度ヲ、ヲコナイ、トガヲ罰セラレタソ、五伯ハ、斉桓

（側注…公、秦文（側注…公）、晋穆（側注…公）、宋襄（側注…公）、楚莊（側

注…公、此五ヶ国ノ主ヲ云ナリ、伯ハ把^{（イ）}ノ心ソ、トル心ソ、〔五

伯ヲ〕覇トモカクソ、覇モトル心ソ、櫛^{（イ）}ノ心ソ、物ノ柄^{（イ）}ナ

リ、トツツカノ心ソ、五伯ハ、天下ノ権柄^{（イ）}ヲ、五人メ、一

手ニトツテ、行^{（イ）}ウ心也、伯ナレトモ、伯トヨムソ、五帝ハ、

夏、三王ハ、秋ニ、配^{（イ）}当シタソ、**夜気箴**^{（イ）}此ノ箴ハ、タガカイ

タトハ、ナイソ、箴ハ、イマシムルトヨムソ、スイリヤウガ、

此ノシンハ、夜モアタ、カニ、モノ、ヒツカフリ、大ネ

北^{（イ）}〔メ〕、学問セ^{（イ）}又^{（イ）}ヲ、イマシメウソ、夜乃^{（イ）}一日之

冬、一、面白語ナリ、一日ノウチヲ、四時ニ配^{（イ）}スレハ、夜ハ

冬ノ位ナリ、冬ハ万物カ、功ナリ名トゲテ、奇特ノミユル位

ソ、冬ノ字ハ、上ハ久^{（イ）}ト云字ソ、下ニハ、久トカクソ、古ノ

氷ノ字ナリ、又ハ、久ハ霜ノ心トモアリ、フユノ時候ニナレ



1 原本には（久）とある。字体は小異するが、文意が通るように改めて翻刻した。なお、叡山本は「久」を「久」に作り、右傍訓「ヒ」は「ヒサシ」の迎え仮名を表すものと考えられる。

ハ、氷霜カアルソ、冬ハ四時ノ^{ツル}限^スヲ「云ナリ、又ハ、冬ハ、終字トモ、シタソ、冬ハ、万物ガ、末^{スエ}ヲワリ、ハテニナルホトニソ、ソノ後、字ノカキヤウノ、隸字ガキニ、ヤスウメ、冬トカイタソ、千字文ニモ、秋^ハ收^メ冬^ハ蔵^ストアリ、一切ノ万物カ、花サキ、コノミナリ、葉ヲチテ、地クラニ、カクスソ、易ニモ、三ノ易夏殷周ノカワリアリ、只今モチユルハ、周ノ易ナリ、帰蔵ノ易ナリ、万物帰^レ本蔵^ス心ソ、仏ノ一代、五十年説法ヲ、五時ニトルソ、又農人田ヲ作ニモ比シタソ、阿含カラ般若マデハ、タネヲ下^{クダ}シ水ヲ入^レ、草ヲトリスル位ソ、法花風雨ト、ノヨリ、五谷ブネウニ「^オ熟^クメ、満^{サク}作^{サク}ナニトルソ、種^ル熟^ク脱^クノ三ノ^アアリ、涅槃経ヲハ、冬蔵ノ位ニ比シタソ、三冬ハ、初中後ノ^アソ、四時、トレモ三月ツ、アルヲ云ソ、三春三夏、三秋、三冬ソ、三月ツ、アルホトニソ、^ス上^ス冬、十月ナリ、上ハ、ハシメノ心ソ、尚書ニ、正月上一日トアリ、上日ハ、元日ナリ、ツイタチヲ云ソ、上ハ、ハシメノ心ソ、^{ツカサトル}司^ヲレ冬、^{トシテ}顓^ヲ帝執^ヲ權^ヲ一^ヲ、顓^{トシテ}帝ハ、顓^{トシテ}項^{トシテ}帝カ、太玄ノ女ニ、顓^{トシテ}項^{トシテ}ト云アリ、ソレラガ、冬ノ主ニナツ

テ^{ツカサトラ}司^ヲレタカ、^{アセク}御^ヲレ冬、毛詩ノ二ノ^ク卷^ク邶^ク国風ノ中ノ谷風ノ篇ニアリ、谷風ノ詩ハ、「夫婦ノミチヲ^ク失^クメ、フルイ、メラス^テ、新イ女ラムカエテ、インランナヲ、ソシツタ詩ナリ、鄭衛ノ国ハ、姪^ト乱^ニ、スツチャウナソ、ウタヲ、ウタウ声マテ、ワライト云タ^アソ、此毛衛ノモノ、インランナヲ、ソシツタソ、谷風ハ、春ノ東風ナリ、風ヤワライデ、陰陽モ和シ調^クテ、此風カ吹テ、クルソ、風ノ吹テ、陰陽ノ調ル^アヲ云ソ、陰陽ハ、夫婦ヲ云ソ、風ニタトエテ云タソ、ノチニ夫^ト婦^ト道^ヲヲ、チカエタ^ア、イワウ^ヲ為^スソ、我^ニ有^リ二^ニ甘^ク一^ヲ蓄^ス一^ヲ亦^ト以^テ御^スレ冬、ウマイ、ヨイ菜ヲアツメテ、冬ノ、ナ^オ一^ヲニモナイ時ノ、ツマツタ時ヲ、フセクソ、今フツキメ、冬トリアツメタヲ、夏ノアタ、カナ時分ニナツテハ、皆ステ、打^レ忘^テ、思^フイモ、ダサヌソ、フル女房ノ、ウラミタ心ソ、富貴ニナツタハ、夏ノアタ、カナ^アソ、冬ノサムイハ、モト貧ナ時ソ、サムイ冬ハ、我ヲ重^ク宝^トウマイ菜ニシタガ、今ダンキノ夏ニナツテ、ウマイ菜モ入^レヌト云テ、ステタソ、御ハ禦ノ心ソ、フセグト、ヨンダン、御^ハ禦^ト也聚^スニ美^ク菜^ト一^ヲ禦^スニ窮^ク一^ヲ乏^ク之時^ト一^ヲ、

此ノ心ハ、カミニカイタソ、

不^レ輟^レ冬、天^ニ下^ニ為^レ人^ノ惡^シ寒^レ而^一上^レ、天道ハ、公道

ニメ、私ナイソ、一人間ノ者ノ寒^クヲ惡ムト云テ、人間ヲ本

ニメ、冬ヲヤメテ、略メハ、ヲカヌソ、冬モ、ナウテハ、カ

ナワヌソ、**荀天論**荀子ノ書ノ中ノ天論ノ語ソ、天道ノヲ論

メ云タ篇ナリ、荀子ノ書ハ、コチエ渡タヤラ、ミヌソ、荀卿^{ケイ}

名ハ項^{キヤウ}趙ノ国ノ者ナリ、荀子ト云書、数万^ニ言ヲ作タソ、六

経羽翼ト云タソ、鳥ノ羽翼ノ如ナソ、干要ト云心ソ、鳥^ハ二羽^ニ、

車ニ輪ナケレハ、用ニタ、ヌソ、排^ハ二寒^ニ冬^ニ、喜氣^ニ一^ス

一、和メ喜ブ氣^キ色ハ、イカナ、サムイ冬ヲモ、ヲシノクル

ソ、排ハヲシダス心ソ、推ト云ニ、ヲ^ハシアグルト、ヲシサ

グルトノ^ニアリ、コ、ハ、排^ハ推ノ心ソ、スグニ、ムカイエ、

ヲシダス^ソソ、韓カ詩ソ、韓ト一字スルハ、韓愈^ユソ、

醉^フ三天門^ニ冬^ニ、**坡**ガ^ニ一^テ酒^ニ吟^ス二詩^ニ一首^ニ、天^ニ一^ハ、

菓種ナリ、此ヲマセテ、作タ酒ナリ、ヨイ酒カ、ソノ酒ニヨ

ウテ、キケンヨウテ、詩ヲ二首作タソ、ドノ詩トハ、シレヌ

ソ、**活**迎^フレ、冬ノキタヲ迎タソ、メツラシウモナイ字ヲノ

セタソ、隆^{リウ}一、隆ハタカシトヨムソ、高ノ心ソ、サカンナ

リトモヨムソ、冬ノマン中^ナフクラノ心ソ、盛冬盛夏トモシタ

ソ、ソノ心ソ、季冬、杪冬トモ云タソ、季^ハ一^ニ末^ニナリ、杪^{セウ}ハ

木ノコスエナリ、コズエモ、末ノ心ソ、十二月ノ^スソ、

○霰、雨^ニ、雨ノフツタヲ云ソ、

○琮、**礼冬官**礼記ニアリ、四時ヲツカサトル官アリ、コ、

ハ、冬ノ官ノモツ玉ソ、璧^ハ九寸又駟^ハ五寸、大ト小ト二

アリ、璧^ハ駟^ハ、字ノ心アラウソ、ソレハ不詳ソ、可^レ考ナ

リ、

黄琮、^ハ一^ハ礼^也、礼儀ニ、此ノ玉ヲモツト、ミエタソ、此

ノ玉ハ、春官カモツソ、**人名**劉^ハ、劉表ガ子ナリ、劉表字景

升漢ノ末ニ、荊州ノ守護ニナル、子二人アリ、一人ヲ琮ト云

ソ、曹操ガ^ハ一^ハ琮ガヲヤヲ豚犬ト云タソ、犬エノコト云心ソ、

2 原本には（天）とある。右傍線が文字の右下に認められるが、国会本に従い、音読符として翻刻した。



臺ニノホツテ、鷹ヲ呼タハ劉表ヂヤカ、○涼、樂也、孟

郊カ詩ニ、心緒病无レ、クワシラクメ、ヤミホウタレハ、

心ニ、タノシミ喜ヒト云フナイソ、心緒ハ、心ヲツナク根本

ナリ、心ノモト、云心ソ、歌道ニ、玉ノ緒ト心ヲ云ソ、タマ

シイヲ、ツナイテ、ヨク緒ト云心ソ、○涼、水ノ声ナリ、

ソウノト流テ、ナルヲトナリ、文選ニ仰、聆大壑、大

一ハ高山カラ谷ヘヲチテ流ル水ノヲトヲ、打アヲノイテ、キ

イタソ、坡ガ灵隠寺両天竺寺ノ詩ニ、両澗春一灵鷲ト作タ

ソ、春涼ハ春水ノ一流声ソ、○涼、孟郊カ詩ニ、水会楚

一水ニ有驚、一、涼ハ、方々ノ水ノ、アツマルナリ、ミナト

ナドノ心ソ、万方ノ水カ流テ、楚江ニ会合メアルホトニ、波

モシツカニナウテ、驚奔スルソ、ソノヤウナガアルソ、三水

ニ、ツクリニ衆、ヨカイタホドニ、ツドウ心ソ、○情、慮也、

ヲモンバカルナリ、又謀也トアリ、通メ惊トナスソ、

○寶、南蛮也、南方蛮夷ノ国ノ年貢ノ布也、賦ハ年貢ナリ、

年々、天子エ、タテマツルヲ、貢ト云ソ、貢ハ、タテマ

ツルトヨムソ、賦ハクバルトヨムソ、シキクハル心ソ、ソレ

ノ貢物ヲ、ツラヌル心ソ、歳、輸ニ布一疋ニ

布一、毎年、年貢ニアクルソ、輸ハ進上ノ心ソ、イルトモヨム

ソ、ソレモ同シ心ソ、年貢ヲ、又ハ歳入ト云ソ、天子ノミク

ラエ入ル心ソ、三体ノ下ニ、漢女輸ニ布一トアリ、輸ニ

一トヨムハ、ワルイソ、マケカツタデハ、ナイソ

○農、耕也タガヤスナリ、田ヲスキ、クワデホツテ、打カ

エシ、ハネアケテ、後ニ、穀ヲ、ウエマクホドニソ、千字

文ノヨミニハ、ナリワイト、ヨムソ、千字文ニヨントソ、

左伝ニハ、庶人力ニ於晨、一、種ヲ農ト云イ、

刈テトリ入レテヲサメテ、ヲクソ、一ソレヲ穡ト云ソ、上

古ニ、厲山氏ト云人アリ、ソノ子ガ、ヨウ五ノ谷ヲ、ウエタ

ソ、サテ、ソノ名ヲ、農ト云タソ、ソノ後ニ、耕作スル民

人ヲ、農ト云タソ、ホリツクリスル者ノ、総名ニ、ナツケ

3 原本は「ナリ」までを前行に記し、「ワイ」を次行に記す。国会本には改行が無く、「ナリワイ」全体に対して左傍線を付すが、原本に忠実に翻刻した。

タソ、ソノ後ニ、炎帝ト云王ノ、百穀ヲ、ウユルヲ、ヨ
 ウセラレタホトニ、神農ト云タソ、農ノワサニ、奇特神変
 ナ心テ、神ト云ナリ、ソノ後ニ、大司農ノ官カ、デキタ
 ソ、民部ノ唐ノ名ソ、秦ノ時ニ、名ヲカエテ、治粟シヨクノ
 云タソ、韓信ハ治粟大尉ニナツタソ、一郡ノ名ニ、弘農コウア
 リ、弘ヒロメル、レ心ソ、
 三農、一一生ス九穀ヲト、**礼天官**作ソ、礼記ノ秋官ノ所ニ
 アリ、三農ハ、山、沢、平地、ナリ、山ニモアリ、山
 田ヲツクリ、アワ、キビ、ヒエ、ナト、ウユルソ、沢ニモ、
 ウユルモノアルソ、モトヨリ、平地ハ、田ハタケナリ、
 九農、以テ二九コト扈ト為シ一正ト、正ハ、カミトモヨムソ、ソノ
 一ヲ、ツカサドルカシラヲ云ソ、本人ノ心ソ、**左**一農桑、
 九候コウ鳥也、農ハ耕作田ヲツクツテ、五谷ヲ生スルソ、**食**ノ本
 ナリ、桑ハ、クワヲトツテ、蚕ヲヤシナウテ、イト、ワタヲ、
 生ス、(前ハ)「ルソ、衣シヨクノ方ナリ、衣食ノ二ハ、人ノ命ヲツグ者
 ソ、農桑ト云ハ、衣シヨク食シヨクト云心ソ、史漢デハ、衣イ食シトヨムソ、

食トハヨマヌソ、九扈ハ、九ノ候アリ、時候ノ心ソ、九タビ
 ノ時分ニナク鳥アルカ、鳥也、トシタソ、農ヲツケ告ルニ、
 ハトヤ布ハト谷ナドノ鳥アルソ、九扈ヲ、ソノ時分々々ニ、告ル
 鳥コソアルラウソ、扈ハヤトウトモヨムゲナソ、**扈**也、
 謂止ウレ民使シ无ク過スレ時、九扈ハ皆農ノ事ナリ、時分チツトモ、
 スギテハ、ナラヌ者ソ、アマリ早モワルイソ、天地ノ気ガ、
 ソノ時分々々ニ、カワル者ソ、気ガチカエハ、草木モ、**熟**一
 セヌソ、命吾ニモ、使ツレ民以レ時トアリ、耕作ノ時分ニハ、民
 ヲツカワヌソ、時分ニ農ヲセネハ、**食**カタユルソ、春扈ハ氏
 趣ウチニ民耕種コト、春ノ扈ハ、ツカサドル官ソ、ソレハ民ニホリ
 ヲコシ、タネヲツケ、ナワシロヲ、シ、ウエマクコトヲ、サイ
 ソクスル官ソ、趣ハ、ソクノ音ナリ、促トカヨウタソ、ウナ
 カスハ、催促スルコトソ、夏扈ハ氏、趣ウチニ民芸コト除ク、夏ノ扈一
 ノ、官ハ、田ヲウエテ、田ノクサヲトリ、キリステ、除ク
 ヲ、民ニサイソクスルソ、耘ノ字ヲ、クサキルトヨムソ、ス
 キナドデ、田ノ中ノ、クサヲ、スイツ、キツ、スルソ、田ノ

4 国会本・叡山本ともに「ナ」とするが、「植ユルモノ有ルゾ」とも解釈可能であるため、校訂は施さない。

中ノ、クサヲキルホドニ、芸^ノ字ヲ、カイ^ノ一タソ、芸ハ、耘^ノ心ソ、イネノソバニ、別ノクサガ、ソノクサニ、地ノコエヲ、トツテ、コエテ、本ノイネハ、ヤセテ、ミガイラヌソ、ソバノ草ヲハ、莠^ヲト云ソ、ハグサトヨムソ、用ニタ、ヌ、ワルイ草ト云心ソ、秋^ノ扈氏、越^スニ民^ノ収^レ斂^シ一、此ハ、イネモ、アカラウデ、田ニ久クアレハ、鳥モハミ、霜ナドアタレハ、来年ノ、イネワルイソ、トウ、カリヲサメ、年貢ヲモ、ハヤウ、ナセト云テ、イソク^ノソ、冬^ノ扈氏^ハ越^スニ民^ノ蓋^シ蔵^シ一、冬ハクラノ、ヲ、イヲシテ、クラエ入テ、カクイテヲク^ノヲ、イソカスルナリ、又ハ、イネヲカリテ、吾力所ノ庭ヤ、ヤシキニ、ツンテ^一ヲクソ、イナクラト云ソ、ソレニヲ、イヲスルソ、風雨雪霜カ、イネニトヲレハ、米ガ損^ズズルホトニソ、蓋ハ、ソノ心カ、棘^ハ扈氏^ハ、掌^ニニ民^ノ百^ノ果^ヲ一、此ハ、木^ノノミヲ、年貢ニアクル所アリ、ソレラモ、コノミヲヨウ守テ、人ノヌスマヌヤウニ、護メ、アリヤウニ、減セズ、年貢ヲアクル^ノヲ、サイソクスルソ、行^カ扈氏^ハ、昼^ニ為^シレ民^ノ驅^レ鳥^ヲ、宵^ニ扈氏^ハ夜^ニ為^シレ民^ノ驅^レ獸^ヲ、

行^ハ、ヒルノ官ソ、ヒルハ、鳥ガタカツテ、イネヲハムヲヲウソ、官ノ者ガ、鳥ヲハラウマイソ、鳥ヲ、ヲエトフル、心カ、宵^ハ、夜ハ、鹿ヤ、イノシ、カ、田ヘデ、イネヲハムソ、田ニイヲ、メ、ケモノヲ、ヲウソ、ヒルノ^一所^ニ、行^ハ扈^ト、行^ノ字ヲメ、アルソ、行^ノ字ガ、ヒルニナル心アルカ、ヒルアルイテ、走^テ鳥ヲヲウ心カ、夜ハ、クライホトニ、トヒハシル^ノハ、ナラスソ、行^ノ字モ、心アラウソ、桑扈氏^ハ越^スニ民^ノ養^レ蚕^ヲ、上ノ七ノ扈氏ハ、食^ノ方ナリ、此ノ桑^ハ、衣^ノ方ナリ、民ノ女ニ、桑ノ葉ヲツンデ、蚕^ヲカイヤシナウテ、イト、ワタニ、スル^ノヲ、サイソクスルソ、老扈氏^ハ越^スニ民^ノ収^レ麦^ヲ、老^ト云ニ、収^ル麦^ヲヲ、イソグ^ノハ、ナニトシタ^ノソ、老^ニ妻^ノヲハ、エ心エヌソ、老^ノ字、チカウタカ、九扈^ノヲハ、左伝ノ、二十三ノ卷、昭公十七年ノ、經^ニニアリ、九^一扈^ニ為^シニ九農正^一、注ニ春扈鳩鶡、夏^一窃^レ玄[、]秋^一窃^レ藍[、]冬^一窃^レ黄[、]棘^一窃^レ丹[、]行^一喙^レ々[、]宵^一噴^レ々[、]桑^一窃^レ脂[、]老^一鶡^レ々[、]一^一扈^レ民^ノ无^レ淫^者也トアリ、九ノ鳥ノ、

5 この二字分の省略記号に入る文字は詳らかでない。「春扈鳩鶡」から「老扈鶡々」までは、『春秋左氏伝』（昭公十七年）の本文「九扈為九農正」に

名ノ字、イワレ、注モナシ、異相ナ名ナリ、老扈モアリ、心ハドレモ、ナイソ、民ノ時時ノ、ワサニ、ヲコタツテ、物ヲ、シハグル、^一ヲ、ヤメタヲ、扈ト云タソ、九扈ノ、鳥ノ名ノ、字ノ心、疏ヤ正義ニ、アラウカ、知テモ、又イラヌ^一ソ、**昭**

十七 左伝ノ二十三ノマキニ、アルソ、

ハ上農、^{ハヤシナク}一夫食^ニ九一人^ニ、**孟**上ノ、ヨイツクリウドハ、ツクリダスカデ、^一九人ヲ、ヤシナウソ、上中下ノ、三カアルソ、^ハ堯農、食力乃^一一^一孟詩耕作ノカヲ食^ニニメ、スクルハ、堯ノ時ノ民ナリ、耕ヲ本^ニニメ、子ドモヲ、心^一安スコスソ、

ハ老農^語命吾ニ孔子ノ吾不^レ如^{シカ}ニ老農^ニトアリ、^一禁遅ヤラガ、ホリツクリヲ、セウサヤウヲタツネタニ、孔子ノ心ニ、アワヌソ、仁義五常ノ^一ヲハ、トワイテ、ソバ^一ヲ、問タホトニ、吾ハ年ノヨツテ、ホリツクリノ、功ノ入タ農夫ニハ、ヲヨバヌホトニ、エシラヌト、ハネラレタソ、コレカラメ、ハタケ、サエンナド心ガケテ、ヒツコウデ、イモ^一ホリメ、スキウ

ト云ニ、学圃トカクソ、^ハ明農、周公曰其^一一^{ナルカテ}哉、尚書ヲ引ソ、タレヲイワレタヤラ、農作ノ^一ニ、明ニタツシタ心ソ、明^{ナル}レ農トヨマウカ、尚書ノ、ドノ篇ヲ、シラヌホトニ、不レ考ソ、

ハ勸^ムレ農、^ハ一^レ力^ヲ本^ニ晁錯伝前漢書ノ、晁錯力、伝ノコトハ

ナリ、孟夏命^ニレ農勉^ニ、^一月令耕作ヲ、ツトメテ、ナサシム

ルソ、^ハ勸^ムレ農、^ハ一^レ薄^ニ其租^ニ、^一漢書ノ武帝紀ニ

アリ、^ハ勸^ム勉也ト、注武帝、カラ、天下エノ詔ナリ、天下ノ

民ヲ、ツトメサセラレテ、年貢ヲ、スクナウ、メサル、ソ、

武帝ハ、ヲゴル^一ヲ、略メ、物ヲソサウニ、^一民ヲアワレ

マシムタソ、^ハ勸^ム一作^ハ勸^ム、^一レ^ト翹^トトアリ、漢書ニ、蘇林カ、注云、

勸ヲ、ゲウノ音ニシタソ、ツトメス、ムル心ソ、租税ハ、年

貢ヲ云ソ、^ハ傷^ムレ農馮道云、谷貴傷^ムレ民谷賤^一、^一谷ハ、

穀ト通タソ、五谷ト云ハ、米ノ^一ソ、米ハ五谷ノ、ソウリヤ

ウナリ、米カ、ツヨウ高^レハ、民力迷惑スルソ、米ガ田ニス

対する杜預注であり、続く「以九扈為九農之號、各隨其宜、以教民事」は、引用されていない。二字分の省略記号に続く「扈民無淫者也」は、『春秋左氏伝』の本文の引用であり、当該箇所に対する杜預注「扈止也、止民使不淫放」は引用されていない。

6 「勸」一字を「ツトメシメテ」と訓じたものか。国会本には「一^レ勸^ム」、叡山本には「一^レ勸^ム」とある。

ドニ、不考、ナツケヤシナウヤウナ心カ、九族ノ一（ト心 16オ）「ア
ルホドニ、ハラム一デハ、アルマイカ、後ニ可考也、
宗、蒙求ニモアリ、賀循為二世一、**晋**賀一、字ハ、彦先、
心カ清ウハゲシイ者ナリ、晋ノ建武ノ時ニ、朝廷テ疑難アリ、
経伝ノ上ノ一ツソ、賀カ、一々マウシタソ、当世ノ、儒宗トイ
ワレタソ、**談**宗、晋潘京善ニ談論、**樂**一広曰、君恨不_レ学尔
若学_レ必為_レ二一代一、**賀**宗、春誦夏弦、**太師**詔_レ之_レ
一、**記世子**殷ノ学也、春ハ陽ナリ、陽ノ氣ノ事ヲ用ルトキ
ハ、声ヲ以テスルナリ、声ハウコク方ソ、夏ハ弦ナリ、**弦**ハ、
絲ナリ、琴ハ、イト一ノ緒ヲカケテ、**彈**メ声ヲ出スナリ、
コトヲヒイテ、詩ヲ、ウタウソ、春ハ歌イ樂ヲナスソ、**大師**
ハ樂ヲスル、**樂官**ノカシラソ、**樂人**ヲハ、**師**ト云ソ、**大師**ハ、
樂人ノカシラソ、ソレカ、**瞽**一ニ、ツゲテ、誦_レ弦セシムルソ、
弦_レ一ナリ、弓ノ時ハ、弓ヘンヲカキ、**琴**比巴ノニハ、**絃**ヲ
カイタモアルソ、上古ハ、字スクナイホトニ、トレニモ**弦**ヲ
カイタソ、後ニ字多、**テ**キテ、ソレ一ニ、アワセテ、字ノ
ヘンツクリヲ、カエタソ、**瞽**ハ、目ノシイテ、**瞽**々トメ、**漫**々

トメ、ワケモナイ一、**鼓**ノ如ナニヨツテ、目ノ上ニ一**鼓**ヲ
ソエタソ、目ノミエヌ者ヲ、**瞽**ト云ソ、宗ハ、目ノミエヌ者
ノ中テ、年ヨリ功ノ入タ者ヲ云ソ、ソウリヤウノ心モアリ、
タツトブ心モアルソ、唐ニハ、目ノミエヌ者ニ、詩書雅言ノ
一ヲ、**琴**ヲヒイテ、曲ニ入テ、ウタワシムルソ、日本ノ座頭
ガ、平家ノ、史記ヲ、カタルツレソ、日本モ、平家ノサウシ
ナイ前ハ、**座頭**カ、**韓**神、**催馬**樂ト云、二ノ書ヲウタウタソ、
大ヅクシカラ、ハシマツタソ、一**神**ト云ハ、唐ヨリ、東ヲハ、
三韓_ノト云ソ、**韓**カ、三ワカリタソ、**韓**ハ国ノ名ソ、高麗充
求モ、三韓ノ中ナリ、一**カラ**神ト云ハ、地神經ノ如ナソ、
ソノ国々ノ神ノ一ツソ、日本記ニ、刀ノサヤヲカラト云タソ、
サヤハウツロニメ、ムナシイソ、**韓**ハムナシイ心ソ、
韓ハムナシイ心ソ、**唐**モ、ムナシイトヨムソ、**韓**モ、**唐**モ国
ノ名ソ、トレモ、空トヨムソ、**催**一ラト云、**双紙**二卷アリ、
早歌ノ如ニ、フシラツケタソ、此ハ、遠国カラ、ミヤコダイ
リエ、ミツキ物ヲ、馬ニヲウセテ、上スル馬ヲイガ、ウタウ
タ、ウタナリ、サテ、**催**馬ト、**カ**イタソ、**座**一頭ト云一モ、

孝灵天王ノ、目クラヲ、フビンナトアツテ、大スミ、サツマ
 日一ノオ「向ノ、三ヶ国ヲ、タマハリニテカ、此三ヶ国エ、日本ノ、
 メクラトモカ、アツマリテ、国ノ物ヲ、クウテ、ソコデ（備点生）、
 スキタソ、ソノ後、三国モ、チガウテ、京エ、上テ、王將軍、
 公家、門跡、僧家ヲ、ロサイシタソ、ダイリエ、ユルサレテ、
 マイルホトニ、王カラ、三十二ノ、官ヲ、半分タマワリタソ、
 十六ノ官アリ、ソコテ、髪ヲモソリ、ヒタ、レナドヲ、ユル
 サレタソ、ヒタ、レニ、九曜ヲ（備点生）ヘウメ、トヂ、メノ、カザリ、
 九アリ、一行法師、クワラ国エ、流テ、暗穴道ヲ、七日七
 夜トヨリタニ、クラサニ、九曜ノ星ヲ、ダイテ、ソノ光デ（備点生）、
 「アルイタソ、メクラハ、一生アンケツ道ニ、ヲチタ者ソ、
 ソノ為、九曜ヲ表ニ、ツクルト云ソ、周ノ代ニハ、三代ノ学
 ヲ、学セラレタソ、春誦夏絃ヲ、瞽宗ニ、サセラル、ハ、
 礼楽ナリ、礼楽ハ、殷ノ学ナリ、コソウノ注ノ末ニ、殷学也
 トシタハ、此心ナリ、
 〱秩宗、秩ハ次序ナリ、次第ツイヅル心ソ、尔雅ノ書ニ、秩
 々タル、智トアリ、智恵ノ、思慮深ウ、長イコソ、重々、フカ

ウ長ナリ、又秩ハ、清イ心モアリ、又法（備点）音清冷ト云タ
 ソ、法（備点）ノキコエヒ、キノ清ヲ、秩々ト云タソ、又左伝ニ、
 左右秩々一ノオトアリ、ソレツ、シミ、敬ウヤマウタヲ云タソ、秩ノ
 字、コンボン、禾ノフタ、ヒハユル稲ナリ、ソノユエニ、ヘン
 ニ、禾ヲカイタソ、ノチニ、ソノ字ヲ借テ、官秩ノ、次序ニ、
 モチイタソ、伯夷チカサシ改作ニ一ハ、尚書舜典ニ、帝曰咨伯夷
 一ニ（備点生）一、帝ハ、舜ノ、伯夷ヲホメテ、ア、ト云ヘタソ、
 ソチハ、秩ノ官ニナル、ソノキヨウガアルソ、宗ハ、尊フ
 心ソ、秩ハ、郊廟ヲ、ツカサトル官ナリ、サテ宗ト云ソ、宗
 廟ハ、天子ノタツトハル、所ソ、伯夷ハ、周ノ時ノ、ワラビ
 ヲ食タデ（備点生）、ハナイソ、此ハ、上古ノ舜ノ臣下ソ、〱朝宗、
 一ニスレウ一、于海ニ、尚書ノ、三ノマキ、禹貢ノ篇ニ、夏ノ禹ノ、
 天下ヲモタレタ時ニ、天下九州カラ、年貢ヲ天子エ、ソナエ
 タコヲ、シルイタ、篇ナリ、禹貢ハ禹ニタテマツル心ソ、貢
 ハ、タテマツルトヨムソ、初二ハ、禹ノ天下、九州ノ大コウ洪
 水ヲ、ヲサメラレタコヲ云タソ、江漢朝ス宗于海トアリ、江
 ト漢水ノ、大所ソ、江ト漢トノ、州トヲツテ、大海ニ帰シタ

ソ、朝ハ、天下万民カ、王城ニ、朝メ、王ヲアヲキタツトフ
 一ソ、ソノ如ク、天下ノ万水ガ、大海ノ水ノ王ニ、アツマリ、
 朝メ、海ヲアヲキタツトフ心ソ、朝^一「宗心^二」ナリ、
 允^{カクス}レ宗^ヲ、左伝ノ二十ノマキ、昭公元年ノ伝ニ、アリ、ナガ
 イ一ナリ、鄭ノ国カラ、游楚ト云ヲ、呉ノ国エ、ヲイハナツ
 時ニ、子南ト云者ヲ、ヤラウト云タソ、子産ガ、游楚ガ、ヲ
 イノ大叔ニ、談合シタソ、大叔ガ、子産ニ、返事シタ語ナリ、
 不^ハレ能^レ允^{カクス}レ身^ヲ焉^一 能^レ允^{カクス}レ^二宗^一允^{カクス}レ蔽^{カクサシ}也、吾身ヲサエ、
 エカクサヌソ、ソウリヤウヲ、ヲ、イカクス^一ヲハ、エスマイ
 ト云心ソ、允ハ、ヲ、ウト注シタソ、左伝ノ本^二ニハ、カクス
 「ト」点シタソ、ヲ、ウガカクス心ソ、
 允^一起^二宗^一、後魏^ノ主^ヲ重^ニ門^一族^ヲ、薛氏不^{サレ}レ許^レ入^二郡^ノ姓^ニ、薛宗
 起^一応^二一^三对^二明^一弁^ヲ、乃^ハ入^二郡^ノ姓^ニ、前三^三国^ノ蜀^ノノ時^ニ、魏^{アリ}アリ、
 ソノ後^ニ、北朝^ニ、後魏^{東魏}西魏ト云カアルソ、後魏ノ王ハ、
 十二代アリ、コ、ニ魏王^{王カ}トシタハ、ドノ王ヤラソ、ソノ王

ノ、人ノ一門一族ノ一ヲ、カルウハ、セラレヌソ、薛氏ノ者
 アリ、ソノ郡ノ氏^一姓^ノ人^ノ数^ニイレナシタソ、薛宗起ト云者
 アリ、口^一ペン、キイテ人トザウタン、物ノ返事ナドスル^一、
 キヨウナソ、ソコテ、皆カ、ユルイテ、ソノ郡^ニ、薛ノ同姓
 アリ、ソノ姓ニ入タソ、魏ノ帝王曰^ク、卿^ハ非^ニ宗^一起^ニ乃^一也、
 王ノ臣下ヲハ、卿トイワル、ソ、一^二卿^一ハ、キミトモ、ナン
 ギトモ、ヨムソ、チツト、シヤウクワンシタ字ソ、ソチワ、
 名ヲ、起宗ト云ソ、ヲコル宗ノ心ナレドモ、ソレデハナイソ、
 薛ノ宗ヲ、ヲコイタホトニ、宗^一起^ノ字ヲ、ウチカエメ、起^ヲ
 宗^ヲチヤソ、一^一
 允^一百^ノ果^ノ宗^一、張^{カク}敷^曰、梨^ハ一^ノ之^一查^{サツ}何^テ敢^レ比^シ、南宋ノ時ノ、者
 ナリ、字ハ景純ナリ、ヲサナハ、檀ナリ、父邵、ヲサナ名ハ、
 梨ナリ、帝ノシヤレテ、問テ曰、檀ハ、梨トドチゾトアリ、
 吾ト、ヲヤトヲ、コノミヲ云ヤウニ、トワレタソ、ヲヤノ名
 ノ、梨ハ、一切果実ノ宗領ナリ、ソレガシガ、名ニ付タ、查

一 一 原本は、「起宗」・「百果宗」・「三宗」・「不避宗」の順とする。しかしながら、『韻府群玉』は、「起宗」・「不避宗」・「百果宗」・「三宗」の順としており、国会本・叡山本も『韻府群玉』通りの順序として、「起宗」の後に「不避宗」を抄する。

ハ、ナニガ一向ニ及バヌ^レト、一^ニコタエタソ、父カ死テ、
 中陰^{イシ}ニ、カナシミ、ヤセツカレタ^レト、昔ノ札記孝経ナトニ、
 アルニ、カナシム^レト、スギタソ、天子カラ、キ、及ハレテ、
 イタ所ヲ、張孝里ト、イワセラレタソ、宋ノ武帝ノ代ニ、中
 書郎ノ、官ニナツタソ、^シ三宗、眼^レ耳^レ心^レ、**伝**書宗ノ
 字ハ、経教テハ、シユトヨミ、シウト、ヒイテモ、ヨムソ、
 ソウトハ、ヨマヌソ、仏書ト、シタホドニ、経力論カデ^{（論点先）}、
 アラウソ、宗ト、ヨマウソ、サレトモ、ソウトヨシテ、ヨサ
 ウナソ、眼、耳、心ノ、三ツ、干要ナリ、宗ハ、肝腎ノ心ソ、
 経ニハ、名、体、宗、用、教、ノ五、必ソ一^ニナワルソ、宗ト
 ヨムハ、名^レ目ツカイノ、不同ナリ、序^レ分、正^レ宗^レ分、流^レ通
 分、ノ三段、経ニハ必アルソ、^レ不^レ避^レ宗、盧蒲癸カ事、
 不^レ祥^{（蘇心）}ソ、左伝ドノ公ノ伝ヤラ、ミエヌホトニ、不^レ考^{（宋）}
 ナリ、
^レ五宗、臨濟^{（シウ）}一^レ澆仰^{（シウ）}一^レ曹洞^{（シウ）}一^レ雲門^{（シウ）}一^レ法眼^{（シウ）}一^レ為^{（シウ）}一^レ今臨濟^{（シウ）}
 独^{（リ）}盛^{（ナリ）}**伝**五宗一々ノ宗ノタテヤウ、コ、ニハシルサヌソ、人
 天眼目、伝灯ナトハ、臨^{（シウ）}一^レ雲^{（シウ）}一^レ澆^{（シウ）}一^レトアルカ、コ、ニ、

伝トシタハ、伝灯泉テ、アラウソ、五宗トモ云イ、五家トモ
 云ソ、此ニ、楊岐、黄龍ノ、二宗ヲ加テ、五家、七宗ト云也、
^レ南北宗、六祖一^レ得法^{（ク）}往^{（ク）}曹溪^{（ニ）}、神秀亦襲^{（ニ）}五祖法^{（一）}、居^{（ス）}
 荊州^{（ニ）}一^レ号^{（ス）}一^レ一^{（ト）}、**伝**六祖惠能、五祖忍大師ノ法ヲ得テ、南
 方韶州ノ曹溪ノラクニ住セラレタソ、神秀ハ、五祖ノユルシ
 ハナケレトモ、一派タテ、北方ニイテ、北宗ト云タソ、六
 祖エハ、五祖ノシルシニ、二トモナイ、衣鉢ヲ伝ラレタソ、
 達^{（ル）}廣ノ衣鉢ナリ、六祖カラメ、衣ヲハ、伝ラレヌソ、此ヲロ
 シメ、ソハエナリテ、イサカイニナルホトニソ、^{（宋）}襲^{（ク）}ト云ハ
 キル者ノ、ウラナト、画^{（ク）}ノ、ウラウツヤウナヲ云ソ、本^{（ク）}テハ
 ナイソ、キルモノモ、ウラハ、本テハナイソ、ソイモノソ、
 一^{（ニ）}定^{（ス）}惠宗、達磨立六宗、有相^{（一）}一^レ无相^{（一）}一^レ定^{（一）}一^レ戒行^{（一）}一^レ无得^{（一）}
 一^レ寂靜^{（一）}**伝**達^{（ル）}廣立三六^{（一）}一^レトアリ、必達^{（ル）}廣ハ、タテラレヌソ、
 外^{（レ）}道ニ、此六ノ宗カ分テアルソ、達^{（ル）}廣一々クジカレタソ、有
 相^{（一）}一^レ（^{（宋）}ハ）^{（一）}、ナンニモ、一切アルト、計^{（ク）}スルソ、无相^{（一）}一^レハ、
 ナンニモ、ナイト心ユルソ、外道ハ、有^{（ク）}ト、无^{（ク）}トノ、二^{（レ）}見カ、
 ヲヤソ、定^{（一）}一^レ一^{（一）}、定ハ禪^{（一）}一^レ定^{（一）}ノ、シツカナ^{（レ）}友、惠ハ、ハタ

ラク方ソ、戒(一)一、戒ヲ守テ、ヲコナウ方ソ、外道ノ定
 惠戒行ハ、字ハ同ケレトモ、心カ、カワルソ、外道ノ定ト、
 戒ト云ハ、仏テハナイソ、无得一、ナンデマリ、「法ヲ得
 ト云」ハ、ナイト心ル^{心ニル}ソ、断一見ノ方ソ、寂(一)一ハ、禅
 寂坐一禅ソ、外道ノ寂一ハ、神我ト云者ヲ、本心ニメ、八万劫、
 イクル見ヲ、ナスソ、ソレモ、一度ハ死アルソ、**活**一正一、
 経ヤ、泉ニアル、正一、経デハ、ソノ経ノ本意、正本ノ宗ノ
 心ソ、祖師モ、禅ノ本正ノ宗ソ、^{ソノ}百世一、此ハ儒者ノ語ナ
 リ、百世万世、孔子儒者ノ宗ト云心ソ、^{ソノ}万物一、天地ハ、
 一ナリ、父母又ハソウリヤウソ、**人名**一范蔚一名聃^{聃ハ}、
 蔚一ハ、字ナリ、南宋ノ者ナリ、流レテ、灵城ノ守護ニナツ
 タソ、流テ、モウキメ、後漢書ヲ、作タソ、前漢書ヨリ、「^二漢書
 文章カ、面白ト、月翁和尚モノカタリアツタソ、香ノ伝ドモ
 カイタソ、陸凱カ梅ヲ范ニ送テ、聊贈^カニ^ル一枝春^ツト、作タソ、
 一^{テウ}謝超^{テウ}一^{コトニ}殊有^リ二鳳毛^ニ一、学ヲコノンデ、文章カ、スグレタソ、
 殷淑儀ガ、トブライノ誄ト云文ヲ、カイタソ、宋帝ノミテ、
 ホメテ、コトニ鳳毛アリト、ヲヤ、ラニ似タト云心ソ、池一上

于レ今有^二鳳毛^一ト、杜詩ヤラニアルソ、ヲウゼイノ、サシキ
 エ、キタレハ、サムイ時カ、此ノ客イタル人ヲメ衣ヲキイデ、
 アタ、カニナイ^{テイタ}ト云タソ、和氣ノアツタ者カ^ハ韓朝^{ソウ}一ハ韓
 思復カ子ナリ、思復ハ長^ス一^{者トイワレタソ、李白願^ウレ識^シ}
 二荊州^ニ一^{朝宗ハ}荊州ノ守護ニナツタソ、李白カ、万戸侯ノブゲ
 ンニ、ナラウヨリハ、ソツトナリトモ、韓一ドノニ、一^目
 ミラレテ、シラレタイト、云タホドノ者ナリ、此語ハ、古文
 真宝ニアルソ、襄州ニ井アリ、ソノ水ヲノム者ハ、死タソ、
 韓カ、ソコノ守護カニナツテ、文ヲカイテ、井ノ神ニ、云ク
 タ、メテアツテ、ソノ後ソノ井ノ水ヲ、ノム者ナニ^モナカ
 ツタソ、サテソノ井ノ名ヲ、韓公井ト云タソ、キドクナ^ソソ、
 一^ハ宋処^一一、江勻ノ窓ノ下ニ鶏ノ事アリ、「^二郭林^一一、漢ノ
 時李膺ト友トナツテ、後ニフル里エ、帰ル時ニ、同時ノ名人、
 ミナ送テ、河ノキワエ至テ、李ト郭ト舟ノ中ニ、イタヲ、ヨ
 ソカラミタレハ、仙人カト思タト云タソ、頭巾モ、雨ニアウ
 テ、カド^一一^{ヒシケタソ、時人カヒシケタヲニセタソ、林宗巾}
 ト云タソ、^二阮嗣^一一^{名籍竹林七賢、ツネニシリフルイタ、七}

賢ノヒトリソ、白眼^{ニメ}看^ソニ他世上人^ソト、三体ニアリ、キニアワ

ヌ者ヲハ、目ヲ白メ¹²、ニラム、キニアウタ者ヲハ、マナコ、

アラノトメ、ミタソ、^ニ孟^{ナイテ}哭^ニ泣^ニ竹冬生^{ニス}箏^ヲ、母カ、クイタ

カツタホトニ、竹ヤブニ入テ²⁵「臥テ、ナイタ、天ガ孝行ノ

心ヲ感メ、雪ノ中ニ、生シタソ、冬生スル竹ノ子ヲ、孟宗竹

ト云ソ、^ノ五鹿充^ノ漢^ノ儒^ノ前^ノ漢^ノ臣ナリ、果^ノ丘ガ¹³家伝

ノ易ヲヨウ明メタソ、漢ノ元帝、易ヲコノマシムタソ、易学

ノ家ノ儒ヲ^メ召テ、易ノ上ヲ論難サセラレタソ、充^ノカ、^上ノ

目ヲカケサシタホドニ、弁^ノ口ヲ以テ、リウンニ、論ダンシタ

ソ、タレモタイヤウセナンタソ、官ニモアケラレタホトニ、

時ノ者ガウタウタソ、^カ牢^カ邪^カ邪^カ五^ノ鹿^ノ客^ノ邪、^ソ印^ソ何^ソ累^ソ々、^ソ綏^ソ何^ソ

若^一々^ノ邪ト云タソ、²⁶石^ノ頭^ノ牢^ノ果^ノトノ二人トタウヲ、ナ

メ、ツレアルイタソ、此三人トモニ、官ニシゲウアツタソ、

官ニナルゴトニ、印ヲブルソ、綏ハ、ヒロウ^長イ、ヲビソ、

ヲビモ官ゴトニ色カ、カワルソ、累^一々ハ、印ノカサナツタ^一

ソ、若^一々ハ、ヲビノナガイ、ミシカイホドアリ、^法ニシタカ

ウテ、身ニシタカエタ心ソ、石ヤ客ヤ若、ミナ勻ヲフンタソ、

^ノ張^ノ昌^ノ武^ノ后^ノ侯^ノ臣、唐武后ハ武氏ナリ、則天皇后ノ^一ナリ、

后テ天下ヲ王ニカワリテ治メラレタソ、二十一年モテタソ、

漢ノ高祖ノ后モ、八九年バカリ、女帝テ、²⁷「モテタソ、ソ

ノツレナリ、倭臣ト、シルサル、ハ、千歳ノハチナリ、唐書

ニ倭臣伝アリ、ノラウソ、^姓氏^ノ京^ノ兆^ノニ此氏アリ、京兆ハ西ノ

ハテ雍州ノウチソ、ミヤコノ心ソ、周大夫宗伯^ノ之後^ノ以^レ官^ノ為^レ

氏、周ノ時ノ大夫宗伯ノ官ニナツタ者カ、官ヲ氏ニシタソ、

^一資^ノ南^ノ陽^ノ主^ノ畫^ノ諾^ノト、ソノ時ニ云タ^一ソ、後漢ノ者

ナリ、汝南ノ守護ニナツタソ、州ノセイバイ、ナニ^一モ、タ

テニモ、ヨコニモ、吾カ下ノ功曹ノ官ノ范滂^ノニ打マカセテ、

ナニシライデ、名ハカリ、守護ガヲ、メ、イタソ、キテモノ

ヲ云ヘハ、ウナツイタマ²⁸「デソ、人カ、ウタニ作テ、ウタ

ウタソ、汝南太守范孟博^ノ南陽宗資^ノ主^ノ畫^ノ諾^ノトウタウタソ、南

¹² 合略仮名シテは、字形上「メ(め)」と峻別しがたい。「メ(して)」として翻刻したが、「白」を訓読すれば「メ(め)」としても解釈可能である。
¹³ 国会本・叡山本は「果丘ハ」とするが、五鹿充宗が梁丘から易学を学んだのであれば、むしろ東大本の通り「ガ」として連体格とする解釈が原態を残すものと推される。

陽守護ドノハ、タ、ソノ下ニイラレタ、范孟一チヤソ、南陽ノ守護ト云フ、宗資ドノハ、ナニモセズ、シラス、范ハウドノガ、ナニモ、公事シタテ、スキト、ト、ノエテ、宗一ニカウト、ノエタト云エハ、キイテウナツカル、マテソ、此モ、范孟博ト、孟諾ト、博諾、勻ヲフンタソ、一怒一字元叔一父問レ所志、曰願乘二長風一破二万里浪一、宗イカ、テ、カ、子ニ、ナニヲ、ネカイ思フソト、問タレハ、返事ニ、吾ハタ、長風ノ、ナガウ吹ニ、一打ノツテ、大海万里ノ浪ヲ、ワツテ、アルキアソヒタイガ、ネガイト云タソ、列子琴高ヲアワセテ、一人トシタ者ナリ、後為ニ豫章守一曰得ニ一州一如ニ斗大一、豫一ノ、守護ニナツタハ、チイサイ斗升ホドノソソ、吾、本ノ心ザシヲ、ノブルニタラヌト、云タソ、南方ノ林邑ヲ、打テ、テキガ、象ヲコシラエテ、タ、カウタレハ、コチニハ、獅子ヲ用意メフセイタソ、象ハ、師子ニアウテ、ニケ走テマケタソ、南方ニ、宝多ソ、山ノ如ニ、ダイタソ、毛ノ

サキホドモ、トライデ、帰ル時、フルブスマト、枕トハカリテ、一婦一者一、一代ノ名人ナリ、一懐一字元懐少一 聡一敏一呼ニ小兒一学士一、ヲサナイ時ニ、人カ利根一人トヨウタソ、サルホトニ、小兒ノ学士トヨウタソ、比睿ノ山ニ、兒ノ利根ナガアルヲハ、一児一学一生一トイワル、ソ、梁ノ元帝ノハシメテ、ノ守護ニナル、時ニ、書記ノ官ヲカネテ、尚書ニナツタソ、荆楚歳時記ト云書ヲ作タソ、五六冊アリ、前ニミタソ、歳時記ハ、本多ソ、此荆一記カ、ヨケナソ、一炳一字少文栖一レ丘飲レ谷ニ三十年一、炳ハ琴ヤ書ヤ、エ口ヲコノンテ、山水ノヲモシロイ処ニアエハ、愛メ帰リヲ忘タソ、東晋ノ末ニ劉氏ガ晋ヲトツテ、天下ヲ吾ニシタソ、劉氏ノ劉毅カ、イセイヲシタソ、劉カ荆州ノ守護ニナツテ、ヨビヨセテ、主簿ノ官ニナサウトシタソ、主ノ官ハ、米銭ノ日記、田畠民ノカズ、国郡ノカスナドノ算用帳、目録ナドヲ、ツカサトル官ナリ、簿ハフダナリ、日記ナリ、私ハ、丘ニスミ、谷ニ

¹⁴ 漢字音からは、「イ」でなく「カク」が期待される。叡山本も「イ」とするが、国会本は「イ」を「カク」に直す。なお、国会本は直後の「宗イ」についても、「イ」を「カク」に直す。

¹⁵ 国会本・叡山本には「吾物ニ」とあるが、「ワガニ」とも解釈可能であるため、校訂は施さない。

ノミメ、山居スル^レ、スデニ三十年ナリ、王門ノ方エ、主^レ入
テ、吏トナツテ、腰ヲ、ヲリ、ハイコ、ム^レハ、カクゴモナ
イト、云イキツタソ、廬山ノ遠法師ノ白蓮社ノ社中衆十八人
ノ「中^ニナリ、僧カ十人、俗ガ八人ナリ、十緇^{（側注ニ僧ナリ）}八
素^{（側注ニ俗ナリ）}ト云タソ、

○**髻**、**髻**一**髮**乱 **曾子固** 舞人^{シク} 芥^{サム} 挿^{ロウ} 玉籠^{ロウ}一、曾子固ハ曾
南豊ナリ、前ニ東ノ勻ニアツタソ、ソノ詩ニ、舞一ハ、ウ
タツテ、マウ者ソ、伶^{レイ}人ナトノ、ツレソ、芥一ヒトシクハ、
ヲウゼイ立ナラウテ、ヲナシヤウニマウタソ、髮ノミダレ
サガツタヲ、トリアゲテ、玉ノカンサシカ、ナソニ、ハサ
ウタソ、

○**霧**、**霧**一**松**、曾子固云齊地寒甚^{モト} 霧氣凝^{ボク}ニ木上^ニニ可^キレ愛^{シツフ} 曰^フニ霜松一
一花^ハ、曾南豊カ語ナリ、齊地一、齊ノ國ノ^カ、ヒヨツト齊
地ト一アルモ心エヌソ、齊ハ東ノクニナリ、北國ナトノヤ
ウニ、ツヲウ寒スル^レアリ、サウモナイソ、齊ノ字、フシ
ンナリ、寒ガ、ツヲイホドニ、霧カスミナト、木ノウエニ、
コ、リ結、花ナドニ、ミコトナホドニ、愛メミツベイソ、ソ

レヲ、霜松一花ト、名テ、云タソ、キリノ木ノ、上枝ノ上
ニ、コツテ、髮ノホウソウトシタヤウナヲ、松ノ花ノ、ミタ
レタヤウナト云タソ、**活**一、輕一、カルウ髮ノ乱テ一タルナ
リ、**氣**惶一、惶ハ、イネテ夢ノサメタナリ、ネサメノ髮ノ乱
タヲ云カ**氣**蓬一、蓬ノ白イヤウニ、髮ノミタレタヲ云ナリ、
蓬一**髻**、蓬髮ト云タソ、○**淞**、呉郡江名ナリ、三水ヲ略
メ、松江トモアリ、古文真宝ニモ、松江鱸トアリ、松江ヲ、
セウトヨメルソ、古文一デモ、興彦龍ノ点本アリ、松^{セウ}江
トアリ、近^ニ時度唐ノ人、唐ニ云ヲ、キイテ、松^ズ江トイワル、
ソ、横川景徐彦龍ハ、松^{セウ}ト御ヨミアルソ、○**淞**、凍也コヲ
ル心ナリ、

○**鍾**、酒一、サカヅキナリ、又量^{ハカリ}一名、イカホドヲ一ト云ト、
ホトアリ、**孟**子ノ書ニアリ、万^ニ於^テレ我何^ニ加^{ヘン}、万^ノホドノ官
位ナリトモ、我カ上^ニハ、エソエマイソ、万^ノヲ、過分ト、
ヲモワヌソ、「^{チリアク}タト、思ウソ、六斛四斗ヲ、鍾ト
云ソ、アツムルトモ、ヨムソ、**史**魏成食^{ハム}ニ祿千^ニ一、史記トシ
タガ、魏成ハ、タレヤラ、不^レ祥^{（前注）}ソ、俸^{ホウ}一祿千^ニ鍾^トノ、ブゲン

ソ、イカイツソ、又聚也、**左**伝ニアリ、アツム一ニ美於是^{コ、ニ}、美ナ

ツガ、コ、ニ、ソロウテアルソ、アツム一レ秀ト、云語モアリ、秀

ハスクレタツソ、美ハヨイト云ツソ、ウツクシイデハナイソ、

ハ釜鍾、豆区^フ一**左昭三**¹⁶豆¹⁶一^ハ、四ノ器ナリ、区ハ、

イカホト入ルモノヤラ、字書ニモミエヌソ、釜十為^朱レ鍾、

鍾ハ、六斗四升入ルヲ云ソ、ハ通^{テイ}鍾、伯牙操^ニ一^ヲ**賢臣**

頌古³¹⁰一文真宝ニ頌アリ、テイセウノ字ノ心シレヌソ、上^{カミ}

音、^ハ通^{テイ}、一^テ琴名亦曰^ニ号鍾^ト、テイセウトモ、カウセウト

モ、云タソ、ドレモ、琴ノ名ニシタ字ノ心、注ナイソ、ハ

龍鍾、裴度未^タレ第乘¹二^セ騶^ニ驢^ニ上^ル天津橋^ニ老人曰^{ラク}須^ノ此^ノ人^ヲ為^ス

^トレ相度^ハ日^ト見^テ我^カ一^ヲ相戯^ル尔^ノ、裴^ル一^ヲマダ凡夫ノ時、足^カ

ヌケタヤウナ、驢馬ニノツテ、天津橋ヲ、トヲル時^ニ、（前数字ハ、前カ）

老^シ人カ裴ヲミテ、此ノ人ヲ、宰相ニセウスト云タソ、裴^一カ、

ソレヲキイテ云ソ、我ガ此ノ^レウセウタルナリヲ云ハ、ジャ

レツニ、我ヲナブツテ、云タツマテト云タソ、龍^一ハ、ヲチ

ブ³¹⁰一^レレタヲ云ソ、シヲタレタナリソ、裴^一後ニ宰相ニナツ

タソ、後ニ三十年イタソ、ノチニミヤコノウチ、集賢里ト云

所ニ、隱居所ヲコシラエテ、涼臺燠^{コラ}（^ニエタカ）^館ナト、云、チンヲ

作テ、ソコヲ、緑野堂ト云タソ、白樂天劉禹錫ト^トナリ、酒ノ友

ニメ、老ヲ送タソ、司馬温公ト、同ヤウナソ、**談泉**ニアリ、

談泉ト云書モ、ルイガ^{（高亮也）}、アマタアルソ、ミヌ書ナリ、詳^レ

倒トアリ、倒所ニハ、ミエヌソ、又^ハ一^ハ竹名年^ノ老^ル者^ノ如^シ三竹

枝葉揺^メ曳^カ不^セ百禁持^セ、禁ハ、コラユル心ナリ、コラエ、タモ

タヌナリソ、竹ノ名ニモ、龍^ト一^ニ云カアルソ、シンガ、

ユワウテ、アチコチエ、ユルキナヒイテ、スツクト、吾ガ身

ヲ、モツツナイニ、比シタソ、**広**勻^トシタガ、広勻ハ、龍^一

ハ、トレモ、竹カムリニシタソ、竹ノ老タ者ノ、竹ニ似タ^ト

ハナイソ、竹ノ名トハカリアルソ、籠鐘トカイタソ、籠^ト、

ヨマウカ、ドチソ、字ナリ、面白ソ、ツイニメ、ヨカ^{（朱）}

ウソ、カナシム^ト、ゼヒナイソ、（前）情鍾^{（アツマル）}、王衍喪^{（エンサマ）}、^{（二）}幼^{（ヨウ）}

¹⁶ 「豆区釜鍾」は、東大本の記す通り、『春秋左氏伝』の昭公三年に見られる。国会本・叡山本には「左束三」とあり、直後に「左伝テドノ公ノ、伝ニアルヤラエ不^レ考ソ^ハ」（国会本による）という文言を持つ。

子^ワ一曰^ノ一之所^レ正^{マル}在^ニ我^カ輩^ニ一、晋^シノ王^一、ヲサナイ子^ヲヲ、ウシナウタソ、死^タソ、カナシム^ヲ、ゼヒナイソ、友^ノ山簡ガ、ユイテ、トムラウテ、ナグサメテ云^タソ、孩^一一^ニ児^ノ、ソデ、フトコロニ、入^レツ、タイツ、スルホドノ、ソツトシタ者^ナリ、此レホドマテ、ワビカナシマウズ、^レデハ、ナイト、ヲシナツテ、カルウ云^タソ、ナグサメウドテソ、衍^カ返一^事ニ、聖^人ナドノ上^ハ、人間^ノ、ウイツライナドノ、情^ヲ、ハライノケテ、忘^タホドニ、凡^夫ノ情^ニハ、下^ラヌソ、情^ナイ、カナシイ、ウラメシイ、ナド、云^心ハ、凡^夫ノ我^一等^ヲカツレニ、ヨウアツマツテ、チリウセイデ、トリアツメテ、アルト云^タレハ、山簡^モ、ソノコトヲ、キイテ、トモニナイタソ、情^ノ所^ニ、アリ、^一琉^璃鐘^一、晋^ノ崔^洪手^ニ珠^玉、乃至^三錢^ナドトリアケ^一一^ヌソ、玉^ナドハ、トリアツカイサウナ^一ソ、汝^南ノ王^一ガ、ル^リノ盃^ヲ、ダイテ、酒^ヲス、メタソ、崔^ハ、ソノ盃^ヲ手^ニトラヌソ、晋^ノ王^衍モ、風^流ナ者^ナリ、

床^ノ上^ニ、人^カ、錢^ヲヲイ^タソ、舉^ニ此^{阿^堵物^一}ト云^テ、人ヲヨウデ、トラセ^タソ、トリノケサセ^タソ、衍^ハ、手^ニフレヌソ、出家^モ、米^錢ヲ、手^ニトリツカム^ヲハ、セヌソ、戒^ヲ立^ラレ^タソ、捉^一宝^罪ト云^ナリ、二百五十戒^ノ中^ニアリ、手ニトル^ヲヲ、サセラレヌ心^ハ、人^ガホシイ心^ヲツクルホトニ、欲^一心^ニ財^宝カ、ヨコレテ、アルホトニソ、今^一時[、]布^施ヲ、在^一家^ニ、齋^会ノアルニ、茶^一子^ノ、縁^一高^ニ、紙^ニツ、ンテ、入^テ引^ソ、ソノ心^ソ、ツ、ンタヲハ、手^ニトルソ、直^ニハフレヌソ、^一活^一一^秀一^氣一^一、天^地ノ氣^ヲモ云^イ、又^ハ人^ノ才^智ノ、氣^ソ、モ云^ソ、杜^力望^嶽ノ詩^ニ、造^化鍾^ニ神^秀トアリ、天^地カ、一^一切^ノ万^物ヲ、ツクリ^タスソ、山川ノスケレテ、秀^テ、高^イヤ、江^海ノ、大^モ、皆^造化^ノカ^ソ、^一秀^ヲ、アツメテ、太^山ノ嶽^ヲ、シダイ^タソ、^一愛^一所^レ、鍾^一ト云^字アリ、愛^ヲアツムル心^ソ、人^ノヒサウ、摩^頂ノ弟^子ヲ、セウアイト云^ソ、^一姓^一穎^川ニ、此^氏一^一アリ、宋^微子^後

17 『韻府群玉』当該項目には、「晋崔洪、手不執珠玉。汝南王亮、嘗以一一一行酒。崔不執」とあり、原本の「王」は、「王亮」に対応するものと考えられる。

桓公曾孫州黎仕^レ楚^ニ采^ニ離^ニ、因^テ氏、殷ノ微子宋ニ封セラレタソ、ソノ子孫、齊ノ桓公ノ曾孫州(一)ト云カ、鍾離ト云所ニ、イツイテ、鍾ヲ氏ニシタソ、(一)儀楚^ト人囚^ニ於^ニ晋^ニ琴操南音、(一)儀ハ、楚ノ者ナリ、晋ト楚トノ、イクサニ、晋^ニメシウトニナツタソ、晋ハ、北ナリ、北ニイテ、南ノ楚エ、帰タウ思テ、南風ノ曲ヲ、コトニ入テ、ヒイタソ、左伝ニアル^ヲソ、コトノ、南風ノ声ガ、キヲワヌホドニ、楚ノイクサ、利ヲ得マイト云タソ、此ハ、襄公十八年ニアリ、(一)儀テハ、ナイソ、師曠ト云、樂人ガコトデ、晋楚ノ(一)イクサノ、カチマケヲ、サウシタソ、(一)儀南音ハ、トノマキヤラ、不^レ知ソ、(一)子期楚人善聽^ク琴^ヲ、伯牙カ、コトヲヒクニ、山林ニ、心カアレハ、コトノ声デ、ヤカテ、キ、トツテ、子期ガ、(一)嶽^ニニソロエタ、泰山ヲミル如ナト云タソ、又心、水ニアツテ、ヒケハ、洋洋トメ、大河ナトノ、フカイヲミル如ナト云タソ、子期カ、死メノチ、コトノ絃ヲキツテ、ツイニ

¹⁸ 『韻府群玉』当該項目には「詳琴」とある。下平十二侵・琴「伯牙学琴」には、「伯牙鼓琴、鍾子期听之。詳音。」とあり、さらに、下平十二侵・音「知音」を参照すると、「伯牙鼓琴。志在高山、鍾子期曰、(一)嶽然若泰山。在流水曰、洋洋然若江河。子期死、伯牙絶絃。以无(一)者。列子」とある。以上より、原本の「嶽(一)」は、「(一)嶽」に対応するものと考えられる。

ヒカヌソ、ナニタル、秘曲ヲヒイテモ、キ、シル者、ナイソ、人ノ心ヲ、ヨウ知タ友ヲ、知^レ音ト云ソ、コレカラノ(一)ナリ、蒙求ニモ、伯牙絶^レ絃トアリ、(一)「(一)絃^ヲ魏人字元常遷^ル相^ニ国^ニ文帝賜^ニ五^ニ熟^ニ釜^ニ銘^ニ、文帝東宮ノ時ニ、釜ノ銘ヲ、カイテ、ヤラレタソ、此ハ、傳説カ、宰相ニナツテ、殷ノ高宗ヲ、タスケテ、輔佐ニナツタヲ、高宗ノ、ホメテ、色^々ノ、干要ナ物ニ、比セラレタニ、若アツモノニ比セハ、ソチハ、塩梅テアラウト、イワレタソ、五味ニハ、(一)エント、(一)ストカ、干要ナリ、ソレカラ、宰相ヲハ、羹ヲト、ノユル、鼎ニ比シタソ、今五味ヲト、ノエ、熟味ノ釜ノ銘ヲカイテ、ヤラレタハ、ヲクノ心ガ、吾ハ今、太子ノ位ナリ、本ノ王位ニ、ツイタラ(一)ウ時、宰相ニナサウス、ホトニ、ソノ時、傳説カ、高宗ヲモツタ如ニ、アツモノニ比シタ、如ニナレト云心ソ、釜ノ五ハ、五味ノ心ソ、ソノ銘モ、ア、此、魏ハ漢ノカキカバネソ、タ

には、「伯牙鼓琴、鍾子期听之。詳音。」とあり、さらに、下平十二侵・在流水曰、洋洋然若江河。子期死、伯牙絶絃。以无(一)者。列子」とある。

スケニナルソ、ソノ宰相ハ、一絛ナリ、一絛心¹⁹トアリ、
 二字ミエヌソ、二字^前ミエヌソ、ヨメヌソ、カニナルヤウナ心^{タスク}
 ニ、ミエタソ、魏書ナイホトニ、不^レ考^ソ、一絛心腎^脊脊^脊
 ノ、骨トナツテ、シ^{〇ン}キニ、コワシトナル心ソ、三国志
 ノ魏書ニ、一絛カ、伝ニアルソ、文帝ノ絛ヲタノマレタ心ナ
 リ、工^{タクミナリ}レ書、手カキナリ、サテ書ニ工^{タクミ}ナリトアリ、工ト云
 ハ、上手ノ心ソ、一^{36オ}雅晋^晋人字彦胃^胃 匪^ニレ石^石為^レ心寒^心
 一松^松為^レ操^操 20、晋ノ蘇峻カ乱ニ、劉超ト、天子ノケイゴヲメ、
 ソノコニ死タソ、性ガ、正直ニメ、アメ^タノ難ニ、鉄石ノカ
 タイ心ヲ以テ、冬ノ寒、雪霜ヲ、シノケ^イタ、松ノ如ナ心ヲ
 以タソ、石ヲ心トスト云イ、サウナカ、匪石トアルソ、三国
 志モカウアルソ、一^カ氏晋王渾妻^妻 一有夫人之礼、群書ヲヒ
 ロウ、ミアキラメテ、礼儀ハツト、ウチソトノ、手^本ニ、ナ
 ツタソ、ヲツトノ、渾ヲ愛メ、タツトシダソ、渾カ、ナセニ

サウ、アマリニアルソト云タレハ、我が卿ヲ卿トセス^{（未）}〔ハ〕、
 誰ガアレニヲ卿^{36ワ}トヲ卿トセウソト云タソ、
 〇鐘、楽^ノ一也岐伯^キ為^レレ^{ツクル}又^ク云^ク垂^ス為^レレ^ス又考工記^ニ鳧氏^フ為^レレ^ヲ、
 三人ト〔〇レ〕モ、カネヲ作タトシタソ、カネヲ、ツクリハシ
 メタ者多ソ、ドレカ、本ヤラ、凡ハ鳧氏ヲ本ニスルソ、**選**ニ
 銘^ス一功^イ鼎^ニ一トアルソ、ナンデマリ、大功ナイタコアレハ、ソ
 ノコヲ、カネヤ、カナエニ、文ヲカイト、ホリツクルソ、ヲ
 モイモノ、カタイモノニ、ホリツクレハ、ウセズ、キエヌソ、
 一^ク華^ク一鐘、華^ク鯨トモ云ソ、華ハ、ホメタ心ソ、ナニモホムルニ、
 華ノ字ヲ、ツカウソ、ヨウモキワメヌソ、発^イ一鯨^イ音^イ一鏗^{カウケリ}ニ
 一、鯨ハ、クジラ^{37オ}一ナリ、魚ハ、ネムラヌホトニ、鐘ハ、
 ツク声テ、人ノネムリ、ホンナウノ、ネムリヲ、サマスホト
 ニ、魚ヲ名ニ付ソ、魚ノ中テノ王ナリ、声モ、大ナリ、餘ノ
 魚ハ、声ハセヌソ、鯨ハ、声カアルヤラ、清規ニ、鐘ノ所ニ、

¹⁹ 『韻府群玉』当該項目には「詳釜」とある。上声七麌・融「熟釜」には、「鐘絛初拜相文帝。在东官、赐五一一銘。曰、於赫有魏、作漢藩輔、厥相惟鍾、実幹心腎、本傳」とあり、原本の「一幹心」は、「実幹心腎」に対応するものと考えられる。実際に国会本には、省略記号の右傍に、それぞれ「衷」「腎」字が書き込まれる。

²⁰ レ点は右傍訓に、一二点は左傍訓にそれぞれ対応するものと考えられる。

鯨ノイワレアルト思ナリ、可レ(卷)考ナリ、クシラノ、ホユルヤウニ、大ナ音ヲダスソ、鏗一、カウハ、玉ナドノ、ヒ、ク声ヲ云ソ、景鐘、不要三功名上ルコニ一、功名ヲナメ、景陽宮ノ、カネニホリ付ルコヲ、干要ニセヌソ、要ハ、モトムル心ソ、黄鐘、一声一棄スツテ瓦釜雷鳴、韓因、コト一ハナリ、黄一ハ、ヨイ曲ノネナリ、十一月ノ律カ、一ニカナウタソ、ソノ音カ、ツキハテ、瓦一、カワラノ、ホウロクヤ、ナベ、カマヲ、タ、ケハ、カミナリノ、トロノトナルヤウニ、テウシニモ、アワヌ本々ノヨイ者カ、ナウナツテ、ソハツラナ、チリアクタノ、ツレガ、ヒレヲスル心ソ、文カ、ヨイハ、ミナニナツテ、ナンデモ、ナイコヲ、マンスルト云テ、イカウ、世界ノ者ヲ、ワルウ云タコソ、石鐘、李渤記曰得双石於潭上一扣ニ而聆レ之南音一函一胡北音清越ハ、**坡**山記唐ノ李渤カ、ニノ石ヲ、潭上テ、得トアリ、ドコノフチノ、アルアタリテ、得タカ、又潭ハ、州ノ名ニモアルソ、此ノ石ヲ、タ、ケハ、カネノ如ナ音カ、ヅルソ、石ヲタ、ケハ、一ハ、南方ノ音カメ、函一ナリ、函

一ハ、心ヲ不知ソ、一ハ、北方ノ声テ、清一、スンテ、アザヤカナ心カ、越ハ、ウツモレイデ、スキトラル心カ、又越ト、ヨマハ、トコマデモ、トラウ、山ヲモ、海ヲモ、コエテ、ワタリ、キコユル心ソ、夜半鐘、欧公云、唐詩、一声到ニ客船一佳レ甚但一非撞一時一、欧陽ガ義ニハ、唐人ノ詩ニ、夜一、ト作ソ、詩ハ、面白イ、句ノ佳ナルコ、スグレタソ、タ、シ、夜半ハ、一カネヲツク時分テハナイソ、按ニ南史一丘仲孚読レ書嘗以ニ中宵一鐘一声為レ限則一吳中寺故事也、**王直方詩話**ニノセタソ、コ、ニ、南史ヲ、カンカユレハ、丘一カ、夜ル書ヲヨンテ、夜ナカノ、鐘ノ鳴ヲキリニメ、ソレマテ、チャウトニヨンタ時ハ、吳ノ国ノ寺ハ、夜ナカニ、カネヲツクハ、吳ノ国ノ、故事ナリ、コ、ヲ以テ、夜半一ト作タヨト、欧カ初ハ、フシンメ、後ニ吾ト、ハライタソ、此ハ王一カシタ、詩ドモノコヲ、シルイタ詩、モノガタリノ、詩話ト云ニ、ノセタソ、又金輪寺僧謙一詠ニ中秋一月一得ニ清光何一无一之句

一喜極撞^{ヒキテツ}、金^{カネ}寺^テハ、ドノ国ニアル寺ヤラ、寺ノ僧ニ、僧
 一ト云カ、夜半ニ、中秋ノ月ノ詩ヲ、詠メ、清光^{セイコウ}一^ツノ句
 ヲ、吟シ得テ、喜ヒキワマリナサニ、カネヲツイタソ、此モ、
 夜半鐘ノ、類^ル古^コ則^{ノチ}ニ、コ、ニノセタソ、詩話トアリ、前ノ
 王^{オウ}一^ツカ、詩話カ、詩話ト云書多ソ、^{セキ}万石鐘、撞^{ツク}二^ニ
 之^ノ一^ツ、**方朔**伝トアリ、万石ハ、大ナカネナリ、ツイタ、イワ
 レハ、ミエヌソ、タトエニ、云タ^カカ、千年ノ、ヲゴリ、大
 カネヲ打、宮ノ音ノ鼓ヲ打セラレタヲ、方朔カ、イサメタソ、
³⁹⁷一^ツ、^{ナリ}自^ミ鳴^ル鐘、漢武時、鐘^シ一^ツ三^ニ日東方朔曰、銅者土之
^{ナリ}山恐有^{クツル}二崩者^ノ一^ツ日蜀山崩、漢ノ武帝ノ時ニ、カネガ三
 日、ツカヌニヒトリ鳴タソ、東方朔カ云ハ、カネハ銅テイル
 ソ、銅ハ土ノ為ニハ子ヂヤソ、山ノクツル、^カアラウカト、
 云タレハ、蜀ニ銅山アリ、ソノ山カ、クツレタソ、又豊山^{ホウ}ニ、
 九カネアリ、霜^{クラツテラ}降^ル一^ツ、豊^ル一^ツニ、カネカ、九ツアリ、霜
 ガフレハ、ツカネトモ、ヒトリ自^ミナルソ、**山海經**山ウミノ^カ
 ヲ、シルイタソ、山ニナニトヤウナ、ケダモノ、鳥、海ニ、

ナニトヤウナ、物アリト、シルイタソ、⁴⁰⁷飯後鐘、此事東
 勻^ニ一^ツ籠^ノノ所ニアリ、コ、ニカサネテ、不書ソ、王播客^{ハクキ}ニ
 楊州^ニ木蘭院僧^ノ厭^イ厭^イ二苦^ク一^ツ之^ノ一^ツ擊^キレ^テ後^ニ二紀播鎮^ス楊州^一
^フ訪^フ二旧詩^ヲ有^リレ曰^ク上^ニ堂^ニ已^ニ了^ス各西東慚^ス愧^ス聞^ク梨^ノ一^ツ碧^シ紗^ヲ
^ム籠^ノ之^ノ矣^ト統^ク云^ク、三十年来塵^ハ弘^ハ面^ヲ、如^シ今^ニ始^メ得^ル碧^シ紗^ヲ籠^ニ
 過了ト、ナイタ本モアルソ、王^{オウ}一^ツカ、木蘭寺ノ中ニ、イタト
 云イ、又木^ノ寺^ニエ、サイ^ノ来^ル遊^ブタトモ云ソ、^ク聞^ク二疎^ク鐘^一
 一、長樂^ノ一^ツ二^ニ、長樂ハ漢ノ高祖ノ、ツクレタ、ダイリノ、
 中ノ宮ナリ、タイリニハ、カネガ、必アルソ、疎^ク一^ツハ、暁ノ
 ヲ云ゲナソ、蒲澗^ノ一^ツ外^ニ又^シ一^ツ夜^ル度^ル一^ツ宮^ニ江水、ト三体ニア
 リ、蒲澗ハ、寺ノ名ナリ、タニ、菖蒲^ノ一^ツ、**四**、
^{キヤウカイシ}警^シ效^シ如^シ鐘、崔陵^ノ一^ツ一^ツ洪^ク、^カキヤウガイハ、スワフキナ
 リ、コエバライト云ソ、崔陵ハ、北魏ニ、ホウコウシタソ、
 魏ハ、北朝ナリ、身ノタケ、八尺アリ、スワフキノ声カ、大
 ガネヲ、ツクヤウナソ、モノシリナリ、胸中ニ、千卷ノ書ヲ、
 タクワエテ、ヲホ^{〇エ}タソ、父子トモニ、詩人冠^ノ冕^トト、
 イワレタソ、冠^ノ一^ツハ、人ノキルモノ、中^ニテ、カウベニ、イタ、

クホドニ、カシラト云心ソ、崔一、字ハ長孺ナリ、李渾ガ、
 梁ノ名人タチヲ、ヨビアツメテ、会シタソ、崔一ヲソ一ウ
 キタソ、崔カキタレハ、一座ノ众ガ、ヲソレテ、物カタリス
 ル者ナイソ、鄭伯攸ト云者ガ、崔ヲホメテ、人ト物、キリヤウ
 声智分スグレタホドニ、キヤクシンメ、人ガ、ヲチヲソレタ
 ト云タソ、如二洪一ハ、洪ハ、大ノ心ソ、音ハ、大ガネヲ、
 ツク如ナソ、

二寸葦撞レ鐘、葦ハ、草ノクキヤ、木ノホソイユワイ枝ヲ云タ
 ソ、建二天下之鳴鐘一撞レ之以レ葦豈能發 二其音声一哉、建
 一²¹、建ノ字モ、フシンナソ、カクルヤウナ、字デアリサ
 ウナ¹ソ、天下一番ノ、大ガネヲ、ツテト云¹ソ、鳴一ノ鳴
 ノ字モ、字一カ似タソ、鴻テアリサウナソ、鴻一ト、ナニ、
 モアルソ、天下一ノ、大カネヲ、ツ、テ、ソレヲツクニ、草
 ノクキカ、ホソイ木ノスワイナトテ、ツ¹カハ、カネノ
 本ノ声ハ、テマイソ、**説苑**ハ劉向カ、シタ書ナリ、有レ如
 三¹一²巨¹一¹上²云タ心ソ、

二問如撞レ鐘、善待^レ者^一一^レ扣^レ之^レ大者^一大^レ鳴
 扣^レ之^レ小者^一小^レ鳴、**記**礼記ノ学記ノ篇ニアリ、モノヲ問ウ者
 ヲ、マチテ、キテトワハ、云テ、キカセウト思テ、マチマウ
 ケテ、師ガ、イルソ、ソコエ、キテ、大ナ¹ヲトエバ、大ニ
 コタユルソ、ソノ問ウコト一⁴クニ、コタユルソ、小ナ¹ヲ
 ハ、小ニ答ルソ、カネヲ、大ニツケハ、大ニナリ、ソツトツ
 ケハ、ソツトナルソ、カネハ、タトエソ、二¹中山迎レ鐘、智
 伯欲^レ伐^レ之^レ一^レ而无^レ道^レ為^レ二大^レ鐘^一一方^レ二^レ車^レ二^レ軌^レ一^レ以^レ遺^レ
 之^レ乃^レ塹^レ岸^レ湮^レ谷^レ以^レ一^レ、**呂氏春秋**此ハ智伯ガ趙ヲ伐テ、
 トラウドテノ、タクミナリ、中山ト云ハ、趙ニアルソ、智伯
 ガ、晋カラ、趙ヲウツニ、山川アリテ、ミチガナイソ、ソコ
 デ、此ノ¹ヲシタソ、大ナ、カネヲ、イテ、趙ニラクルソ、
 此ヲキイテ、趙カラ、ミチヲツクツタソ、ソノミチノ、ヒロ
 サハ、大ナ車²ニリヤウ、心ヤスウ、トヲル困⁴ト一^レナソ、方

21 原本には「一」のように記され、省略記号には「天下之鳴鐘」が対応するものと考えられる。

レタレハ、調ハ、君ノ為ニ、中ニ、ヒザモトハナレズ、万事ノ臣ナリ、君ノ、憂イ、不吉ナ^レハ、コレニスキタ^レナイニ、ノミクラウ^レヲ、本ニメ、ヲルホトニ、酒ヲクレタソ、平公ハ、ハヅカシウ、メイワク^四ヲ「レウソ、杜ハ、ナセニ吾ハ、ノウダソト、問レタレハ、杜カ云タソ、私ハ庖^一人ノ、イヤシイ者ナリ、刀トツテ、テウサイスルマテソ、劍刀ナト、トツテ、弓^一矢ニ、用ニタツ者デナイソ、サルホドニ、上ノ、大事、不吉ナ^レヲ、フセキツ、シム者デハ、ナイソ、サテ酒ヲ、ノウタト云タソ、平公カ、吾トガヂヤト、イワレタソ、サラハ、杜^一シヤクメ、吾ニ、酒ヲ一クレヨト、イワレタソ、《杜カ盃ヲス、イテ、平公ニ、マラセタソ、平公ノ、ソハナ者ニ、イワレタソ、》吾カ、ナニ、モ、ナツタラハ、此ノサカツキヲ、スツル^レナカレソ、ノチノ、子孫ノ為ニ、イマシメニ、セウスルソ、平公ネンナイ^レヲ「ヲ」、イワレタソ、今ニ至ルマテ、献盃ノ酒ハ、「テ、觶ヲ揚^{サカ}ヲ、杜^{サカ}拳ト云ソ、杜^{サカ}黃^{ツキ}ニヨツテ、名ニナツタソ、一コンヲマラセテ、酒ヲワツ

テ、盃ヲトリヲク^レカ、又ハテハニ、君エ^レ盃ヲボク上スル^レカ、アグルニ、礼記ニ揚^ト拳ト、二^レ所ニ、カエテ、カイタソ、洗^テ而揚^レ觶トアリ、觶、ジノコエサウモナイソ、觶ハ、スンタソ、ニコリハセヌソ、四升入ル盃ナリ、觥トモ、ナイタソ、^一晨鷄暮鐘、僧問仏法大意曰擾々匆々^一、如何是仏^一、^一トウタ、答話ナリ、擾^{ネウ}ハ、ミタル、トヨムソ、匆^{ズウ}ハ、イソカワシイ^レソ、アシタ、アカツキカラ、トリミタスソ、アシ^四ハ、「鷄リナイテカラ、日クレニハ、入日ノカネナルソ、日^一日ト云心ソ、トリミタイテ、イソカシイソ、アシタトウカラ、夜ニナルマテ、スルワザ、ヲモウ^レ、ヨイモ、アシイモ、仏法ニ、ハツル、^レナイソ、詳^レ鉢、鉢^ニノ字ノ所ニアリ、伝灯ニアリトシタソ、活霜^一、豊山ノ^レナリ、又ハ冬ノ雪^一霜ノサムイ夜ノカネナリ^一晨^一ハ、アシタソ、^一暮^一ハ、昏^コ鐘^ジ鳴ノカネソ、律名十二月ノ律ノ^レナリ、夾二月ナリ、林^ハ六月ナリ、応十月、黄十一月、二月、十二トアル、^二ノ字ハ、板ノアヤマリソ、夾林^ハ黄ノ字ノ、イワレ、史記

23 『韻府群玉』当該項目には、確かに「黄^一十二月」とある。

ニアリ、コヽニ、一史一⁴⁶⁷ナイホトニ、不書ナリ、○蚣、
虫名ナリ、蜈一ハ、ムカデナリ、

○蚣、心動ナリ、ナニトヨムヤラ、○蚣、征、一行^ク、^{ニワカ也}遠イ
ソカワシナドヽヨムカ、

○龍、有鱗曰蛟一^{コウ}无翼曰応一^{コウ}有角曰蚪一^{コウ}无角曰螭一^チ、鱗ノ
アルヲ、蛟一ト云ソ、蛟ワ、ミツチトヨムソ、勻会ニハ、
角ノナイヲ云トアリ、三千六百、蛟カ、ソノ中ノ長ト云ソ、

カシラノ心ソ、漢書ノ高祖紀ニハ、交^{ツルメル}龍トアリ、此トソ、
翼ノナイヲ、応一ト云ソ、応ハ瑞ニ応スル心カ、天命ニ応
スルカ、時節ニ応スルカ、心アルヘシ、角ノアルヲ、蚪一

ト云ソ、螭ハ、ツノナ⁴⁶⁷一⁴⁶⁷ヲ云ソ、黄色ナソ、北方ニハ、
土螭ト云ト、勻会ニシタソ、

〱六龍、時乘^{トク}ニ^ニ一^ニ、六一ハ、天子ノ駕ヲ云ソ、馬六疋テ、
車ヲ引ソ、馬ノヨイヲハ、龍ト云ソ、神一、真一ト云モ、ヨ
イ馬ヲ、云タソ、潜一、飛一、亢一ハ、易ノ乾ノ卦ニアリ、
天子ノ、センノヽニ、位ヲヘテ、一天ノ君ニ、ナラシマスヲ

云タソ、龍ハ、陽ナリ、雲²⁴ヲホトコメ、万物ヲ、タスクル
ソ、天子ニ比シタソ、龍ト云ハ、王ナリ、顔色ヲ、龍顔ト云、

ヲリアル所ヲ、龍楼ト云ソ、神龍ハ、莊子ニアリ、神変異^ク、⁴⁷⁷冥
ナト云テ、神ト云ソ、〱驪龍、驪ハ、クロイ色一⁴⁷⁷ソ、龍

ノ、ヲトガイノ下ニ、珠アリ、トル者マレナソ、ネムルスキ
ニ、トルト云タソ、驪珠ト云ハ、驪龍ノ、モツホトニ、云ナ
リ、

〱乖^{クワイ}龍、乖ハ、ソムクトヨムソ、一^ク苦^クレ^ク行^クレ^ク雨^ク多^ク竄^クニ^ク
匿^{カクル}古木及簷楹^{セウエン}内^ニ、雨ヲフラスルコトモヲ、ヲコタツテ、天
帝ノ命ニ、ソムイタカ、行^クレ^ク雨^ク一^クニ、モノクサウテ、クタヒレ

テ、天カラ、トガメラルヽホトニ、フルイ、大木ノカゲヤ、
人ノノキナドノ内ニ、ノカレカクレテ、ヤルソ、カミナリノ
神力、トラユルト、瓊言^{サツシ}ト云書ヲ、ヒイタ、トガアツテ、ヲ

チブルレハ、ナニモイラヌソ、〱痴龍^チ、有^テ三^サ誤^ミ墜^ツニ^ニ洛⁴⁷⁷一⁴⁷⁷
中^ノ洞^ニ穴^ニ一^ニ見^ミ宮^ノ殿^ノ人^ノ物^ノ九^ノ処^ニ大^ノ羊^ノ髯^ノ有^レ珠^ノ人^ノ取^テ食^ウレ^テ之^ヲ、アル人ア
ヤマツテ、洛中ノ洞穴ノ中ニ、ヲチタソ、ミレハ宮殿ウルワ

24 国会本・叡山本には「霞」とあるが、出典の『易経』「乾」には「雲行雨施」とあるため、「雲」のまま校訂は施さない。

シウシタ所、九ノ所アリ、人物多ソ、ソコニ大ナ羊アリ、ソ
ノヒゲニ、珠カアルソ、人カ羊ヲトツテ、食タソ、出問ニ張
華^ニ曰九仙館^{ナリ}也大羊^ハ、乃^チ一^{ナリ}、洞ヲテ、張^ニ一カウノト云
テ、問タレハ、華カ云^ハ、ソレワ、九仙一ナリ、龍宮ノ心
ソ、大羊ハ、一^{ナリ}ナリト云タソ、此モ、サゲンニアルトシタ
ソ、洛ノ字モ、フシンナソ、痴^一ノ^一ハ、ナイソ、^ハ參龍、
古有^一一^一氏御龍氏求其嗜欲飲食^{48オ}一^一之^ニ、上古^ニ、參^一一^一ト、御
一^一ノ二人アリ、參ハヤシナウトヨムソ、龍ノ、コノンテ、
ノミクウ者ヲ、知テ、コシラエテ、カイ入レタゾ、龍カ、ナ
ツイタソ、龍^ク多^ク帰^ルレ^ニ一^一雌^{ヒソカニ}潜^ス死^シニ^シ、^テ以^テ食^ハニ^ニ夏^ニ后^ニ、
ヨウカイナツクルホドニ、龍^トモカ、參^一氏カ所^ニ、帰シタ
ソ、メ龍カ、死タソ、ヒソカニトアルホトニ、コロイタカ、
ソレヲシ、ビシヲニメ、夏ノ王ニ、マラム、ハマシメタソ、
左^ルニアルソ、漢書ノ、高祖紀ニモ、高祖ハ、龍ヲカウタ、劉
累^ルト云者ノ、子孫トアルソ、^ハ騎^ル龍^ニ、^イ帝^ヲ鏹^ノ鼎^ノ荊^ノ山下^ニ一

25 『韻府群玉』当該項目には「參龍（中略）龍多帰之、一雌死借^{（借ハカ）} 醢^{（醢ハ）}以食夏后」とある。
ある『春秋左氏伝』（昭公二十九年）には「龍一雌死、潜醢以食夏后」とある。
26 国会本・叡山本ともに「落」とするが、『韻府群玉』当該項目には「墜」とある。なお、出典の『漢書』『郊祀志』には「墜」とある。

成有^レ龍^下迎^ニ黃^帝一^一群^臣後^一官^從レ^上天^一上^一十^餘人^小
一^一臣^悉持^一一^一髻^一一^一拔^落ニ^ニ黃^帝弓^一、百^姓抱^レ弓^而号^一
三^皇ノ時^ノ、黃^帝、鼎^ヲ、荊^山ノフモトテ、イラレタニ、鼎
ガテキタソ、龍ガ、天カラ下^テ、黃^帝ヲ、迎^テ、天^ニノホツ
タソ、帝ノ、龍ニノツテ、天エ上^{タソ}、臣下、後宮ノ女房タ
チニ、十人アマリトモメ、天エノホツタソ、ハンノ小臣
ハ、龍ノヒゲニトリツイテ、上^{タソ}、ヒケカヌケテ、モタレ
タ弓ガ、ヲチテ、ソレニトリツイタ者ハ、ヲチテ、天エノホ
ラヌソ、百姓ドモ、ヲチタ弓ヲ、ダキカ、エテ、ナイタソ、
後^ニ名^ニ其^処一^一曰^ニ鼎^湖一^一弓^曰一^一鳥^号一^一、ノチニ、ソノ在所ヲ、鼎^一
ト云イ、ソノ弓ヲ、鳥^ト云ソ、^{49オ}一^一鳥^ハ、鳴^ノ字^ノ心^ソ、
弓ヲ、ダイテ、^{（鳴カ）}ニイタソ、^{（鳴カ）}ヒナク^ソ、ナゲイタ心ソ、
漢^郊祀^志天^ヤ、宗^廟山^川ノ神^ヲ、マツル^ヲ、シルイタヲ、
郊^一志^ト云^ソ、ソレニ、ノセタソ、鳥^号ハ、鳴^ノ口^ヲ略
シタソ、カラスノ心テハナイソ、^{（縮ニ）}龍[、]西^域方^一士^禹
^{（縮ニ）}一^一

左^ルとあり、「死」字と「潜」字とが転倒したか。なお、出典で
「墜」とある。なお、出典の『漢書』『郊祀志』には「墜」とある。

歩吹レ^{ムク}栞龍^{キツ}即浮^{スチヒ}出^{ツル}十餘丈更^{アタタメテ}一吹輒^{ハズカチ}一至^ル數一寸掇^{ヒワイテ}取^テ
 入^レ壺^ニ之^ニ旱^ノ処^ニ一^{ハナツテ}發^{ヲル}。レ^ル入^レ潭^ニ又禹^ハ歩吹^レ之^ヲ復^タ長^ク十^ニ數^ニ丈^{ナリ}
 須臾^ニ雨^ニ至^ル西域^ト云^ハ、必^ズ天竺^ニテ^ハナイソ、天竺^チカイ西^ノ
 国^{ナリ}、ソコニ、方士^{アリ}、方士^ト云^ハ、薬^ノ方^ヲ以^テ、秘^ス
 薬^ヲ、アワセ、又秘術^ナ一^ドヲ、スル者^{ナリ}、ソレカ、氣^ヲ
 吹^ソ、鉄柎^カ一^ナト、氣^ヲ吹^テ、イキノカゲノ中^ニ、吾身^ヲ
 現^シツ、ナドシタソ、ソノヤウナ心^ソ、禹^ハ、アルク
 ヤウナ^ソ、ナニトアユム^コヤラ、アユムニ、寸尺^{アル}カ、
 27 イキヲ吹^ハ、龍^カ忽^チ、ウキ出^ソ、タケ十丈^{アマリ}ナソ、
 又アラタメテ、別^ニ吹^ハ、ソノ長^イ龍^ガ、シヰマツテ、六七
 寸^ノ長^サニ、ナルソ、ソノ龍^ヲ、トツテ、小^ナ壺^エ入^テ、早^ヒテ^リ
 メ、雨^ヲホシカル所^エイテ、ツボカラ、龍^ヲトリ^ダイテ、ハ
 ナツソ、フチエ入^ソ、又禹^歩メ、氣^ヲ吹^ソ、又前^ノ如^ク、十
 丈^{アマリ}ノ、長^イ龍^ニナルソ、ヤガテ、トキノ^{50才}一^マニ大雨
 カフルソ、此^ノ一^ハ、葛^仙人^ガシタ、抱^朴子^ノ書^ヲ、ヒイタ

ソ、此書^ハ、コ、ニアリ、前^ニ、ソト、ミタカ、ヨウモ、ヲ
 ホエヌソ、28

一^ハ謫^龍、見^レ後^ニ、此^ノヲク^ニノセタソ、一^ハ画^龍、葉^公子^高
 好^ニ一^ハ天^龍聞^而下^窺ニ頭^於牖^ニ曳^ニ尾^於屋^ニ葉^公遠^一
 奔^走非^ニ好^レ龍^者一^ハ好^レ似^レ龍^也魯^非好^レ士^好似^レ士^者
 一^ハ也^也、葉^公ト云^者ハ、画^ニカ^イタ龍^ヲ、コノウタソ、
 天^ノ上^ニアル龍^カ、此^ヲキ^イテ、下^テカ^シラヲ、葉^ガ、家^ノ
 マド^エ、サシ^ノズンテ、ウチ^ヲ、ノソ^イタソ、龍^ノ尾^ヲハ、
 屋^ニナ^ガウ、ヒキ^ズツタソ、此^ヲミ^テ、葉^ガ、ヲソ^レテ、ト
 ヲウ、ニゲ^走タソ、本^ノモノ^一ヲ、ミタ^レハ、ヲチ^ヲノ、
 イタソ、龍^ヲ、コノム^デハ、ナイソ、龍^ニ、似^タ者^ヲ、コノ
 ンタソ、魯^ハ、人名^カ、又^国ノ名^カ、**莊**莊^子ナイ^ホト
 ニ、不^レ考^{ナリ}、魯^ノ国^ニハ、名^人ノ士^ヲ、コノ^ンデ、ホシ^ガ
 ルト云^エドモ、士^ヲコノム^デハ、ナイソ、士^ヲコノム^ニ似^タ
 ソ、本^ノ名^ヲ、得^タ士^ガア^レハ、用^イモ^セイ^テ、ケツク、ヨ

27 「禹一ハ」から「寸尺アルカ、」までは、国会本・叡山本には「禹一ハ、アルクヤウソ、ナニトアユムコヤラ、」(国会本による)とのみある。
 また、本項の末尾に当該箇所に関わる異文が付記されている(次注を参照のこと)。

28 国会本・叡山本は、この後に「禹歩ハ、アユムコソ、ナニトアルコソ、アユム、寸尺アルカ、」(国会本による)という文言を持つ。

ケテ、ヨソエ、デチガウヤウニスルソ、コレイワウ為ナリ、
 龍ハ、タトエナリ、葉カカ、龍ノコハ、物ニ多云コソ、禪泉
 ニモ、多ソ、參禪ヲ、コノムカヲ、スレトモ、本ノ活機ノ、
 師家ニ、アエバ、ヲソレテ、ヨリツイテ、物ヲモ、トワヌソ、
 禪ニ似タコヲ、一云テ、アヅクル、老師ニハ、シタシムソ、
 〈又〉張僧繇安樂寺一ニ龍ニ云点レ睛即飛去人_{メニス}為点ニ
 其一_{ノニ}須臾雷霆破_{フル}レ壁、僧一ハ、エカキナリ、コトニ、龍ガ、
 エモノソ、安一寺ノ壁ニ、龍ヲ、ニ、カイテ、云コハ、此龍
 ニ、マナコノ、ヒトミヲ、点シタラハ、飛テ、天エ、ノホラ
 ウズホドニ、ヒトミヲハ、ワザト、カ、ヌト云タソ、ソレヲ
 キイテ、人ガ睛ヲ点ジタレバ、アノ如ク、飛テ〔去〕タソ、
 カミナリガメ、寺ノカベヲ、ヤブツテ、天エ、ノボリ去タソ、
 不_セ点_ツレ眼者_ハ見_ス在、マナコヲイイレヌ、一ノ龍ハ、今ニ現ニア
 ルソ、**水衡記**_(備心)トアリ、水ノコヲ、シタ書カ、衡ノ字_{カシ}《カ衡》
 ハ、フクムト、ヨ一ムソ、水ノ字ノ心、不詳ソ、_ト屠_ト龍、
 莊子ニアルコソ、詳_レ屠、此ハ、龍ヲ、ハウチヤウスルコヲ、

ナラウタコハ、用ニタ、ヌコヲ、学シタコソ、_ト勾_{フク}龍_リ、
 后土氏ナリ、后土ハ、土ノ総ノ名ソ、天ヲハ、皇天ト云イ、地
 ヲハ后土ト云ソ、后ハ、キミトヨムソ、タツトフ心ソ、
レ燭{シヨク}龍、鍾山神名_ノ一_ト天不_レ足_ニ西北_ニ无_ニ陰陽消息_ノ、燭
 一ハ、鍾山_{セウ}ノ、山ノ神ノ名ナリ、天ハ、昔カラ、西北ノ、イ
 ヌイノ方ガ、タラヌホトニ、陰陽寒暑ノ、氣候カ、ナイソ、
 消息ハ、サムイ、アツイノ、イキ、ヲ云ソ、ヲトツル、コヲ、
 ソノ心テ、コ、ラニ、フミヲ、消一_トト云ソ、此ノ間ハ、
 アツイ、サムイニ、ワツライモナイカ、ツ、ガナイカト云テ、
 知_シトノ方エ、フミヲヤツテ、問ソ、ソレカラメ、云タコソ、
 有_リ龍_ヲ衡_ヲレ_テ火照_ニ天門_ニ名_ク一_ト、燭ハ、テラストヨムナリ、
 天カカケテ、日月ナイホトニ、クライ所ヲ、鍾山ノ龍カ、火
 ヲ_レニフクンテ、西北ノ、天門ヲ、テライタソ、山神ノ龍ハ、
 火龍テコソ、アツ、ラウソ、
 象龍、馮_フ奉_フ世_セ大_{ダイ}宛_{エン}得_{トク}二名馬_ニ一_ト、馮_フ一_ト、字ハ子明ナリ、
 三十ノ年、左伝ヲ学テ、ソノ義理ニ、クワシイソ、兵書ヲ、

29 国会本・叡山本ともに「勾」とするが、『韻府群玉』当該項目には「句」とある。ただし、「勾」字と「句」字は通用するため、校訂は施さない。

ハ、面白イ記ノ名ソ、^ハ槐龍、趙宋遯英閣^ノ如^レ、趙一
ハ、趙氏ナリ、小一^ハ月一^ハ走ト、无準ノ宗派ノ口ノ末ノ頌ニ、小
一ト作タソ、宋ヲ云ヘタソ、東坡カ、時ノ、宋ソ、宋ノ宮
^{54ウ}「中ニ遯一閣アリ、ソコニ、二本ノ槐アリ、大二^ハ屈曲メ、
龍ノ如ナソ、谷詩ニ、延和西路古槐陰、トアリ、延和殿ノ、
西ノ路ニモ、槐ヲウエラレタソ、槐ノ葉ガ、日ヲ、イニナツ
タソ、風動一舞^ウ、夏ス、シイ風カ吹テ、葉ヲウゴカイタレ
ハ、龍ノマウヤウナソ、坡句ナリ、延和遯英ハ一所ソ、^ハ
水中龍、晋王濬造^シ戰船^一謠^ウ曰不^レ畏^ニ岸^一上^ノ虎^一只^レ畏^ニ一^ハ
一、晋ノ王一カ兵ノ船ヲ、水イクサセウドテ、船ヲツクツタ
レハ、京ワラノ如ナ者カ、ウタニ、ウタウタソ、此ハ、蜀カ
ラ、東ノ吳魏シタガエニ、クルヲ、フセグ兵船ヲ、魏ニ造タ
ソ、^{55サ}「魏吳蜀ノ国ノ主ガ、タガイニ、余ノニヲ、ホロボメ、
吾レ一人メ、天下ヲ、トラウトシタソ、三ノ国ヲ、三ノケモ
ノニ、タトエタソ、吳ハ、犬、魏ハ虎、蜀ハ龍^{前ハ}、ニシタソ、
岸ノ上ニ^ハクカニアル虎ヲハ、人カ、ヲソレヌソ、タ、水
ノ中ニ、ワタカマツテ、ヤル龍ガ、コワイ、ヲソロシイ者ナ

リ、蜀ヲ、ヲソレタソ、**史**ハ晋書ノヲナリ、晋書ノ王一カ伝
ニ、ネンゴロニアリ、

^ハ蜜^{前ハ}雲龍、趙宋神宗下^ニ建州^一造^シ一^ハ茶^一、神宗帝ノ建
州エ、勅ヲナシ下メ、密一^ハノ茶ヲ、サセラレタソ、御ノミ

ノ、メシノ茶ノ為ナリ、建州ノ中ニ、建漢^{前ハ}ノ茶ノ名園アリ、
日^{55ウ}「本ノ宇治梅尾^{トガ}ノツレソ、密^ハ一^ハ茶ノミ、ヤ
ウ、別ナカ、茶ヲ、ラツチヤノ、ヤウニ丸メ、カタヲスルソ、

龍ノナリニメ、マワリニ、雲ノコマカニ、ウスマウタナリヲ
スルゲナソ、龍ノナリニスルホドニ、雲ハ、龍ニツキシウ者

ナリ、**谷詩注**谷詩ニ、茶ト香トノ詩多ソ、
^ハ物化^レ龍^ト、有^ニ蛇^一蠋^一化^メ成^ニ之^ハ龍^ト、**抱朴**蠋ハ句会ニ蜀葵ノ

中ニアル蚕ナリ、アライハ、蜀葵ハ、ナニトヤウナソ、コ、
ラニアルカ、ソノ中ニ、カイコアルヲ、蠋ト云ソ、蚕ハ、蜀

ニイワレアルヲソ、蠋モ、蜀ノ心アルソ、蠋^{前ハ}ハ、虫ナレト
モ、ヲソロシイ者ナリ、蠋ハ、蚕トシタガ、龍ト化シサウモ

ナイソ、サレトモ、「化スルハ、シラヌヲソ、大鯉^{前ハ}登^テ龍門^ニ

一化^メ為^レ龍^ト不^レ登^ク者^ハ点^ム額^ス暴^ス腿^ヲ矣、**白帖**鯉ノ、大ナ、フルコ

ビタハ、龍門ノタキノ、アル山エノボルソ、上リウレハ、龍
 ト化メ、エ上ラザル者ハ、ヒタイ打テ、アギト、ヲトガイヲ、
 サラメ、下エヲツルナリ、俗ノ進士及第スルト、僧ノ得道メ、
 印一可ヲトルトヲ、鯉ノ龍ト化スルニ、比シタソ、ササモ、十
 地ノ法雲地ニ至レハ、一轉ム、仏一地ニ入ソ、化龍ニタトエ
 タソ、北礪ノ泉ニ、積一行ササ曝ニ顯、於龍門一、トセラレタ
 ソ、コ、ニ、暴ノ字ヲ、カイタハ、日ヲ略メ、ソ、曝ガ、本
 ナリ、日ノナイハ、暴、ニワカトヨムソ、又ハ暴惡ノワル
 イ心ソ、騎一龍鴻一者一得下龍子如ニ守宮ニ十余上養レ之長一太
 稍有ニ去一者一旦鴻一者騎一龍仙去、白氏龍ヤ、鴻ニノル
 者アリ、仙人ノツレナリ、龍ノ子ノ、イモリノ如ナルヲ、十
 アマリ得テ、コレヲ、カウテ、センノニ、大ニナルソ、龍
 トナツテ、トビ（トビケルカ）者アルソ、鴻ニ、ノツタ者ハ、一旦化メ、
 龍ニノツテ、仙人ニナツテ、イヌルソ、盧公ト云タ者ハ、鴻
 ニノツテ、飛マワルソ、白帖ト云書ニアリ、白氏ノ者ガ、シ
 タソ、費長房竹杖化レ龍、杖ノ字ノ所ニ、詳ニアリ、東漢ノ者
 ナリ、汝南ト云所ノ、ウマレン、初ハ、市椽一官ナリ、市ニモ、

官ヤ、奉一行カアルソ、官ノタスケニ、ワキノ官ヲ、エント云
 ソ、椽ノ心ソ、タルキハ、家ヲタスク（タスク）ル者ナリ、費一、
 ノチニ、壺公ト云仙人ニ、ソウテ、仙ヲ学タソ、壺カ、竹ノ
 杖ヲ、トラセタソ、此ニ、ノツテ、イキタイ所エ、行ケト云
 タソ、雷煥（ワウケン）之子佩レ劍至ニ延平津（ニヒ）一化為レ龍、劍ノ所ニア
 リ、古文真宝ニ、龍光射ニ斗牛之野一、ト、滕王閣ノ記ニナイ
 タソ、此劍ノ一、陶侃椽化レ龍、ハタフル、椽ヲ、壁ニカ
 ケテ、ヲイタレハ、風雷ガシテ、ヲサガ、龍ト化テ、インタ
 ソ、下平ノ椽ノ所ニアリ、史生得ニ紅葉化レ龍（衍カ）、史生ハ、
 ドコノ者、何ノ代ノ者トモナイソ、勻府排勻ニミエタソ、
 華山ニ遊タレハ、紅葉一片アリ、大ニヒロサ、タナ心ホドナ
 ソ、紅ノ、イ一ロコウ、ミゴトナソ、アイシツベイソ、流
 ニシタカツテ、此葉カ、下行ヲ、史一カトツテ、フトコロニ
 入テ、ヲイタソ、ソツト、イナナルホドノ、アイタニ、フト
 コロガ、ヒヤ、カニ、ヲモイ心ガシタソ、葉ノ上ガ、イゾノ
 一ト、ハタライタソ、史一ガ、ヲトロイテ、ヲソロシウ思テ、
 林ノ中エ、ステタソ、ヤガテ、白イ烟カ、谷ニ一ハイ、打ヲ、

ウタソ、史一山ヲ、ヲル、一、ナカラモセヌニ、風雷シテ、

龍トナツタソ、西陽雜俎ノ書ニアリ、予ガ前ニ、鹿苑寺院カ

ネタ時、北山テ、楓ノ時分ニ、会ヲナイタニ、紅葉化龍ヲ、

題トメ、評レ詩ソ、³⁰龍化人、張公諱、^{イミナハ}路斯為ニ宣城令

一夫人石氏生二九一子二張公釣ニ於焦氏臺一帰則体常湿而

寒夫人問レ故曰我龍也、^ト人鄭祥遠亦龍也、張公ト云人アリ、

イミ名ハ、路一ナリ、夫人一、女房ハ石氏ナリ、子ヲ九人ウ

ンタソ、張一焦臺ト云所ニ、釣ヲスルソ、クレテ、浦カラ帰

レハ、身ガイツモヌレテ、ヒエワタルソ、女房ガ、フシンニ

思テ、イワレヲ問タレハ、吾ハ龍ナリト、コタエタソ、又リ

クト云所ノ者アリ、鄭一ト云ソ、ソレモ、龍ヂヤト云ソ、

与^レ我争^ニ釣^ル処^ニ宝^殿明日^ニ当下^ニ戦^ス使^テ九^子一^ヲ助^ケ上^レ我^ニ々^々

領^ニ絳^綃一鄭^青綃^一明日^ニ射^テ青^綃一^中レ^ニ九^子皆^ク化^シ為^リ龍^ト、鄭一

一ガ、我ト此ノ釣リスル所ノ、宝殿ヲ、アラソウソ、ホシガ

ル一ソ、明日必、コ、テ、タ、カワウスルソ、我ハアカイ

者ヲキウソ、鄭ハ、アライ色ヲキウソ、ソレヲヨウミテ、九

人ノ子ヲメ、我ヲタスケテ、クレラレヨト云タソ、明日必鄭

ガキテ、戦ソ、アライ者キタ、者ヲミテ、射アテタソ、九人

ノ子モ、皆化メ龍トナツタソ、^ニ坡^作碑^云扶^風馬^孺子^戯二郊^亭

上^ニ有^リ一奇^一女^一墮^レ地^ニ光^ニ晡^ニ少年^ニ駭^ス且^ツ悦^レレ^テ女^ノ怒^リ曰^ク故^{モト}

二釣^一天帝^一宮^一吾^レ心^ニ修^ム一^{ナリ}大^ニ被^レ謫^ス七^日当^レ復^ス云^々化^為

二白^龍一、^ハ柳^文扶^風ハ^雍州^{ナリ}、モトノ、ミヤコナリ、ソコノ

馬一ト云ウ、ワカイ男ナリ、孺子ト云ハ、ヲサナイ、童子

ヲ云ソ、馬カ郊一ノ人ナカテモ、野ヤ村ノ、ハツレニアル亭

ニ、アソヒタワ^一フレタニ、奇異ナ、ミメヨイ女カ、フツ

ト、現シタソ、馬ガ、ヲトロイタガ、ヨウミレハ、ミメガ、

³⁰ 国会本・叡山本は、「龍化人」の前に次の文言を持つ。「妾名ニ桃葉一王猷之二一桃一葉一入声ノ楯ノ所ニ桃葉復

桃葉渡レ江不^レ用^レ楯トアリ詩ノ心不^レ詳江ヲワタルニ楯ヲモチイヌト云ハナニト云心ヲ美人ヲカチニシタ心カ此ノ一ハ龍ノ所ニハ不^レ入^レ誤^テ書^ク

ソ」（国会本による）。『韻府群玉』入声十六葉・葉では、「化龍紅葉」の直後に「妾名桃葉」を配するため、「化龍紅葉」を参照した際に、誤って

続く「妾名桃葉」をも抄したものと推される。

³¹ 「使」字を再読して、一点の後は「使」字に返るものと見て、二点は補わない。

ヨイホトニ、ツレテキテ、女房ニモセウト思テ、シウチヤクシタレハ、女ガ、大ニイカツテ云「ハ、吾ハイヤシイ所ノ、者テハナイソ、鈎^キ天ト云フ、高イ天ノ、天帝ノ宮ニ、ミヤヅカウ者ナリ、吾ガ心ガ、ヲコリスキテ、クワンタイナニヨツテ、流レテ、下界^カエ下タソ、七日シテ、又天エカエラウスト云テ、白龍ト化メ、去タソ、柳文ニ、謫^レ龍ノ文アリ、僧講^ス経^ヲ一^リ叟^リ来^キ听^ク曰^ハ某^ノ山^ニ下^リ龍^ニ也^ニ幸^ニ歳^ノ早^ク得^テ聞^ル来^ル此^ノ僧^ノ曰^ク能^ク救^フへ^ル旱^ヲ乎^ト曰^ク上帝^ス封^ス江^ヲ湖^ニ有^ル水^不得^レ用^ル、僧^一、僧カ経ヲ談シタソ、ヒトリノ叟^オノ老人^ニ一^キテ、キイテ云タソ、コトシハ、ヒデリテ、雨ヲフラスル^ノ、ヒマノ入ル^ノナイホトニ、ヒマノアルヲ、サイワイニメ、談義キ、ニ、コ、エマイツタト云タソ、僧ガ云ソ、コトナイ旱テアルカ、ソレヲスクウ^ヲハ、エセマイカト云タレハ、天帝カラ、世界ノ江湖ノ水ヲ、フウシツメテ、ツ^ツカレタホトニ、水ハアレトモ、吾カ、エシン^{ダイ}セスト云タソ、僧カ、此^ノ硯^水可^レ用^乎乃^吸レ^ル水去^レ是^ヲ夕^ニ大^ニ雨^{フル}悉^ク水^{ナリ}、水アレトモ、エツカワヌト云ソ、

ヲレカ、此硯^水ヲハ、エ用イマイカト云タレハ、ソノ水ヲ吸テ、インタソ、ソノ夜、大雨カ、フツタソ、アマ水カコトノ^ク、スミノ色ニ黒ソ、龍ヤ、鹿ヤ、雉トモノ、一^ニ経^ヲヨムヲキ、談義ヲキイタ^ヲ多ソ、石サエキイテ、ウナツ「イ^イタ^ヲアリ、^人似^レ龍、^黄憲^与ニ^李元^礼俱^娶ニ^桓温^女一^人謂^フ両^女俱^乘レ^龍、**権宜**覽^後漢^ノ黄^一李^一ト、フタリ、桓一^一カムスメヲ、二人メニシタソ、世界ノ者カ、ヲモウタソ、二人ノ女ハ、トレモ、ヨイムコチャト云タソ、ムコヲ、乗龍ト云タソ、ムコノヨイヲ、ホメテ、人中ノ龍ニメ、云タ^ソ、権宜覽^ノ書ハ、ミスソ、名モ、此ヲミテ、知タソ、タカシタ書ソ、^又華^歆管^寧邴^原為^レ友^号為^ニ一^龍、歆^龍頭^原腹^寧尾^{ナリ}、**魏志**華^一管^寧邴^原ヲ、一^龍トシタソ、三人兄弟ノ如ナ、友^一ナリ、歆ヲ龍ノカシラトシ、原ヲ、ハラトシ、寧ヲ尾トシタソ、寧ハ一ヲトリテ、ミエタソ、トレモ、魏ノ時ノ者ナリ、晋^時童^謡五^馬渡^レ江^一馬^化為^レ龍、ワラウベウタニ、五^一、五人ツレタチテ、江ヲワタツテ、晋ノ地エ入ラレタソ、

32 『韻府群玉』当該項目には「晋童謡、五馬渡^ル江、一馬化^メ為^レ龍」とある。「時」字は、『玉塵抄』が独自に補ったものか。

馬ニタトエタソ、五疋ノ馬カ、同ヤウニ江ニ、ウカウテ、渡
タソ、ソノ中テ、一疋ノ馬カ、龍トナラウソ、龍ハ、王位ヲ
云ソ、即チ、元帝ナリ、元帝ノ晋ノ王ニナラレタソ、此ノ
ヲ六角ドノ、コニ、横川桃源サシマシタソ、佐々木ノ四郎宇
治河ヲワタサレタホトニソ、徐庶曰孔明臥、南陽ノ草廬ノ、
ワラヤニ、フセツタレトモ、龍ノ如ナ、一者ナリ、五代李克
用一一目微眇、号ニ独眼一、カタメナリ、サレトモ、コワ者ナ
リ、目ヒトツアル龍チヤソ、祖師ニモ、明招ヲ、独眼龍ト
云タソ、カタメナリ、錢ニ鏐作ニ警枕一号ニ不睡一、五代ノ
末ノ吳越王錢一警枕ヲ作テ、セラレタソ、マルウメ、クルリ
ノ、転メ、シツマラヌホトニ、ネラレヌソ、警レ睡心
ソ、サテ不睡龍ト云タソ、司馬温公モ、警一ヲ用タソ、僧
ニ哲侍者ト云タカ、円木枕ヲ用タソ、秦使者夜過ニ華陰、有レ
人遮、ニ使者一曰今年祖龍死、謂ニ始皇、龍君象、祖始也、秦ノ
ツカイガ、夜華一ト云所ヲ、トヲルニ、ミチヲサエテ、人ガ
デ、一云一ハ、コトシ一一定祖龍ハ、シナウスルソ、此
ハ、始皇ヲ云タソ、天ガ、ツケタソ、龍ハ、君ノ位ニトルソ、

王ニカタトルソ、祖ノ字ハ、始ノ心ソ、荀淑子八人、荀氏八
龍、慈明无双、荀氏ニ兄弟八人アリ、八龍ト云タソ、八トハ
ヨマヌソ、ハチトヨムソ、八龍、婦二月一且、ト谷モ作タソ、
周謙議賣禹鈞、五子相繼登一科号ニ五龍ニ丹桂五枝芳、トホ
メテ、詩ニ作タソ、吾願身為レ雲、東野化為レ龍、四方上一下
逐、ニ東野一雖レ有ニ別離、无レ由レ逢、**韓**文ニアリ、韓カ孟郊ト
友トナツテ、交シタシイナリ、韓カ、ネガイコニ、詩ニ作タ
ソ、吾ネカワクハ、吾身ハ、雲トナリ、孟東野ハ、龍トナリ
一、タイソ、龍ト雲トハチツトモ、ハナレヌ者ナリ、天地ノ
中、四方カミシモ、トコマデモ、孟一ヲ、ワイアルイテ、ハ
ナレマイソ、今此身ハ、ワカル、コハアレトモ、一タビワカ
レテハ、又アウコハ、ヨシモナイソ、人間ノ肉身ハ、思ウヤ
ウニハナラヌソ、龍ト、雲トニ、ナリタイソ、韓雲孟龍ト云
タソ、宋織人中之龍、歟、詳レ壁、宋一カコハ、勻府ノ、壁ノ字
ノ所ト、排勻ノ宋ノ所ニアリ、大ガイ同ソ、晋ノ者ナリ、遠
操アリ、トワイサキノコヲ、心エタソ、遠慮アルソ、人ニモ、
ウチヤワヌソ、西ノ国ノ、酒泉郡ノ南山ニイタソ、酒泉ノ守

護ノ馬ウマ炭ト云ガ、アワウアワウ一ドテ、キタニ、高イウテナ、重々ノ閣ノ上ニイテ、デアワヌソ、《ソコテ》炭ガ、ブケウハ、セイデ、ホメテ、嘆ウツメ云タソ、名ハキ、ツベイソ、ソノ人身ハ、ミガタイソ、徳ノ高ヲハ、アラキハセウソ、チカウヨツテハ、エミマイソ、今ヨリメ後ハ、宋一ドノ人ノ中ノ韻チヤヲヲ、知タソ、ソコテ、詩ノコトバヲ、石ノカベニ、題シタソ、ソノコトバニ、丹崖百丈、青壁万尋、丹一ハ、インキヨメ、イ所ノ山ノキシノアカイガ、《高イ一》、《百丈ケウシイソ、アライカベノヤウナ山カ、万尋ホド、高ウソヒエタソ、尋ハ、七尺ヲ云ソ、名モ、徳モ、高イホトニ、イラル、所モ、高ソ、奇木ウツ鬱ウツ、蔚ウツトメコトシ若トウノニ一鄧林一、ソノイタ山ニハ、色一々ノ、奇特ナ、マレナ木トモアルソ、ハエシゲリタソ、蕪一ハ、シケル心ソ、鄧一林ト云テ、大木ノシケツタ林アル、ソノ如ナソ、其一人トシ如レ玉ノ、維コレノ国ケチホシ之マ琛ン、ソノ高イ山ハ、（前ハ）エタ林ノ中ニ、イタ人ハ、玉ノ如ナソ、テウホウト云心ソ、国

ノ宝ソ、琛ハ、タカラノ玉ナリ、室チカク邇シトニス人遠実ツ、劳ニ我心一、此ノ人ノイタ家ハ、チカイソ、炭ガ、所トハ、チカイソ、ソノ人ハ、人ニアワレヌホドニ、千里万里、トヲウ、ヘタ、リタソ、アイタケレトモ、アワレヌホトニ、吾カ心ヲ、辛勞スルマテソ、尋林琛心ノ四字、侵スモジノ、勻フヲフンテ作タソ、能智才藝ノ一ハ、シルサヌガ、名ト徳ト一ヲ、イカウホメタソ、晋書ノ本伝ヲミタニ、天地日月ノ学ヲアキラメタソ、物ヲナラウ弟子三千餘人ナリ、名人ナルホトニ、国コヨリ33カラ、ヨベドモ、テ、ツカワレヌソ、侖吾ヲ注シ、毛詩ノ頌、数十万一言ガシヲ作タソ、博学ノ者ナリ、年八十二ナレドモ、学ニスイテ、チツトモ、クタヒレヌソ、ノチニ張祚ツノ方カラ、使ヲヤツテ、色一々ニ、云ナダメテ、ヨヒダイテ、太子学問ノ友ニセラレタソ、八十二デ、スキタソ、年号ウツ黄一前漢宣帝ノ年号ナリ、一年デ、改元カイシタソ、アラタマツテ、別ノニナルヲカイゲント云ナリ、人名一ハ舜納ノダウケシ言一官644ナリ、納ハ

³³ 国会本・叡山本には「国ニウリ」とあり、叡山本には「如本」という注記が施される。しかしながら、『晋書』「列伝」（第六十四・宋織伝）には、「明究經緯、弟子受業三千餘人、不應州郡辟命」とあり、「コヨリ」が「郡」字に対応するのであれば、東大本が原態を残すものと推される。

ケタマハツテ、イタソ、揖一、王エタイメンメ、イツノ礼バ
 カリメ、ヲカマヌソ、コチノ王ノ位ト、ムカイノ王ノ位ノ、
 高下ヲ、ハカツテ、晋ヨリ、呉越ハ、サガリタ心テ、拝セヌ
 カ、ソコハシヌ^(シラス心)ソソ、**五代**ハ五代史ソ、欧陽カ作タケナ
 ソ、**龍**^(龍心)、草名ナリ、**柳寒**花助^{スス}ニ葱^ソ一、柳文ニアリ、
 寒一ハ、冬ノ時分ノ花カ、冬ハ、花ハマレナソ、ワビタサム
 イテイニ、アル花カ、此葱一ノ草ヲ、タスケテ、サイテトモ
 ナウタソ、**瓏**^{トウ(マ)}、**禱**^{イノルヒテリソ}早^ヒ玉名、此ハ、雨ヲコウカ、又
 ハアマリ、ナガ雨カフルボトニ、**早**ライノル^(ホホ心)〔○カ、〕玉ヘン
 ニ龍ヲカクホトニ、雨ヲコウノ玉カ、コ、ニ禱^レ早トアリ、早
 ライノル玉カ、又禱^ル早^ニノ心カ、ヒデリライノル^ハ、マレナ
 ソ、祈^レ晴^レト云^フハアリ、ソレハ、暫時、雨ガ、五日モ、十
 日モ、フレハ、ハレライノル^ハアリ、**大**ヒデ^(ホ)〔○リ〕ヲ、イノ
 ル^ハ、イツタウナイソ、
 「**春**」^{セウ}、古者雍父^ル〔初〕^ヲ作^ルレ、雍一ハ黄帝ノ臣ナリ、ハ
 シメテ、米ヲ、ウスツク^フヲハシメタソ、詩ノ生民ノ篇ニ、

或^{ハズキ}一^ハ或^{ハズキ}揄^{ハシメ}
 先祖ナリ、五谷ノ、タネヲ、マキウユル^{ナ(ホ)}ヲ、シソメテ、
 天下エ、ホトコサレタソ、ソノ徳ヲ、ホメタ詩ナリ、ソノ
 ツクリソメラレタ、五谷ヲ、ツクリツバケテ、今トリヲサ
 メ、カリヲサメテ、ウスニ入テ、ツキ、ウスヨリ、カキタ
 イテ、ヒルソ、カシムイテ、キャウニメ、天帝ニマラセ、
 后稷ニ^ニマラセテ、^ニマツ、テ、恩ヲ報スルソ、天帝モ、
 ウケラル、ソ、**西羌伝**^ニ水一^ハ河^ハ漕羌ハ、西戎ナリ、
 西一方ノエヒスナリ、羊ヲカウ者ヲ云ソ、サルホトニ、羌ハ、
 羊ノ人ト、カイタソ、羌ノ類多ソ、百五十四種アルソ、西
 羌伝ハ、漢書ニアルカ、東夷伝南蛮伝アルソ、水一ハ、水
 デ米ヲツク^フアリ、相国寺モ、モトハ、御灵ノ東^ヲノ相国
 寺ノ東門前鴨^川カ、トヨリタソ、ソノ水ヲ、水^車ニカケ
 テ、法住院ノ、タツミノ方ニテ、米ヲ打セラレタソ、一夜
 ニハ、二石アマリ、白ニナツタト、イワレタソ、都聞寮カ
 ラ、打セタソ、伯州会^ニ下寺アリ、「ソコニモ、川ノ水ヲ、

34 国会本・叡山本には「月」とあるが、東大本が原態を残すものと推される。

カケテ、上ニ大ナ箱ヲサイテ、ソレエ、河ノ水ヲ、カケテ、
 アヤツ、テ、下ニ米ヲヲイテ、ウタセタソ、ソノタクンタ
 器ヲ、僧^ツ都ト云ソ、ナンノ僧^ツ都トヤラ云タカ、田エ水ヲ
 トツタソ、ソフセラレタニ、ヨツテ云ソ、此カ、水^{セウ}一^ソソ、
 河^{ナツ}一、漕ハ、コグトヨムソ、舟ヲコグ^ソツソ、海ヤ、川ヲ、
 舟ニ米ヲノセテ、京エノボスルソ、此ヲ運^ハ漕ト云ソ、運ハ
 コプトヨムソ、此ニモ奉行アリ、転運使トモ云イ、運漕判^シ
 官^{ナト}ト、云ソ、都運ト云ハ、西海カラヤ、南海カラヤナド、
 ナン^ハ一^ハ百ソウモ、ノボル、総ノ運漕ノ奉行ソ、都ハ総
 々^ハ〔ヲ〕、ツカサトルヲ云ソ、^ハ機^ハ春、^ハ一^ハ潺^ハ湲^ハ力^ハ孟^ハ郊^ハ
 カ詩ナリ、水^一

一^ニト、谷カ句ナリ、人ノ智ハ、スケル、ト云ヘトモ、无心
 ノアヤツリニハ、マサヌソ、杜預^{ヨル}作^ニ連^ハ機^ハ水^ハ礎^ハ一、水礎ハ、
 馬テヒカセタ^ツアリ、水礎モ、ソノツレカ、水^一ハ、ミヌホ
 トニ、シラヌソ、此モ、水ヲアヤツリテ、石ウスヲ、マワイ
 タ者ソ、一^ハ鉛^ハ春、崎^ハ嶮^ハ等^ハニ^ハ一、世間ミヤツカイノ、
 道路タカウ、ヒクウ、ウネリ、クネリテ、アルキニクイ、ケ
 ワシイ心モアリ、労メ、功モナイソ、タトエハ、鉛^ハノ杵^ハヲ以^テ
 テ、モノヲツキ、米ヲツクヤウナソ、デキメカ、ミエヌソ、
 漢江^ハ都^ハ王^ハ罪^ハ一^ハ人^ハ以^テニ^ハ一^ハ杵^ハ一^ハ不^レ中^ハレ^ハ程^ハ輒^ハ一^ハ掠^ハ一^ハ本^ハ下^ハガ^ハヲ^ハシ
 タ者ニハ、鉛ノキネテ、ウスヲツカセラレタソ、ヨイホトニ
 ナケレハ、ツエデウタル、ソ、ツミノカルイ、ヲモイニ、ヨ
 ツテ、ツエノ数カ、定テアルソ、^ハ宿^ハ一^ハ春^ハ、適^ハ百里者^ハ一^ハ
 一^ハ百里^ハホト、トヲウ行モノハ、ヨイニ、デタチノ、米
 ヲハ、ツカヌソ、宿ハ、アラカシメ、ヨベトヨムソ、ヨイノ
 心モアリ、又ヲウマエノ心モアルソ、一^ハトヲウユク者^ハハ、

35 『韻府群玉』当該項目には「宿春 適百里者一糧。詳糧」とあり、三字分の省略記号（原本では二本で二本目が長く記される）には「宿春糧」
 が対応するものと考えられる。

アスノ、デタチノ米ヲ、ヨイニハ、ツキシロメヌソ、大ハ、
 マエニコシラエテ、多ウコシラユル^レカ、不^レ詳ソ、^ハ賃春、
 後公沙穆^ニ為^ス呉祐^カ一^ス、公沙ハ、複姓ナリ、穆ハ、五人^子ヲ
 以タソ、トレモ名ヲシラレタソ、公沙五龍トイワレタソ、呉
 祐カ^ニ為^ス、賃ヲトツテ、ウスツイタソ、ウス杵ノアイタテ、知
 一音セウト云テ、ケイハ^{ケイハ}、クヲシタソ、詳^レ父トアリ、父ノ所
 ニハ、ミエヌソ、呉祐字ハ季英後漢ノ桓帝ノ時、孝廉ノ科ニ
 アカツタソ、四ノ行ノヨイヲ以テ、斉ノ膠東王ノ宰相ニナツ
 タソ、四行ハ、四ノ行^ニ述^{セキ}ノ^ニナリ、敦厚^ハマタウアツイ^ニ一^ニソ、
 ケイハクニナイソ、質朴^ハタ^ニシウカサラズ、アリメナソ、遜^ニ
 讓^{シヤリ}ヘリク^ニタツテ、^ニ万^ニシンシヤクメ、人ニユヅリテ、リウン
 セヌソ、節^ハ儉^{ケシ}ヲコラヌソ、スグワラシ、カサラヌソ、スベイ
 一ヲ、チガエズメ、物ヲ、カンコニメ、イタツラニ、セヌソ、
 ヨイ^レハカリソ、^ハ高^ニ春、日所^ル入^ル処、日ノ入ル所ノ名多
 ソ、虞淵細柳ナトトモ云ソ、又山名ナリ、^ハ下^ニ春、日^ニ三^ニ淵

一隅^ニ一^ニ日^ニ高^ニ春^ト一^ニ時^ニ至^ニ連石^一一^ニ一^ニ、^ハ晡^ノ後^{ナリ}、^ハ晡^ハ、
 申^ルノ時^ソ、日^ノ至^ニ悲^ニ谷^一一^ニ云ナリ、晡時申ト云ソ、十二時ノ
 歌カ、泉ニアリ、子丑寅ノ十二ヲ、カシラノ句ニ、一字^三六^ツ、
 、^ハニシタソ、^ハ鷄^一鳴^一丑夜半子ナ^一ト、^ハアリ、日ノクレ
 テ、西ノ海ノ淵ト云所ニ入ヲ、高ト云ソ、此ガ七^レ時ソ、
 日ノ連石ト云所ニ入ヲ、下ト云ソ、六時ソ、春ト云ハ、日
 ノアシカ、西ノ山ノハテ、アカツ、サガツ、スルガ、ウ
 スノ、モノヲツクヤウナホトニソ、^ハ淮^一南^ニ子^ノ書^ニアルソ、
^ハ一^ニ戈^ニ春、不道^レ礼^意以^ニ詩^一書^一為^レ之^ニ猶^ニ以^レ指^レ測^レ河^一一^ニ
^レ黍^也^三、^ハ荀^勸学^一不道^レ礼^意ノ四字、ヨミカタク、又心エガタ
 イソ、フタウニ、無^レ道^ニニメ、詩書ヲ以テ、礼儀ヲナス心カ、
 ナラヌ、用ニタ、ヌ、下ノ指^レ戈^トハ、タトエソ、^ハコ^一ビ^テ、
 河ノヒロイフカイヲ、ハカリ、戈ノサキテ、白ノ中ノモノヲ、
 米ヤ、アワヲ、^ハ一^ニツク^レソ、モノニナルマイ^レソ、ツワキ
 テ、ヤハギ、虚空ノ、丈尺^ト、云ヤウナ^レソ、^ハ一^ニ雅^ニ春、楚

36 国会本・叡山本ともに「三字」とするが、原本に忠実に翻刻した。

37 『韻府群玉』当該箇所と異同はないが、出典の『荀子』「勸学」には「不道礼意、以詩書為之。譬之、猶以指測河也、以戈春也」とある。二本の省略記号には「以戈春」対応するものとも考えられるが、『荀子』との異同が小さくないため、校訂は施さない。

王戊淫暴使_下白公_上楚王戊、々ハ、名ナリ、史記ノ世家三十卷ノ中ニ、楚ノセイケアリ、ソレニアリ、王戊ハ、インランニメ、暴悪ナソ、暴ト云ハ、吾ヲマンジ、人ヲイヤシンズルコソ、法ニハツレ、悪逆无道ナコソ、白公勝ハ、太子ノ、吾身ハ、ワルウ无道ニメ、子ヲヨカレ、タ、シウアレト、云コノタトエソ、高拳_{クアケ}杵_{レツタ}正_{シクシウメ}也、雅ハ、タ、シク、スクナヲ云ソ、白_{ウス}ニ物ヲ入_レテ、ツクニハ、杵ヲヒクウアケテ、カルウシケウツカネハ、モノカナラヌソ、又身ヲ、ヒクウ、コ_{アノオ}コメイテハ、ツカレヌソ、身ヲマツスグニ、サヲノヤウニメ、キネヲイカニモ、高ウアケテハ、ツイテモ、曲ハナイソ、史記コ、ニナシ、ネンコロニ、不_レ考ソ、
一斗粟_{ソツツ}春_ツ、一斗_ノ尚_ハ可_レレ_イ、詳_レ粟_、淮南王ノ死レテ、民カ、ウタニウタウタソ、一尺布_ノ可_レ縫_ツ一斗粟_ノ可_レ兄弟_{二人}不_レ相_{イラレ}容_ニ、淮南王ハ、漢ノ高祖ノ孫カ、ヲヤノ死タレハ、子ノ兄弟二人、中ワルウテ、心ヲ一ニモセイテ、各々テキノ如ナヲ、民カ、クヤウデ、ウタニメ、ウタウタソ、一尺ハカリノ布ギレモ、ナヲヌイアワセテ、用ニモタテウスルソ、一斗

ホドノ、アワノスクナイモ、白_ニニ入_レテ、ツイテ、食ニモ、シツ_ヲ一_ノベイ_{コソ}、多_クモナイ兄弟_{二人}、ハナレ_レニメ、人ノ用ニモタ、レズ、吾_レ身_ヲモ、エモタレヌコト、云心ソ、
一_セ城_一旦_春、漢張蒼定律_為一_ノ一_ノ二_ノ三_ノ歲_ニ為_ニ鬼薪_白一_ノ祭_ト、前漢ノ高祖ノ時ニ、臣下ノ張_一カ、ソレヤウナ、キヨウアルホドニ、法度_法一_ノ律_ヲ、定_メサセラレタソ、城旦_春満_三歲_為鬼_一、城旦_一ハ、トカシタ者_ハ、クワタイニ、城ノ中ニ、ツメテ、イテ、夜_アクレハ、アシタトウ、テ、薪_ヲコリニ行_ソ、ソレヲ、鬼_一ト云ソ、鬼_ハ、死_タ者_ヲ云ソ、冥_一供_宗廟_ノ亡_者ニ、マラスルゼンドモ、シト、ノユル、タキ、ヲトルソ、且_一トハ、ヨアクレハ、早_一旦_ニ、ソウ_一ノ食_ノ、飯_ハ米_ヲ、ツキ白_{ロム}ルソ、白_一トハ、白_米ヲ云ソ、城旦_謂旦_一々_起治_城一_者婦_人不_レ預_ニ外_徭一_役但_春米_此四_歲刑_、毎日、アシタトウ、ヲキテ、男_ヲ、城_ノハキサウヂヲスルソ、タキ、ヲトルソ、女_ハ、米_ヲツクソ、ソトノ軍陣_{ナド}ノ_一ハ、セヌホトニ、内_ニイテ、女_房ノ_一ワサラメ、ハタラクソ、三年_{ツメ}テ、スルトガノクワタイソ、女_ハ四年_{ツト}ムルソ、タキ_ヲ

トリ、米ヲツクハ、三年ノアイタソ、^ハ止^ニ馬^一春^一、^ル一^ニ

一^一為^ニ歳^一不^レ登[、]前漢ノ景帝記^ニアリ、年カ不^レ熟メ、

万民メイワクスルホトニ、^一馬^一ヲヤメラレタソ、トカ人ヲ、

クワタイニ、人ヲ馬ノ代ニメ、ウスヲヒカセ、米ヲ^一ツカス

ルソ、ドレモ、唐ハ馬ヲ、^一ユイツケテ、米ヲツキ、麦ヲ

ヒカスルソ、馬ノ代ニ、ツミヲシタ者ヲ、馬ニメ、ソレヤウ

ナ^一、サセラレタヲ、ヤメサシタソ、

^ハ輟^ニ秦^一春^一、^ハ挽^ニ韓^一猷^一肅^一方^一祈^レ酌^一二^一周^一斗^一何^一意^一ニ

一^一酌^一周^一ハ、毛詩ノ十七ノ卷、大雅^ノウチ^ノ行^ノ葦^ノ

ノ篇ノコトバナリ³⁸、行葦ノ詩ハ、忠厚ヲホメタ詩ソ、周ノ

世ハ、周ノ先祖ノ忠アリテ、万民ニアツイ、徳ヲホドコサレ

タソ、行葦[、]ミチバタニ、葦ノ草ノシゲリテアルヲハ、牛

馬羊ナトヲ、カウ者、牛羊ニフマセソコナワセヌソ、ソダテ、

人ノ用ニタテウズルソ、クサフゼイヲサエ、^一カウアワレ

ミ、護スル心アルソ、イワンヤ、天下万民ヲヤソ、子孫アツ

マリ、会スルニ、ワカイ者ハ、ムシロヲノベシキ、年ヨリニ

ハ、ツクエナドヲサヅクルソ、サウメ酒ヲノウテ、ウタイタ

ノシンテ、先王ノ恩徳ヲ、ヲモイ出メ、ウヤマウソ、ヨイ酒

ヲ作テ、宗廟ヲマツリテ、ミナノムソ、酌^以ニ^一大^一斗^一以^レ祈^ニ

黄^者一、大^一ハ、盃ナリ、ナガサ、三尺トアリ、黄^一ハ、年

ヨリノ^一ソ、髪カクロイカ、白ナリ、白力黄ニナリスルソ、

者ハ、人ノワイテ、カヲノ、ツシミグロイヲ云ソ、老^一者ヲ、

タツトヒ、酒ヲノマセテ、先王ノ恩徳ヲ、告^シラシムルソ、

又ハ、^一酒ヲ先祖ノ灵ニ、マラセテ、恩ニムクユルソ、毛

詩ノ周ノ大^一斗ノ盃ニクンテ、老人ヲ尊敬セウトシタレハソ、

何^一意^一ニ^一此ノ句ハ、百里奚ガ、故^一夏ヲ作^一タソ、秦ノ宰相百

里奚ガ、死ダレハ、秦ノ一^一国ガ、春者不^レ相^一杵^一、ウスニ、物

ヲ入テ、ツクニハ、ヲウゼイ、クルリト、ウスヲ、トリマワ

³⁸ 『韻府群玉』当該箇所は、「輟秦春 挽韓猷肅 方祈酌周斗 何意一一」^谷秦百里奚死、春者不相杵」とある。抄文の漢文部分末尾の「酌周斗」の三字は、引用漢文中の「酌周斗」を指しており、以下に、この三字が『詩経』「大雅・行葦」の「酌以大斗、以祈黄耆」を典拠とする表現である旨の説明が続く。

³⁹ 原本には「一一」のように記され、省略記号には「輟秦春」が対応するものと考えられる。

イテ、打ソ、ウツニ、ウタヲウタウソ、コ、ラニモ、サウス
ルソ、ヒトリカ、ウタエハ、ツキ〜ガ、ウケトリ、ウタウ、
ソレヲ、相一杵ト云タソ、ヨノツネハ、不相トカクソ、此ヲ外
記ハ、キウタト、ウトハヨマヌソ、キフトヨムト、イワレタ
ソ、キフタト一ヨムソ、百一ガ、死シテ、ウスツク歌ヲ、
ヤメウトハ、カクゴモナイソ、韓肅猷ハ、韓億八人ノ子ヲ以
タソ、八人ノ名、ミナ絲ヘンノ字ヲツケタソ、第三番メ、韓
絳ナリ、伝法沙門トイワレタソ、秦百里奚死春一者不相一杵
一、此心ハ、上ニ云タソ、一夢枕春、一浪頭一李洄カ句、
ネテ夢ヲミル、枕ニ浪ノ打テ、クルカシラノ浪カ、イソニア
タツテ、ウスヲツク如ナソ、トウ〜ト、打タソ、秋濤春ニ
午枕一、秋一江ノナミノ声カ、ヒルネノ枕ニ、コタエテ、物ヲ
ウスツクヤウナソ、三体ニ、雲確无レ人水一自春トアリ、一
巨浪春、洪濤一〜日夕相撐一、一歐陽句、洪一、洪ハヲ、
イナリトヨムソ、大ノ心ソ、巨一、巨モ大トヨムソ、日夕ハ、
ヨルヒルノ心ソ、大ナミガ、ヨルヒル打ツ一、ウスニ物ヲツ
ク声ノ如ナソ、イソバタニ、イテノ詩ソ、一活一〜撞一、撞ハ、

ツクトヨムソ、鐘ヲ撞トシタソ、一雨一雨ノヤミハモナウ、
フルハ、声カトツ〜ト、米ヲ打ヤウナソ、一〇椿、撞也、
ツクトヨマウソ、一〇蠢、愚也、ヲロカナリトヨムソ、一記一〜
而愚一グチナソソ、一〇驢、驚馬ナリ、ワルイ馬ナリ、ナニ
トヨムヤラ、驚馬ト云ハ、骨スヂユワウメ、ヲモイ物モ、ヲ
ワズ、ミチモ、トヲウアルカ一ヌソ、人ノ鈍デ、ノウモナ
イヲ、驚一下オト云ソ、一〇驢、驢一布谷鳥ナリ、布谷ハ、
布レ谷心ソ、谷ハ穀トカヨウタソ、谷ノ字ハ、ヤシナウトヨム
ソ、老子経ニ、谷一神トアリ、人ノ身ノ、タマシイヲ養心ソ、
谷力演雅ノ布谷アリ、ナエラスエ、タネヲマク時分ニアル鳥
ナリ、人ニ農ヲ、ス、ムル鳥ソ、布ハ、トコニモ、アマネウ、
マキ、ヲユル心ソ、
一〇松、千歳一、一詳レ石、石ノ所ニミエヌソ、千歳ニ、ナ
ル松カ石ニナツタ一カ、鶴棲ニ其一上、千歳ニナラネトモ、
一高イ松ニハ、
一鶴カ、スヲカクルソ、枯一化レ石、此モ、石ノ所ニミエヌ
ソ、陶一弘一景愛レ听ニ一風一、此ハ、東匂ノ風ノ所ニ云タ

ソ、^ハ二松、崔斯立為^テ二県丞^ト一植^クニ^ハ一吟^ス二哦^ク其間^ニ、崔^ハ一
 一県ノ丞トナツタソ、小官ナリ、丞ノイル所アリ、マドコ
 ロソ、ソコニ、松ヲ二本ウエテ、二一本ノアイニ、床カナヅヲ
 イテ、詩ナト吟メ、タノシンタソ、^ハ四松、一初^メ移^ス時
 大抵^テ三尺^ハ強、杜カイタ所ニ、四本ウエタソ、杜ニ、四松ノ詩
 アリ、^ハ五松、始皇逢^ウ疾^ク風暴^ク雨^ニ一避^クニ^ハ一^ノ下^ニ一因^テ封^ス二大夫^ニ
 一、秦ノ始皇ノ東太山エ、上^テ、封^ク禪^ノマツリヲ、ナサル、
 時、ミ^ハ「^アチデ、ニワカニ、大雨風ニ、アワレタソ、松ノシ
 タエ、タチヨリテ、サケラレタソ、枝カ、一所エヨツテ、雨
 ヲモラサヌト云ソ、ソレニヨツテ、ホウビニ、五太^夫ノ官
 ニナサレタソ、五大夫ハ、一ノ官ノ名ナリ、五大夫トアルホ
 トニ、松カ五本アツテ、トレモ、大夫ニナサレタト心エタソ、
 此モ、唐人ノアヤマリニシタヲ、三体ニアヤマツテ、樹老五
 株松ト作タソ、コ、モ、五松ノモトニ、サケタトシタソ、柳
 ヲモ、避^レ雨^ク松^チヤト作^タ句^カアルソ、竹是不秋草ト云句ニ、
 柳其避雨松ト、彦龍ノツイナリ、名対ニ沙汰アツタト云ソ、
^ハ七松、鄭薰隱^レ岩^ニ蒔^クニ^ハ一^ノ号^スニ^ハ一^ノ処^ト士^ニ唐^書ニ

伝アリ、字子薄^{（薄ハ）}進士ノ挙ヲ、ツカサドツテ、顔標ト云
 者ヲ魯公ガ子孫ト心エテ、及第サセタソ、アヤマリソ、冬烘
 ノソシリヲ得タソ、後ニ隱居シタ所ヲ、隱岩ト云タソ、ソコ
 ニ松ノ実^ミヲ、マイテ、七本庭ニウエテ、七松ト云タソ、
 唐書ノ本伝ニハ、冬烘ノ^ハハナイソ、^ハ夢^ク松、丁固^ト一^ノ三^ノ
 生^ス二腹^ニ上^ニ松^ノ字^ハ十一^ノ八^ノ公^ニ復^ス 十八年為^ト公、丁ハ、呉ニツカエ
 タトアリ、三国志云^ク ミエヌソ、松ノ夢ヲ人ニ語タレハ、十
 八歳ノトキ、公ニナラウト云タ^ハソ、ツイニ、云タ^ハ如^クニ、
 アツタトアリ、コ、ノハ、ノチ、十八年メ、公^ト一^トナラウ
 ト云タソ、十八カ、マキレタソ、ドチデアツタヤラ、蒙求ニ
 モアルソ、^ハ瓦松、崔融有^クニ^ハ一^ノ賦^トニ^ハ一^ノ陸龜蒙^{カノ}蒙^ノ苔^ノ賦^ハ高^ク有^クニ^ハ一^ノ
 一^ノ卑^ク有^クニ^ハ一^ノ沢^ト葵^ト、瓦^ハハ、苔ナリ、昔^ト邪^トモ云ソ、苔ナリ、
 平家ノ高野ノ句ニ、瓦ニ松ヲイト云カ、ソレモ苔ノ^トアアラ
 ウソ、垣ニ苔ノ生シタハ、垣^ニ衣^ト云ソ、沢葵ハ、莓苔ナリト
 アリ、陸カハ、苔ノ賦ニカイタホドニ、苔ノ^トナリ、名ハカ
 ワレトモ、実ハ、コケナリ、高イ所ノヲ、瓦ト云イ、ヒク
 イ所ノヲ、沢ト云タソ、^ハ多^ク節^ノ松、庾^ト毫^ト（^亮ハ）謂^クニ和嶠^ト

森々如三千丈松トメシニ雖モ二一礫ワケ一碍ワケ一有ト二棟梁之用リ一、晋ノ庾
 一ガハウバイノ和一ヲ云タソ、モノニタトエハ、千一高イ松
 ノ如ナソ、ライカハ、色々ニ云トモ、枝多テタガイニ、扶テ、
 アチコチエ、クミヤウテ、トリヒロケタフハ、ナケレトモ、
 フシタンノナトアレトモ、屋ヲツクルニ、ウツハリ、ムナ
 木ニ、ナラウス、キヨウアルソ、干要ナ者ソ、朝廷ノ用ニ、
 タ、ウス者ト、ホメタソ、ケイ三徑松、陶淵明ガ帰去来ノ
 賦ニアリ、陶カ後園ニ、ミチヲ三ツツケタソ40、ソノモ、ヒ
 ロウコソ、アルラウソ、松ヲマワリニウエテ、中ニ菊ヲ多、
 ウエテ、愛シタソ、松菊猶存ト、カ78オ一イタソ、色々ノ、草
 花ヲ、ウエタレトモ、皆シボミ、カレテ、園モ、アレハテタ
 レドモ、松ト、菊トハ、シツレナウ、ナヲ残テ、アルソ、晋
 ノ乱ニ、人ハミナ、義理ヲチガエ、当座ノ威ニヲチテ、コシ
 ヲカ、メ、ハイコミムソ、吾ハ、義ヲ守リテ、貧ヲ、アマナ

ウテ、ヒトリアルソ、乱ヲハ、雪シモニ、比シタソ、世界ノ
 者ヲ、木草花ニシタソ、ノユフス一偃レ蓋松、大夫ノ所ヲミルニ、
 ミエヌ、松ノ、蓋ヲ、カタムケタ如ナフハ、ツネニ云フナリ、
ス一蘿施松、ニ一萬与ニ女ト一スニ于松ト一ニ一、ニ一詩トノ詩ヤラ、不レ一朱
 詳ソ、女一ハ、ツタナリ、松柏ノ木ニ、ハイカ、ル者ナリ、
 此モタトエデ、アラ78ウ一ウソ、後ニ可レ一朱考、ケ一蒿倚松、
 韓子ヤ、稍カツ姦ニ黠ツ自ル一ニ一、ニ一韓子ハ韓ガ吾ヲ云タフカ、
 姦ハ、カタマシイナリ、黠ハ、コザカシイナリ、此ノニアリ、
 吾トミツカラ、ハチタソ、ワカウ、アライ、ミジカイ、エモ
 ギカ、コビタ41、タカイ松ニ、トリツイタ如ナソ、ノ一レ一朱徠
 松、ニ一多シ一レ一祖ト一ハ、山ノ名ナリ、此山ニ、ヨイ大木ノ
 松アリ、宗廟臺閣ヲ、タテラレウス、ヨイ材アルソ、人ノ材
 ヲホメテ、此ヲ云ソ、レ一坡ニ一レ一鹿触ル松、蒼シ松无ニ一ノ一、ニ一詳レ鹿、
ト一レ一孝感事、許孜、鹿カ、ソノ二親ノツカノ松ニ、フレテ、ソコ

40. 国会本・叡山本には「ミチヲミツケタソ」（国会本による）とある。『日本国語大辞典 第二版』には「道を付ける」が立項されるが、初例が近世となっており、にわかには従いがたい。



41 原本には「レ一坡ニ一レ一鹿触ル松」とある。

ナウタソ、孜ガナイテ云「ハ、サテモ、畜生ナリ、」我ヲ、
 フモワヌ者カナト云タソ、アクル日、鹿カ、フレタ樹ノモト
 ニ、死テ、イタソ、又唐ノ時ニ、褚无量ト云者、母ノ死ニ、
 ハカヲツイテ、ハカノ上ニ、松柏ヲウエタソ、ハカノソハニ、
 家ヲメ、イタソ、唐ハハカヲツイテ、ソノソハニ、家ヲカリ
 ニメ、茶湯ヲモ、ソナエ、念仏ヲマウスソ、二年サウスル者
 アルソ、褚（褚カ）モサウシタソ、鹿カ、多、キテ、褚ニナレテ、木
 ニフレ、チカツクソ42、許孜ト似タソ、孝一行ヲ、ケモノモ、
 感シタソ、（ユク）石上松、遇方裁（ウニ）松南公指（ム）石日（ツクシヤ）這裏何不
 レ裁日功不（ミタリニサ）浪（マダ）施（ル）南日也（コヲ）知无（タタス）下（ヲ）手処（ロ）、遇（ロ）ト云僧、
 松ヲウエタニ、（アヲウ）南（ワレウ）ハ黄龍ノ南デアラウソ、石ヲサイテ、
 ナゼニコ、ノ、石ノ上ニ、ウエヌソト、云ワレタソ、木ノツ
 カ又所ニ、ウエヨト云ハ、禅ノ上テ、イワレタソ、方カ功、
 レウシニ、ムサトハ、セヌナリ、功ニナル所テ、セウスト
 云タソ、南ノ、ソチカ心ヲ、知タ、手ヲツケウス、所ガナイ

ホドニ、ナトイワレタソ、向（上）ニ、手ヲツケテハ、功モアル
 マイソ、第二、第三デ、アラウソ、僧宝伝ニハ、ミエヌソ、
 南公ト云ハ、黄龍ヨリ、別ニハナイソ、黄龍ノ、南ノ伝ニハ、
 此（ト）ハナイソ、別ニ南ト云モアルカ、（モ）摩（ト）頂（ト）松、詳（レ）（朱）
 東（ト）東（ト）勻（ト）ノ所（ト）「テイワレヲ、カ、ウソ、コ、ニカ、ヌソ、
（ニ）執（レ）松（ト）談（ト）柄（ト）、大朗（ト）禪（ト）師（ト）每（ル）レ（ト）ニ（ト）枝（ト）「談（ト）論（ト）号（ト）ニ（ト）一（ト）詳（レ）
（ニ）柄（ト）、勻（ト）府（ト）去（ト）ノ敬（ト）勻（ト）ノ柄（ト）ノ所（ト）ニアリ、棲雲寺ノ大朗（ト）法師（ト）每（ル）レ（ト）談（ト）
（ニ）論（ト）一（ト）手（ト）執（レ）松（ト）一（ト）枝（ト）、以（テ）為（ト）ニ（ト）一（ト）柄（ト）一（ト）ノ大（ト）一（ト）ト云ハ、必
（スル）ニ（ト）テ（ト）論（ト）一（ト）手（ト）執（レ）松（ト）一（ト）枝（ト）、以（テ）為（ト）ニ（ト）一（ト）柄（ト）一（ト）ノ大（ト）一（ト）ト云ハ、必
 又小朗ト云ガアラウソ、人トザウタンシタリ、又ハ、法（ト）門（ト）ヲ、
 論談スルニハ、必松ノ枝ヲ、手ニトツテ、扇ニモツカイ、蚊
 ヲモハラワレタ（ニ）ソ、ソレ（レ）ヲ、談（ト）柄（ト）ト云タソ、談論ノ、ト
 ツツカノ心ソ、**活**「（ハ）哦（ト）」前ニアリ、崔立斯カソ、（サ）餐（ス）
（レ）、松ノ実（ト）ヲクウソ、松ノ花ヲ服スト、三体ノ一ニアリ、道
 士ガスルソ、五谷ヲタツテ、木ノミ（ト）「ナト食スルソ、餐（ス）ハ、
 クラウトヨムソ、（レ）五鬣（ト）、鬣ハ、粒ト、声カチカイソ、

⁴² 国会本・叡山本には「チカヌソ」とあるが、解しがたい。なお、許孜の事は、『韻府群玉』入声一屋・鹿「觸松鹿」に「觸松鹿 許孜鹿一其二親墓一。孜泣日、一不念我乎。明日鹿死所犯樹下。○褚無量事相類。詳柏」と見える。また、褚無量の事は、『韻府群玉』入声十一陌・柏「鹿犯墓柏」に「鹿犯墓柏 唐褚无量廬墓。一一所植松柏。无量號日、忍犯吾壘樹邪。自是不復根觸史」と見え、これらを参照して抄したものと推される。

ヲモワレタソ、与トセニメ尔サナチ臨ツ衝ツ以テ伐ツ崇ツ墉ツハ、崇ハタカイ
心ソ、墉ハ城ナリ、殷ノ紂カ、テキノ城ヲセムルコソ、臨モ
車、衝モ車ナリ、兵車ナリ、マツサキカケテ、テキヲセムル
車也、ハ蒙ハ衝、呉周ユツクル瑜ツ作ルニハ關カ艦フ、此ハ、呉ノ主備カ
瑜カ、魏ハ一ハヤ蜀ヲセメウ為ニ、コシラユル舟ナリ、蒙一ハ、
コグチエ、マツサキニ、ス、ム車ハ、テキノ矢石ナドヲ、ウ
ケテ、ソコネヌヤウニ、モノヲカシラニ、打カブツタヤウニ、
タクンテスルソ、水上デ、フナイクサノ舟ハ、又ソノタクミ
ヲスルソ、艦ハ、舟ノ中カラ、テキノヤウヲ、ミルヤウニス
ル舟ナリ、艦ハ、大船、武具ヲツケテ、武者ガノリ、敵ヲセ
ムル、道具ヲ色々ヲ、ツンテノスルソ、關艦ハ、呉ニツクツ
テ、魏トタ、カウタソ、此ノ舟ヲ、千艘ツクツタソ、中ナニ、
ヤキ草薪ヲツミ、アブラヲノセタソ、油ヲ薪ニソ、イテ、ヲ
イタソ、魏ノ方エ、吹クコチハ風ニ、火ヲツケテ、舟ヲハ
ナイタソ、風ガ吹テ、舟カ、魏ノ岸エ、ツイテヤケタホドニ、
曹操モ、タクレテ、ニケタソ、梁ノ時ニ、テキノ方ニハ、青
龍艦、白虎船ナト、云舟ヲ、フネヲ牛ノ皮デ、ツ、ンタソ、

梁ノ軍カ、クツレタソ、ハ渠キ衝、一ハ入テ穴ニ而ム求ム利、渠一
車ナリ、車ハ、穴ニ入ルコハ、アリサウモナイ、ヒロイヘイ
ノタル所ヲ、行ク者ナリ、フシハノソ、車ト云ヘトモ、
ミヌ者ナリ、**荀**トアリ、荀子ニアルソ、荀子ノ書、コチエキ
タヤラ、ミヌ書ナリ、攻ムレ城車、シロヲセムル車ソ、或作ハ二距
衝一、渠一ノ渠ヲ、距トナイタソ、城ヲセムルホトニ、フセ一
ク字カ、ヨサウナソ、距ハ、フセクソ、拒モ同ソ、渠ハ、ミ
ゾトヨムソ、ニツカヌ字ソ、ハ八ハ衝、争ム驅一ハ選ム文選ニア
ルソ、八一ノ数ノ心アラウソ、衝ハ、車ノコカ、ハリヤウノ
心ソ、八両ノ車ガ、吾レサキニト、争テ、カケタ心カ、注カ
ナイホドニ、シレヌソ、注ガタラヌソ、文選ニハ、アラウソ、
流鈴一、度人経ヲ引タソ、此モシレヌコソ、流一ノ心シラ
ヌソ、度人経ハ道士ノ経ナリ、身ヲヤシナウ方ヲ、トクソ、
鈴ハ、ソノヤウナコニ、アルコカ、シレヌコソ、伊勢ノ国ニ、
五十鈴川ト云アリ、川ノ流ホトニ、流ルス、ト云モ、ユワレ
アリ、コ、ノ流鈴ノ字ノ心、シラ一レヌソ、ハ天ハ前衝、
孔明八陣有ニ一、天ハ後衝一、蜀ノ諸葛孔明カ、八陣ヲシハ

シメタソ、ソノ□ガアルケナソ、蜀ノ国ニ、八陣磧ト云所アリ、ヒロイ江ノハタテ、八陣ノナリヲメ、ミセタト云ソ、陣ニハ、天陣、地陣、風一、雲一、山一、龍一、虎一、ナト、云フアリ、天前衝、天後一、ハ、天陣ノカ、前一ハ、マツサキヲカクルソ、後一ハ、前一ニ、ツ、イテ、カクルカ、**活一**奔一ハ、人ノ走テ、トツトアトエ、ヲツ、イテ、クルヤウナカ、ヲツスガウタ心カ、**劍氣一**ハ、前ニアリ、地ノソコナ、劍ノ氣カ、土ヲテ、天ノ北斗ノ星ノアタリ、牽牛ノ星ノアタリマテ、サイタ^{84ウ}一アリ、衝ト云ハ、ソコエ、**至**タ心ソ、天エト、イタ心ソ、**人名**五代唐李嗣源^ス号^ス李横一、五代史ニハ、李嗣昭ハアルソ、嗣源ハ伝ナイソ、横一ハ、性ガヨコシマニメ、スグニナイカ、**ウウ**セイナ心テ、横一ノ二字ハ、異名ニ、人カ云タカ、**樊噲**ヲ匈奴横一行ト、云タツレノ心カ、**噲**ガ云タソ、十万ノ兵ヲ、得テ、匈奴ノ中ヲ、横行シタイト、ネカウタソ、

○**罝**、**捕**ト^{トラクル}レ鳥網ナリ、**詩**雉^{カ、ル}種^ニ于一、キシノ鳥、罝^{アミ}ニカ、ツタソ、**班固**ガカイタ**西京**付^シ三撫^フ鴻^フ一御^ミ短^ミ繳^{ゲキ}一、鴻一

ハ、**大**アミソ、**大**ナ、鳥ヲトルハ、**大**ニツライ、アミヲハルソ、**撫**スルハ、ハル心ソ、**撫**ハ、ナツルトヨムソ、アミハ、ナツル一^{85オ}「**フ**ハナイソ、ハツテ、トリアツカウ心ソ、短一ハ、繳ハイグルミトヨムソ、矢ニ、イトヲツケテ、矢ニマイテ、イルソ、矢ガウセヌソ、イトガツイタホトニソ、繳ハ、ゲキノ音ナリ、○**憧**、**行**不^テ絶^ケ、ヒキチキラズ、ツツイテ、人ノ行ヲ云ソ、**易**一往來トアリ、ツ、イテ、行ヲ云ソ、○**輶**、戦車ナリ、カツセンニノル車ナリ、唐モ周ノ中ホドカラ、**弓**矢ガ、サカンニナツタソ、ソノ時分ヲ、戦^ウ国ト云タソ、ソノ時ハ、車ノ上テ、タ、カウタソ、車戦ト云タソ、○**幢**、**幃**一戦^{タノフネ}艇ナリ、亦作^ス三蒙衝^ト、前ノ衝ノ所ニ云タソ、○**種**、**短**矛ナリ、**大**内方ニハ、**短**イセ^{86ウ}「**八尺**ノホコラモツソ、ホグリモノト云ソ、漢書ニ、**短**兵ト云ハ、コ、ラノワキサシノツレソ、クミヤウテ、ソコテ、ツク具足ソ、○**躡**、**躡**一行^ク良^チアルクナリソ○**邁**、**馬**不^レ行、コ、ニハ、**セウ**ノ音ノ所ニ出タソ、**勻**会ニハ、カエシモ、ツケヌソ、**ヨウ**ノ音ノ次ニ、**ダイ**タソ、

○容、漢書二兼一併一包トアリ、イル、トヨムソ、史平

漢書二、詔テシ諷カネ取イデアワセレ、コビヘツライ、マイロ

ウナ⁴ヲ、云テ、キニ入テ、許容セラレン⁴ヲ、モトムル

ソ、荀子ニ、偷ヒツカニ合カナイイシクモ苟ル、イヤシクハ、キタナウテ

モト云心ソ、偷ハ、ヒソカトモ、イヤシクモトモヨムソ、

又ス「ムト云、窃モ、ヒソカトモ、イヤシクモトモ、ヨ

ムソ、キタナウヲモ、キヨヨウ⁴セラレ、目ヲカケラレダ

ニ、セバト云心ソ、腹有⁴二卿輩^{カトセカフ}数^{ハクジン}百人、詳レ腹、王導

ガ周顛ガ、ヒサラ、枕ニメ、臥タソ、腹ヲサシテ云タソ、

此中ナンニモ、ナイソ、コウトウ、トウロ(前カ)ニメ、一切(翁カ)

モナイソ、サレドモ、ソチノツレ、五六百人モ、トリ入レ

タリトモ、心安、マダアマリノサイ所モ、アラウト云タソ、

王導ガ、サカイ腹立シタ、テイモナイソ、景徐和尚当寺入

院、仏ノ仏事ニ、三世諸^ノ仏一口吞^ニ尽、思大和尚倭^ノ国壳^ニ

レ身^ヲ一腹ヲサシテ、此中空洞^チ无^レ物足^レ容^ニ卿輩^カ数^{ハクジン}百

人トアリ、排勻ノ周ノ所ニハ、此中⁴一⁵トアリ、コ、

ニハ、此腹¹一¹トシタソ、

九^ノ容足容^ノ重^ハ手容^ハ恭^シ目容^ハ端^シ口容^ハ正^シ頭容^ハ

直^{ナリ}声容^ハ静^{ナリ}气容^ハ肃^{ナリ}立容^ハ德^{ナリ}色容^ハ正^{ナリ}礼記玉

藻九ノナリカタチハ、礼記玉藻ノ篇ニアリ、礼記ノ此篇ハ、

天子ノコトヲ、シルイタソ、冠ノ玉ヲ、藻ヲ以、ツラヌイテ、

カギリトシタソ、藻ハ、ミヅ草ナリ、五色ナソ、イロエタ¹

ニ、藻ト云ソ、五色ノイトヲ以テ、冠ノ玉ヲ、ツラヌイテ、

カサリトスルソ、「サテ玉藻ト名タソ、君子タル人ノ、ナ

リカタチ、九アルソ、足ノナリハ、ヲモウアレソ、ドレニモ、

九ノカタチニ、レノ、テンラスルハ、サウアレト云心ソ、重

⁴³ 国会本・叡山本ともに「キヨウ」とするが、「汚ナウヲモ、許容セラレ」とも解釈可能であるため、校訂は施さない。

⁴⁴ 『韻府群玉』当該項目には「○容（中略）腹一卿輩数百人、詳腹」とある。原本は、『韻府群玉』の省略記号に「有」字を対応させるが、入声一屋・腹「空洞此腹」には、「王導嘗枕周顛膝、指其腹曰、此中何所有。答曰、此一¹无物、然是容卿輩数百人。導亦不以為忤^レ晋^レ傳」とあることから、この省略記号には「容」字が対応するものと考えられる。

⁴⁵ 原本の省略記号は三本のみであるが、「此中¹一¹」は「此中空洞无物足容卿輩数百人」に対応するものと考えられる。なお、直後の「此腹¹一¹」についても同様である。

シト、ドレニモテンスルトキハ、カウアレト、示^{シメ}タ心ソ、アルクニ、イソガシウナウ、シツ／＼トフム^フソ、ハヤウアルカヌソ、手ハ、ウヤ／＼シカレソ、タカウ以テ、マツスクニソ、目ハ、ミル^ミヲタ、シカレ、睇^{ナカシメ}シテ、ナミソト云心ソ、
 口ハ、タ、シカレ、ワケモナイ^イ、アワ^ア口ナ、タ、イソ、声ハ、シツカニモノヲ云ヘソ、ヘドツクヤウニ、ムセタヤウニ、スワブキスルヤウニ、ナシソ、頭ハ、直^タカレ、アタマヲフリ、ユカメツナドセマイソ、氣^キハ、ツ、シウデ、イキモ、セヌヤウニソ、アラ^オーウ、イキヲセヌ^スソ、立テイルハ、徳アル如クナレ、人^ニモノヲ、アタユルヤウニソ、予^ヨヲ、有^イスルカ如セヨト、注シタソ、吾^ミ身^ミヲ、タモツヤウナ心カ、立テノ、容ノ徳ノ字、ヨウモエ心エヌソ、色ハ、莊^ソナレソ、ゲン／＼トシテ、タ、シク、イツクシンスル心ソ、又タニナイ心ソ、
 九容ハ、此ノ九ナリ、
 三^ノ容、王^ノ射^ノ 三^ノ獲^ノ 一^ノ 如^シ二^ノ床^ノ一^ノ頭^ノ小^ノ曲^ノ屏^ノ風^ノ 一^ノ以^テ自^ミ

46 『韻府群玉』当該項目には、「又云、容謂乏也。待獲者所蔽。容者、容身其中。乏者、矢至此乏極不過也」とある。原本には「一」のように記され、省略記号には「乏者、矢至此乏極不過也」が対応するものと考えられる。

防^キ蔽^マ容者防^フ也、弓イル時ノ礼ニ、三度フセキヲ、ウ^ツアルラウソ、不^レ詳ソ、司馬法ニ軍容不^レ入^ラレ^ニ国々容不^レ入^ラレ^ニ軍也、
 司馬法ハ、兵書ナリ、司馬穰^{シヤウシヨ}且^且（宜^カ）ト云カ、シタ書ナリ、
 兵書ノ七書^チノ中ノ一ソ、軍^ノ一^ノ 国^ノ一^ノト、容ノ心不^レ知ソ、又云容謂乏也待獲者所蔽（容者）容身其中⁴⁶、此一^ノ不^レ詳略ナリ、
 一^ノ先容、唐張行成補^ウ二^ノ侍御史^ニ太宗曰朕自^チ舉^レ之^ヲ無^ニ一^ノ也、侍御史ノ官ニ、天子ノ直^ニニ、ナサシムタソ、奏^ト者、ツカイナトニ、不^レ及ソ、コ、ラニ、先容ト云ハ、客人ノクルヲ、案内ヲ云ヲ云ソ、又ソノ人ノ知^レ人ナドカ、ユク所ノ主人ニ、サキエイテ、マイラウト、マウサル、ホトニ、同道メ、マイラウナト、云ヲ云ナリ、先^ニ容^ニ心カ、
 一^ノ春容、善待問者如撞鐘待其^一然後^ニ尽^ス其^ノ声^ヲ、
 一^ノ学^ニ記^ノ礼^ノ記^ノ学^ノ記^ノ篇^ニアリ、人ノキテ、物ヲ、ト^一ワウズヲ待テ、答テ、イワウスヲ、待テ、イル者ハ、ソノキテ、トイヤウノ、浅^ク深^クヲ、マツテ、カサネテ、フカウトエハ、ソノツクカネノ声ヲ、ツク

メ、答ソ、ナマツキニメ、ソツト問エハ、ソツト、コタユルソ、カネノ本ノコエハ、デヌソ、フカウトエハ、大ニカネカナリ、アサウトエハ、ソツト、ヒクウナルソ、春容ハ、カサネテ、カネヲウチツクソ、ハシメハ、ソツト、一声ナルソ、学者カ、ソノ心ヲエテ、カサネテ、ツケハ、カネモ、ソノ声ヲツクメ、ナルソ、春ノ字、或松ニモカクソ、礼記ノ注ニアリ、寂寥タルカナ 乎短章、一タルカナ 乎大篇、**韓文**ノ語ナリ、寂一ハ、ソツトカイタ文ナリ、サシテ、「ヲトモセヌソ、春一ハ、大ヘンノ文ヲ、カイタ名ハ、大ガネヲツクヤウニ、ドコエモ、キコユル心カ、春一ハ、礼記ノ学ヲ問者カ、カネヲツクヤウニ、トエハ答ルモ、ソノ如ナト云所ノ字ソ、カネノ声ノ心ソ、サテ上ノ短章ヲ、シツカニ、ヲトセヌ声ノ、コト云タソ、
ハ和容、卿大夫五物詢トク衆庶ツ一曰レ一曰レ二曰レ一、**礼容**貞也、
ハ卿ヤ大夫ノ位ノ者ガ、下位ナ、万民ニノソミ、ソレヲ撫育スル時ノナリハ、カタチナリハ、五物ハナリカタチニ、五ノワケアルカ、不ハ詳ソ、礼記可レ考ナリ、心ヲ和ルハソ、容ハ、和シタ、シタシイ容ヲスルカ、ハ改アムレ容、一ハ式シキ式シキ

レ車ニ周ニ亜夫伝ニ前漢ノ周ニ一カハソ、ハタソニアウテ、インキンニシタナリソ、周ニ一ハ、前漢ノ文帝ノ臣ナリ、陣ダチアリ、周ニ一ヲ、大将ニメ、タテラレタソ、ミチエ、デ、細柳營ニ陣ヲスエテ、イタソ、ソコエ、文帝ノヲリアツテ、辛勞ヲ謝セラレタ時ノコナリ、軍陣ノ法ハ、甲冑ウヂノ士ハ、人ヲヲカマヌホドニト云テ、天子ノイラシムタニ、ヲカマイテ、揖イツシタバカリソ、ソコデ文帝ノ気色ヲアラタメテ、車ノ前ノ木ヲ、式ト云ソ、ソレヲナデ、礼ヲラシナツタソ、身ヲコメテ、式ノ木ニトリツイテ、インギンニ、骨折辛勞ト、イワシムタソ、ハ脩ツサムレ容、曾子与三子貢入ニ於其廐ニ而一ハレ一ハ焉ハ、**檀弓**ニアリ、魯ノ季孫ガ母ノ死タニ、魯ノ君哀公ノイテ、ハトムライイワイワレタソ、ソコエ、曾参ト、子貢ト二人イタソ、門役カ、魯ノ君ノウチニ、イラレタホトニ、イレヌソ、ウマヤニイテ、ソクタイラメ、イタソ、ノチニ、二人ウチエ入タソ、哀公一クライイヲ、サガツテ、礼セラレタソ、ハ塵容、抗アゲ一ハ走シムニ俗状ハ北山移文ハ天子カラ、デ、ホウコウマウセト、アル、詔書ガ、山ノ中エ、キタヲミテ、周彦

倫ガ心モ、カワリテ、キタナイ、塵埃ノ容ヲ、ヲシアゲ、俗
 事ニソマツタ、状カタチヲモ、引キヲコイテ、トビハヌルコ、チシ
 タソ、山ヲデタソ、ソシリヲ、カウムツ「タソ、ゴウ婦容、
 婦徳ノ婦言ノ婦功ノ」47、女房ニ色々ノシナ多ソ、婦徳ハ、婦人
 ノ上ニ、慈愛ニアリテ、シタニツカウ者ヲ、アワレミ、デイ
 ル人ヲ、ネンコロニアイシラウソ、婦言ハ、ユウコトハ、ワ
 ルイワヲ、イワヌソ、婦容ハ、ナリカ、リノタ、シイソソ、
 婦功ハ、ウミカセキ、家ヲヨウモツナトソソ、ウ昭容、
 唐女官正二品天子坐ハ朝ニ引テ坐レ殿ニ、女房ニ官多ソ、官ノ
 名アリ、唐ノ時女官、正二品ノ位ノ女ハ、天子ノ面エ、テ、
 ザシキニリアルヲ、坐ト朝ト云ソ、ソノ時、二品ハ、二一位
 ノソソ、二位ドノ、天子ヲヒキ「マラセテ、坐ニツケマ
 ラセル48、戸ノ外ニ紫ノ袖垂ル、**杜**句ソ、天子ヲ、座エ、ツ
 ケマラセテ、ワレハ、唐戸ノワキ、本殿ノ戸ノ、ソトニ、紫
 ノ小袖ヲ、ナガウワツタレテ、イラレタソ、ウ治ヤ容、
ヤ

一一誨レ淫ヲ、**易**下ノ卦ノコトハヤラ、不レ詳ソ、此語ヨウモナ
 イ語ナリ、治ハケスソソ、鎔ナリ、カネヲ火ニ入レテ、カネ
 ノ性ヲ、トラカシケメ、色々ノ者ライテ、ツクリタスソ、ソ
 レヲ、陶ノ治ヤスト云ソ、ワルイカタチヲ、ベニヤ、ハイホナド
 ヲ、ツケテ、ヨイカラニ、シナスソ、バカスソ、コレヲ、妖
ノ治ト云ソ、バクルソソ、妖ハ、妖ノ怪ト云テ、バケ者ノソソ、
 易ヲ、カンカエタラハ、シレウスソ、「吾カタチヲモ、バ
 カイテ、カザリ、淫逸ノソヲ云イ、ヲシエタソカ、淫ハ、ス
 ギテ、ワルイソヲ云ソ、必女ノミチノソハカリデモ、ナイソ、
ウ婉ノ容、有レ愉カ、色者必有一**記祭義**孝子ノ深愛アルハ、必有
 二愉ユ色一、愉ハ、ヨロコブナリ、有二愉ル色一者、必有二婉エン容
一ソ、婉ハ、コブルナリ、ウツクシイ、ニツコトシタカヲナリ、
 コノノ、愉ノ字ソ、コネタソ、礼記ハ愉ナリ、ウ職ニ従一
 容一、唐陳玄補ニ医学博士ニ盧端草ヲ制云、唐ノ時ノ陳一医ノ
 博士ノ官ニ、上カラナサレタニ、盧一ガ、ソノ詔書ノ、制ヲ、
ヤ

47 国会本・叡山本は「婦容」・「婦言」・「婦徳」・「婦功」の順とする。しかしながら、『韻府群玉』当該項目には「婦容 婦徳、婦言、一、婦功**記**」
48 国会本・叡山本には「マラセル」とあるが、「マラセル」とも解釈可能であるため、校訂は施さない。

草メ、カキダイタニ、既懷^{ニイダク}厚朴^{ボクノ}之材^{ツカサトル}宜^ク典^{ツカサトル}。二 從容^{ヨシヤ}一
 之職^ツ、面白、薬ノ名テ、カイタソ、厚朴ハ、人ノトシ厚ニ、
 マタウ、朴実ナソ、マコトニ、ウロンニナウ、カサラヌ心ソ、
 此ノ材ヲ、心ニ以タホトニ、医ノ官ニ、イ、從容ノ人ニ、シ
 タカイ、众ヲモヲサメ、ウケイル、コヲ、職ニメ、人ノヤマ
 イヲ、スクイ、タスケラルヨソ、從一ハ、トレモ、サウカウ
 ニ、カクソ、クスリノ草チヤホドニソ、コ、ハ、サウカウヲ、
 略シタソ、厚朴ノ字ニ、ツイメ、カクホトニ、サウカウヲセ
 ヌソ、面^{イカン}白^{カカチツクリセシム}ソ、^{リセシ}、教^メ妾^ツ一、此ハ、

許^{トセン}婦^メ乏^{ヤニ}容^{イシカ}、一 允^シ之^シ奇^シ醜^シ。許^シ曰^シ婦^ニ有^ル二 四^ノ德^カ一 卿^ル有^レ幾^ク
 曰^ク新^ノ婦^ノ所^シ乏^シ者^ハ一 尔^ニ、許^シ允^シアタラシウ、メヲムカエタソ、ソ
 ノ妻、奇^クドクニメ、ミメハ、ミニクイソ、允ガ、メニ云^フコハ、
 ヲヨソ、婦人ニハ、四ノ徳ガアルソ、ソナタニハ、法^徳ガ
 イクツ〔〇カ〕アルト、云タレハ、新^シ、今ハシメテ、メニナ
 ツテ、キタ、吾ハ、カケタ^コカ一ソ、四ノ徳、三ハアルト云
 心ソ、ミメノワルイハカリト云タソ、又婦ガ、允ニ云タソ、
 士^ニ有^ル二 百^ノ行^ハ一 卿^ハ有^レ幾^ク。許^シ曰^シ皆^ク備^フ、ヲト^コニハ、百^ノ行^ハ
 アルト云ソ、ソナタニハ、百ノ者カ、イカホドカ、サウラウ
 ト云タレハ、允カ、百ノモノ、皆ソナワツテ、カケヌト云タ
 ソ、スキタ返事ナリ、婦ガ又云タソ、君^コ好^ク色^ヲ不^レ好^ク徳^ヲ何^レ謂^フ
^レ備^ト、許^ツ慚^シ、ソナタハ、色ノ美人ヲハ、好メトモ、徳ヲハ、一
 カウニ、コノマヌソ、ナセニ、皆ソナワツテ、カケヌトハ、
 イワシマスソ、許カハチタソ、**郭子**書ノ名カキカヌソ、
^レ為^ニ悦^カ己^ニ容^レ、士^ハ為^ル二 知^ル一 己^ノ者^ノ一 死^ス女^ニ一 一^ニレ^テ者^ノ一、

49 国会本は「材」、叡山本は「林」とするが、『韻府群玉』当該項目には「才」とある。ただし、「材」字と「才」字は通用するため、校訂は施さない。

史記司馬遷カ、史記ノ語ヤラ、ヲホエヌソ、凡ヲトコハ、吾ヲ知テ、フチスル者ノ為ニ、一命ヲステ、用ニ立テ死ソ、
 女一人ハ、吾ヲ愛メ、ヒサウスル者ノ為ニ、マイカネヲメ、ミメ^{9.37}「カタチヲヨウスルソ、**活**「^{9.38}従一、人ニシタカイ、タノシム^{9.39}ソ、自然ノ心アリ、タチイ、ユウ^{9.40}トメ、イヤシウナイソ、和樂シタ心ソ、^{9.41}雍一、雍ハ、ヤワラクソ、和愛ノ心ソ、^{9.42}形一ハ、カタチソ、カタトル心モアルソ、**人名**商一^{9.43}般人ナリ、尚書六ノ武成ノ篇ニ^{9.44}武王ノ殷ノ紂ヲホロボメ、天下大ニ定テ、^{9.45}箕子ヲメシトツタヲ、ユルイテ、ハナシ、比干ガツカヲ封メ、^{9.46}マツリノ土ヲマシ^{9.47}、商一ハ、殷ノ賢人ナリ、ソレガ、家ノ門ヲトフルトキ、車ヲ立テ、ナカエノ木ニ、手ヲカケテ、^{9.48}礼儀ヲ、ナサレタソ、式^{9.49}ニ商一^{9.50}閻一トアリ、式ハ車ノ前ニアル木ナリ、式ト云ハ、ソノ木ニ手ヲカケラレタ^{9.51}ソ、敵ニイ^{9.52}「^{9.53}タ者ナレトモ、賢人チャホトニ、ウヤマウテ、セラレタソ、^{9.54}南一ハ、命吾ニアリ、孔子ノホメラレタ

ソ、毛詩ノ白圭ノ篇ヲ、ヲシカエメ、三度ツ、ヨウテ、感シタソ、此言ノカケタルヲハ、ヲサムベカラズト、云コトバ、此ノコトバヲ、三^{9.55}復シタソ、玉ノカケタハ、ミガイテモ、ナヲサウガ、人ノ一度アヤマツタ^{9.56}ヤ、アヤマリヲ云タ^{9.57}ハ、トリカヤサレヌソ、シナヲサレヌソ、^{9.58}茅一、後漢ノ者ナリ、字ハ季偉ナリ、トシ四十二メ、耕ヲ本ニメ、ヒツコウテ、イタソ、^{9.59}排勻ニアリ、後漢書ニハ、ミエヌソ、^{9.60}阮仲一、阮嗣宗姪ナリ、^{9.61}阮咸字ハ仲一ナリ、ヲヂノ阮籍ト、道ノ南ノ方ニイタソ、此二人ハ、スグレテ、^{9.62}一貧ナソ、ソノ外ノ、阮ハミナ、道ノ北ノ方ニイタソ、ミナタノシイソ、七タニ、^{9.63}犢鼻^{9.64}褌^{9.65}ノ、フドウシヲ、竿ノサキニ、カケテ、サライタソ、北富南貧ト云タソ、^{9.66}青雲^{9.67}偉^{9.68}器ト云タソ、青雲ハ、朝廷ナリ、朝廷ノヨイ、器用ノ人ト云心ソ、谷九ノマキニ、^{9.69}聽^{9.70}宋宗儒^{9.71}摘阮歌一ノ詩ノ注ニアリ、唐ノ時二人アリ、古イ家ヲ、ホリヤブツタレハ、フルイ銅ノウツワモノアリ、琵琶ニナリカ似テ、ソノ

50 『書経』「武成」の「釋箕子囚、封比干墓、式商容閻」に対する注に「皆武王反紂政、囚奴徒隸、封益其土、商容賢人、紂所貶退、式其閻巷、以禮賢」とあり、この抄文は「益其土」対応するものと考えられる。文の終止が期待されるが、校訂は施さない。

体ハマルイソ、元行沖カミテ、此ハ、晋ノ阮咸仲容ガツクツ
タ、器^{ウツ}チヤト云タソ、カエルニ、木デシテ、イトノ緒ヲツケ
テ、ヒイタレハ、声カ、清ウ、ホガラカニ、キコエタソ、音
楽ヲスル^{ウタ}「家ニ、此ヲ、名ツケテ、阮咸ト云タソ、谷カ詩
ノラクニ、身今親^{シヤル}見^ル阮仲^ワ」(衍^ハ心)「(朱)、トアリ、宋宗儒ハ、
昔ノ阮咸ニ直ニアウテ、曲ヲ伝エラレタ者チヤト、ホメテ云
タソ、晋書ノ列伝ノ十九ニアリ、氣カクワイナ者ナリ、ハツ
トニカ、ワラヌソ、阮咸ハ妙ニ、音律ヲシツタソ、比巴ヲヨ
ウヒイタソ、心ニアウタ友ト、酒ヲノウタソ、コト、ヒワヲ、
引テ、ウタウタソ、
「^ウ邠曼^一漢人官至^ル三六^一百^一石^一自^ニ引^テ去^ル漢ノ時ニ、吏^リノ官ノ
名ヲ、六^一一^一ト云ソ、此ノ官ハ、六百石^{コソ}ノブケンナリ、大夫
ノ官ヲハ、二千石^シト云タソ、ブケンノ数ヲ、官ニシタソ、邠
ハ、ワレヲシンシヤクメ、ヒツコウタソ、排勻^ウニモ、ミエ^一
ヌソ、漢書ニモ、伝ハアルマイソ、○蓉^ハ芙蓉、荷花ハス
ノ花ナリ、コ、ラニ、フヨウト云ハ、木ノ花ナリ、サルホト
ニ、木芙^一、水芙^一ト云ナリ、王儉泛緑水依^一、詳^レ荷、下

平ノ荷ニアリ、コ、ニ云ニ不及ソ、面々看^ル一^一、**韓**水ノア
ルコトニ、此花ヲミタソ、又木^一一名^{ハク}拒^キ霜^ト、此ハ、八月
ニサク^一ナリ、拒^{コハム}一^一ハ、フセグ心ソ、霜ニカル、ホトニ、
キラウテ、フセク心ソ、霜ノフルヨリ、サキニサクソ、一名^{ハク}
二木^一蓮^トハスノ花ニ、ヨウ似タソ、木芍薬ハ、牡丹ナリ、草ホ
タンハ、芍薬、コ、ニハ、草^一一^一ト云カ、唐ノ書ニ、草牡丹
トシタハ、ミスソ、孟後主^ノ城^ニ上^ニ種^レ此^名錦^城ト、**成**都^記孟後
主^一ハ孟昶ト云アリ、此ヲ、蜀後主ト云タソ、此ノ^一ソ、
ソノ城ノ上、ソコノアタリニ、此ノ花ヲ、ウエラレタ、花カ
錦ノ如ナホトニ、錦城ト云タソ、総メ、蜀ヲ錦城ト云ソ、錦
官城ト云ソ、錦城ト、官ヲノケテモ云ソ、蜀ニハ海棠ガ多ソ、
ドツコニモ、アルホドニ、錦官城ト云トモ云ソ、陸放翁カ、
蜀ノ劍南ノ守ニナツテ、蜀ニ七年イタソ、憶^ハ在^ニ錦^城歌^吹
海^一ト作^タハ、錦^一ハ総メ、蜀ヲ云タソ、成都記ハ、蜀ノ中^ニテ、
ミヤコニモ、^シタ所^ヲ云ソ、成^トトヨミサウナガ、呉音^ニ成^ト
ヨメルソ、成都ニアル^一ヲ^一ヲセタヲ、成^一記ト云ソ、成都ノ
二字ハ、史記ニ、三年ニメ、成^レ都^一ノ語ヲ以テ、名^一付^タ

ト、方輿勝覽ニアリ、錦里トモ云タソ、花ニヨツテ、錦ト云ソ、錦繡ノ如ナト云タソ、錦官城ト云ハ、合浦ニ、珠多ホトニ、珠宮ト云ト同ト、方輿ニアリ、君猷置酒秋香亭拒霜獨向ニ君猷一開、君一ハ、ナニタル者トモ、シレヌソ、坡カ詩ノ、花ノ所ニ、拒霜花ノ詩アリ、ソノ詩ニモ、此句ハナイソ、秋香亭テ、酒ヲノウテ、花ヲ愛シタソ、花カ、君一カ為ニ、ワザトサイテ、ミセタソ、**坡詞引**坡カ文集カ、別集ナドニアルカ、詞引トアリ、文集ニ詞ヤ引ト云カアルソ、**褥隱**ニ繡一ニ、**杜**シトネノモンニ、芙一ヲ、ヌイモノシタソ、一ソレニヨリテ、坐シタソ、芙一帳暖度ニ春宵**白**芙一ヲ、モンニヌウタ、帳ノ中、アタ、カナソ、春ノ夜ヲ、ヨフクルマテ、ソノ中テ、酒ナトノウデ、アソシタ心ソ、趙宋慶曆中朝士見^ル美^ニ女^三三十餘迎^ル一^ニ館主^一、詳^ル館、館ノ字ノ所ニアリ、美人三十人、ウツクシウヨソヲイテタツテ、ツレタチテ、行ヲミルニ、^観丁度カ馬^文ニノリ、クツワソノアトニ、ヒカエテアリ、一ノアトノ、一人ガ云ソ、一ノ主ヲ、迎エニ、イクト云タソ、丁度ハヤカテ死タソ、**石林燕話**ト云書

ニアリ、勻府ノ館ノ字ノ所ニハ、丁觀文丁度トアリ、坡カ芙蓉城ノ一詩ノ注ニハ、丁觀文度トアリ、排勻ノ丁ノ所ニ、丁度ト云アリ、芙一館ノハナイソ、石曼卿主一城詳坡、石一カハ、坡四ノマキノ注ニアリ、上ノト、同ヤウナナリ、李固言遇^ニ老^一嫗^一言郎君明年一鏡^一下及^ニ第^一果^一然^一、^{ツカ}詳^レ鏡、李一年ノヨリタ、ウ^ルル^バニ、アウタレハ、云ハハ、ソナタハ、明年芙一鏡ノモトデ、及第サシモウズト云タソ、ハタメ、云タクニ、アクル年及第シタソ、詩賦ヲカイタ中ニ、人鏡一ノ語ガアツタソ、ソコヲ、一鏡下ト云タソ、フルウバワ、金^一天神^一チヤトアルソ、青^{ケイ}熒^リ一^ノ劍^一犀^一一^ノ咒^一豈^ニ獨^一剽^一**杜**、青一ハ、アヲミテ、光リカ、ヤクソ、一ハ、劍ノ名ナリ、犀ノヤウナ、ヲソロシイ者ヲ、レウジニキラウソト云心ソ、又ハ一ノ花ヲ、劍ニメハ、犀ノツレノヲソロシイ者ハ、ナニカキラレウソト、云心テモアラウソ、一峰^ハ在^ニ衡^ニ山^ニ李^ニ詩^ニ、青^{ケツ}山^リ削^ス一^ノ出^一金^一一^ノ峰^ハ、南方ノ國ノ、衡州ノ山ニアリ、大^一一^ノ小^一一^ノト云テ、同ヤウナ、ミネガア

サクコカ、干要ソ、選ノ七命ノ篇環（イニ）以ニ万雉ノ一、万（イニ）

雉ハ、ホドアルソ、雉ノトシデ、一トヒトシテ、ヤスムホト

ソ、雉ハ、一トビニ、トヲウハ、トハヌソ、万雉ハ、コトナ

イコソ、ソレヲヒキマワイテ、カキヲシタソ、（イニ）高墉、公

用射ニ隼（イニ）於一之上（イニ）、解卦（イニ）易ノ解ノ卦ノコトバナリ、カイ

ハ、難ヲトキ（イニ）、（イニ）險厄ノ処ヲ、ノカル、心ソ、隼ハ、ハヤブ

サナリ、高一、カキハ、ハヤフサノ、ヲル所テハ、ナイソ、

位ヲサカツテ、難ヲトキノタ（イニ）レタ心ソ、（イニ）厚墉、无レ徳

而福（イニ）、（イニ）无レ基、而一（イニ）、（イニ）也、（イニ）晋語、徳モナウテ、福

ノ、サイワイノアルコハ、タトエバ、家ノモトイノ、石スエ

ナドモ、ナウテ、マワリノカキヲ、アツノトシタヤウナソ

ソ、徳ナクハ、福モ用ニタツマイソ、ホツタンノ、家ノ地ツ

クリナクハ、カキノアツイモ、イラヌコソ、（イニ）崇墉、以伐

ニ（イニ）、（イニ）皇矣ノ篇ハ、毛詩ノ十六ノ卷、大雅ノ部ノ中ナリ、周

ノ世ヲ、ホメタソ、天ガ、惡（イニ）逆（イニ）、无道（イニ）于殷（イニ）二代（イニ）ヲ、カ、ミ

ルニ、周ニマシタワナイソ、周（イニ）ハジマツテヨリ、代（イニ）々（イニ）徳ヲヲサムルコトヲ、定ルニ、文王ニ、スキタハ、ナイソ、皇（イニ）矣

上（イニ）帝臨（イニ）、下（イニ）有レ赫（イニ）ト、云ソ、天ノ上（イニ）ニ、イラル、帝ハ、

大ナ徳ノテリカ、ヤクコト、日ノ如ナソ、シモノ下（イニ）土ノ民ヲ、

スクウソ、此ノ心ヲ云ホドニ、皇矣ノ二字ヲ、篇ノ名ニシタ

ソ、与（イニ）、（イニ）臨（イニ）、（イニ）衝（イニ）、（イニ）以（イニ）伐（イニ）崇墉（イニ）、コ、ノ、崇（イニ）ノ字ヲ、ノセ

タソ、臨ハ臨車ナリ、衝ハ、衝車ナリ、タ、カイノ車ナリ、

サキエス、ムヲ、臨ト云ソ、天帝ノ文王ニイワレタソ、ソ

チヨイサキガケスル、兵車ヲ、ソロエトモニメ、テウギヲソ

ロエテ、敵ノ城ヲセメヨ、殷ノ紂ヲ、崇侯虎ト云（イニ）、エビス

カ、今スクイアケテ、无道ヲ、ナサスルホドニ、ソレヲウツ

テ、（イニ）平ヨ（イニ）ト、天帝ノユルサレタソ、（イニ）穿（イニ）墉、毛詩

ノ一ノ卷、国風ノ中、行露ノ篇ニアリ、此篇召公ノウツタエヲ、

キイテ、改テタ、シウ、行（イニ）ヲホメタ詩ナリ、衰乱ノ、ワルイ

トタウガ、スクナウ、ナツテ、タ、シイ、信（イニ）ノヲシエ、ヨコ

リ、ワウマク、（イニ）ブ（イニ）タ（イニ）ウ（イニ）ノ俗男モ、マコトアツテ、節義ヲ守テ、

女ノミチヲ、存（イニ）スル、女ヲ、ヲサエテ、吾カ、妻（イニ）ニスルコトナ

イソ、召公ノ法（イニ）ヲ、タ、シウ行（イニ）ホドニソ、厭（イニ）浥（イニ）、行（イニ）露（イニ）、豈（イニ）不（イニ）夙（イニ）夜（イニ）ト云タソ、厭（イニ）ハ、露ノウルラスコソ、アサユウ、

行ウト思ヘドモ、「^{103ウ}イカニモ、道ニ、露多ホドニソ、二月

ハ、ムコトリ、ヨメトリナトスル、月ソ、サレトモ、ミチニ

露多ホトニソ、此ハ、ブタウナ、男ガヲサエテ、礼儀ナシニ、

妻ニスルホドニソ、誰^カ謂^イ鼠^{ニト}无^キ牙^ハ何^ヲ以^カ穿^ツ我^カ墟^ヲ、此ハ、タ

トエソ、鼠ニ牙ナイデ、ハ、ナイソ、人ノ家ノカキヲ、ツイ

ハミヤフルソ、強^{キヤウ}暴^{ホウ}ノ礼儀シラヌ、アラ俗ノ礼義ヲ、ト、

ノエ、父母ニモヨク^{（ハセケ）}非^ル云イト、ノエ、媒モ、ナクメ、ヲ

サエテ、人ノ女ヲ、妻ニ、セウトスルニ、タトエタ心ソ、

乗^イ塘^{トウ}、易ノ同人ノ卦ノ語ナリ、不^レ詳^ソ、人ノ身モチ、心モ

チヲ云タソ、○^{103ウ}鑪大鐘ナリ^{テウシツレリ}詩^シ賁^ヒ鼓^ム維^イ、点^テ不^レ詳^ソ、書^シ笙^{シヤウ}

一^{103ウ}以^テ間^ヲ、ナリモノヲ、アツメテ、ヲイタニ、笙^{シヤウ}一^モ、

トリマセテ、ヲイタソ、^{（鐘）}大^リ鑪^ニ在^リ東^ニ序^ニ、樂^ニ宮^ノ東^ニ西^ニ、

ナリ物ヲナラベテ、ヲイタソ、尚書ニモアルソ、^{（東京付）}三^ニ宮^ニ

垂^ルニ^ニ金^ヲ一^ニ宮^中ニ^ニ金^ヲカケテ、アルソ、カケタヲ垂ト云ソ、

○^{ヨウ}鄘^ノ、国^ノ名^{ナリ}、南^ニ一^ニ北^ニ、^{（北）}南^ニ、一^ニ国^{アリ}、北^ニ、^{（北）}鄘^ニ

アルソ、鄘ハ、南方ノ夷^{（夷）}ノ国ソ、殷ノ紂朝歌ト云所ヲ、ミヤ

コニシタソ、ソノ畿^{（畿）}内^{（内）}千里ノ中ニ、東^{（東）}衛^{（衛）}南^{（南）}一^{（北）}北^{（北）}鄘^{（鄘）}アリ、

歌^{（歌）}レ^{（鄘）}鄘^{（鄘）}、呉^{（呉）}公^{（公）}子^{（子）}季^{（季）}札^{（札）}听^{（听）}レ^{（樂）}樂^{（樂）}為^{（為）}レ^{（之）}一^{（レ）}、左^{（左）}伝^{（伝）}ニ^{（二）}アリ、季^{（季）}札

カ、トノ国エヤラ、使^{（使）}ニ^{（二）}イテ、樂^{（樂）}ドモヲメ、モテナシニ、キ

カセタソ、ソノ国ノ《樂ハ、ナニト、ソノ国ノ》^{（一）}政^{（政）}ガ、

ナニトアル、一々樂ノ声テ、知テ云タソ、徐ノ君ノ、ツカノ

木ニ、劍カケタ、時ノ^{（一）}ナリ、^{（四）}鄘^{（鄘）}、^{（二）}子^{（子）}一^{（一）}、^{（一）}、^{（一）}、

ソコネタソ、左^{（左）}伝^{（伝）}ニ^{（二）}ハ、^{（一）}祈^{（祈）}ナリ、^{（一）}昭^{（昭）}十八^{（十八）}ノ^{（一）}伝^{（伝）}ニ^{（二）}アリ、^{（一）}鄘^{（鄘）}ハ城

ナリ以^{（以）}禳^{（禳）}ニ^{（二）}火^{（火）}災^{（災）}一^{（一）}、夏^{（夏）}四^{（四）}月^{（月）}ニ^{（二）}火^{（火）}始^{（始）}昏^{（昏）}見^{（見）}ト^{（一）}アリ、火^{（火）}星^{（星）}、心^{（心）}星^{（星）}カ、

ダタソ、星^{（星）}デ、七日^{（日）}メニ、宋^{（宋）}衛^{（衛）}陳^{（陳）}鄭^{（鄭）}ノ^{（一）}四^{（四）}个^{（个）}国^{（国）}、ミナ火^{（火）}事^{（事）}ア

リ、^{（一）}入^{（入）}名^{（名）}、^{（一）}李^{（李）}一^{（一）}唐^{（唐）}憲^{（憲）}宗^{（宗）}朝^{（朝）}拜^{（拜）}、^{（一）}唐^{（唐）}書^{（書）}ニ、字^{（字）}建^{（建）}侯^{（侯）}北^{（北）}海^{（海）}太^{（太）}守^{（守）}

邕^{（邕）}之^{（之）}從^{（從）}一^{（一）}孫^{（孫）}、進^{（進）}士^{（士）}及^{（及）}第^{（第）}シタソ、中^{（中）}書^{（書）}省^{（省）}正^{（正）}字^{（字）}ノ^{（一）}官^{（官）}ニ^{（二）}ナルソ、宰

相^{（相）}ハ、吾^{（吾）}任^{（任）}乎^{（乎）}ト云タソ、強^{（強）}直^{（直）}无^{（无）}レ^{（レ）}私^{（私）}者^{（者）}ナリ、ジヤウゴウ^{（ジヤウゴウ）}ナ

ソ、孫^{（孫）}景^{（景）}望^{（望）}好^{（好）}レ^{（レ）}学^{（学）}、家^{（家）}有^{（有）}レ^{（レ）}書^{（書）}、至^{（至）}ニ^{（二）}万^{（万）}卷^{（卷）}一^{（一）}、世^{（世）}一^{（一）}、^{（一）}号^{（号）}ニ^{（二）}季^{（季）}書^{（書）}樓^{（樓）}一^{（一）}

○^{（一）}備^{（備）}、雇^{（雇）}也^{（也）}ヤトウトヨムソ、^{（一）}売^{（売）}菜^{（菜）}備^{（備）}、^{（一）}備^{（備）}ハ^{（一）}厮^{（厮）}賤^{（賤）}之^{（之）}人^{（人）}ト、

53 『韻府群玉』当該項目には「具季札」とあり、「公子」の二字を欠く。ただし、出典である『春秋左氏伝』（襄公二十九年）には「呉公子札」とある。

54 『韻府群玉』当該項目には「唐憲宗朝相」とある。「拜」字は、『玉塵抄』が独自に補ったものか。

王逸カシタソ、廐ハイヤシイ、コエ灰ヲ、ヲウヤウナ_コヲス
ルヲ云ソ、コ、ラニ云、カワラノ者、又日_ヒ役_{ヤク}ナト、云ツレ
ソ、周_ウ紂_ス拜_{アリテ}洛陽_ノ令_{ヲリテ}一_下車_{ヨリツ}先_{ヘテ}問_{ヘテ}二_大姓_ヲ吏_{ヘテ}数_{ヘテ}三_閭里_ノ豪_ヲ強_ヲ一_以
対_{コタウ}、後漢書ニ伝アリ、字ハ文通下邳_ヒノ者ナリ、性ガ、キブウ
テ、キリキサムヤウナ、人ニナサケスクナイソ、人カヲソレ
タソ、肅宗ニツカエタソ、洛陽_一ミヤコノ令ニナツタソ、法_{ハウ}
式_{シキ}ヲ、ヲコナウ、所司代ノヤウナ官ソ、令_コニナツテ、ミヤコ
エ上_ノテ、車ヲヨリテ、先一番ニ、ミヤコニハ、氏_{イロ}姓_オノ「大
テ名カラ、ソノ主_一々ヲ問タレハ、定_ツツカイノヤウナ、吏_ガガテ、
ソノ村_一里_テノ声ヲスル者ヲ、カズヘテ、コタエタソ、周カイ
カツテ云タソ、本_ト問_フニ貴戚_{セキトモカラ}輩_ヲ一_豈能_ク知_ルニ_此一_レ一_平京_ヲ
師_{シユク}肅_ク清_ク、互_タ見_レ周_ニ、吏ガ村ヤ、ヤブノカケデ、ヒレヲスル
者ドモヲ、コタエタレハ、ムラタツテ、吾カ本_ニトウ心ハ、
貴_一人_高人_ノ众_ヲコソ、トエソ、ソノ菜_ナザウジ_ヲウルツレヲ
知テ、用_カアツテコソト云タソ、下平ノ周ノ所ニミエタソ、
紂_コノ字ハ、字書ニミエヌソ、サルホトニ、音モシラヌソ、漢
書ニモ、音ハツケヌソ、紂_コトヨマウカ、紂_コ、平ノ虞ニ、紂_コ

字アリ、一_{イロ}于_モ毛_モ同_ソ、一_イ治_一家_備、夏_馥党_錮事_起匿
姓名_ヲ一_一、後漢ノ者ナリ、字ハ子治モノヲ云_コ、タ、シ
ウ、シツ_一ハク_ニメ、ヲゴラヌ者ナリ、ギシヤナ者ソ、范_滂ナ
ド、云タ、大_キ氣_ヲモツタ者ト云アワセテ、徒_党ヲタテ、共_グ
一_行シタソ、別ノ者ト、マジロワス、戸_ナドラ、ジヤウヲ、ヲ
ロシ、釘_ヲ打テ、トチフサイタ、如ニシタソ、錮_ハ、クロガ
ネテ、物_ヲイフサイタ心ソ、後漢書ニ、党_錮伝ガアルソ、ソ
ノ众、伝_ニソツタソ、ライ_一范_一ガカシラナリ、後ニ党ノ众
ヲ、トカニヲコナワレタホドニ、名_一氏_一姓_ヲ、カエ、ヒゲヲ、
キツテ、ナリヲ、カエタソ、一_イ弟_ガ、市_テミタレハ、シラ
ヌソ、声_デ知トアリ、コ、ニ治家トアリ、治_ハ、ワルイソ、
治_ナリ、治家ハカヂヤナリ、カヂスル者ニ、ツカワレテ、イ
タソ、アイツチナド打テ、スギタソ、此_一众_一四十人ナリ、
○_一戰_一、兵器トシタガ、ナニタル者ヤラ、ヨミハシラヌソ、此
ツレノ字ハ、サラニ入ヌ字ソ、

○_一溶_一、一_一水_盛ナルトアリ、渺_々ト云ツレカ、一_一月_ハ、月
ヲ水ノヤウニ、一_一ト云ハ、ヲホロナカケヲ云タカ、梨_花院

一落一^レ月ト云句アリ、ヲホロニ、ロウ^一トシタヲ云タソ、
一^レ沈^{セン}一^レ溶、萃^一澹^一一^レ淋漓^{キョウ}翁^一落、**羽獵付**カリ^{一〇七六}一^レノ賦ニ、カイ

タソ、ナニヲ云タヤラ、山ノ^一カ、水ノ^一カ、心エヌソ、沈
音^{セン}発ナリ、流^一行^一良^一水ノ^一カ、^一鴻^一溶、恩^一一^レ号^一 沢注^一 澹^一
^{（庄む）}

⁵⁵ **李付** 文選ナドニアルカ、**人名** ^{ハク}一^レ鮑^一、唐^一人送^レ薛^一膺^一詩海^ニ

風江月 亦相^一思、唐詩人ナリ、三体ノ上ニ隋宮ノ詩アリ、

○輅、車^ノ行^ル良^クリン^一ト^一転^メ、行^タナリソ、 ○瑤、璣^一佩^一
^{ワモク}

一^レ声ナリ、佩ト云ハ、官人ハ、冠^一人ハ、冠^一リモ、玉ノカサリアリ、腰ニ

モ、ヲヒノサキニ、玉ヲ付ソ、アルケハナルソ、佩声^{ペル}還^ル到^ル鳳^一

池頭^ニト杜力^一作ソ、

○鎔、冶^ヤ器^キ模^モ範^{ハク}董^{トウ}仲^{チュウ}舒^{シュ}伝^{デン}ニアリ、冶ト云ハ、金^一テモ、土^一テ

モ、ヤイテ、^{一〇七四}一^レ器^キヲツクルヲ、冶ト云ソ、土^一テツクルハ、

土^一テカタラメ、ソレヲヤクソ、模^一ハ、カタノ^一ソ、鎔^一ハ、

トラカス^一ト、ヨムソ、ク、^{（研む）}ロカネヲ、カマニ入テ、フイ

カウヲタテ、板^一ヲフメハ、ウチエ、アカツタ火^一ヲフク者^一テ、

火ヲ吹ソ、鉄カトロケテ、ネハイ湯ニナルソ、ソノ湯ヲヒシ
ヤクテ、クンテ、カタヲシテ、**口エカクレハ、器ニナルソ、**

華^一嚴^一ニ、国^一土^一ヲアマタ立^レラレタソ、染^一淨^一鎔^一融^一土^一ト云アリ、淨
土^一ト、穢^一土^一トヲ、トラカメ、一^レ々^一 ^{（三む）}ナイタ心ナリ、**金之在^レ鎔**

カコトシト云心ソ、 ○榕、生^一南方^一 ^ニ枝^一着^一 ^ニ地^一即^一生^一 ^ニ根^一卷^一

肉^ニ ^{（メ）}曲^一 ^{（曲）}臭^一惡^一不^レ可^レ為^レ材^一 ^ト此^一木^一、南方ノ蚕^一溪^一ニ多ソ、枝ガ

タレテ、^{一〇七四}一^レ地^一ニツイテ、ソコカラ、又根^一カマカツテ、マイ

タヤウナソ、サウメ、ワルクサイソ、家^一ヲツクル材^一木^一ニハ、

ナラヌソ、山谷^一南^一遷^一維^一 ^ニ舟^一下^一 ^ニ人^一作^一 ^ニ溪^一閣^一、山谷カ、南

方^一エ流^一タ時、舟^一ヲ此^一ノ木^一ノモトニ、ツナイテ、ヤスンタソ、

ノチニ、人^一榕^一溪^一閣^一ト云^一ヲ作^一タソ、山谷^一ニヤツタカ、山谷^一ハ雷

州^一エ流^一テ、雷^一テハテタソ、雷^一ヲ、南^一遷^一ト云^一タカ、三体ノ一

ニ、榕^一葉^一滿^一庭^一鶯^一啼^一ト、柳^一子^一厚^一作^一タソ、

付記

⁵⁵ 国会本・叡山本は、「澹」字を欠き、「文選ナドニアルカ、」の後に「上ノ字マメツシタソ、」（いづれも国会本による）という文言を持つ。惟高妙
安の参照した『韻府群玉』は「澹」字が摩滅しており、東大本は独自に「澹」字を補ったものと推される。

本稿は、JSPS 科研費（特別研究員奨励費）JP21J20167・
JP21J20336 の助成を受けたものです。

- (こいけ としき 大学院人文社会系研究科 博士二年・
日本学術振興会特別研究員)
- (おおしま ひでゆき 大学院人文社会系研究科 博士二年・
日本学術振興会特別研究員)
- (おくやま ひかる 大学院人文社会系研究科 修士二年)
- (きこし ひろむ 大学院人文社会系研究科 修士二年)
- (やまもと ひさし 大学院人文社会系研究科 修士二年)
- (おばた こうき 大学院人文社会系研究科 修士一年)
- (たけばやし えいみ 大学院人文社会系研究科 修士一年)